

表 保安規定の変更認可申請と加工事業変更許可の記載整理表

核燃料物質の加工の事業に係る保安規定の変更認可申請 (STO-N21-001、令和3年2月18日)	加工事業変更許可(本文)	加工事業変更許可(添付)	説明
<p>第1章 総則</p>			
<p>(目的) 第1条 この規定は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(以下「法」という。)第22条第1項及び「核燃料物質の加工の事業に関する規則」(以下「加工規則」という。)第8条の規定に基づき、株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン(以下「GNF-J」という。)の加工施設における核燃料物質の加工の事業に関する保安について定め、もって核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物又は加工施設による災害の防止を図ることを目的とする。</p>	<p>I 加工施設の位置、構造及び設備 ロ 加工施設の一般構造 (1)安全設計の方針 加工施設は、より高い水準で公衆及び従事者に対する放射線被ばくのリスクを低減するという基本方針のもと、以下に示す設計方針に基づき安全設計を行い、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(以下「原子炉等規制法」という。)等の関連法規の要求を満足するとともに、「加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」(以下「事業許可基準規則」という。)等に適合するように設計する。 (a) 通常時において、加工施設周辺の公衆、放射線業務従事者等に対し、原子炉等規制法に基づき定められている線量限度を超える放射線被ばくを与えないようにする。 (b) 安全機能を有する施設は、設計、製作、建設、試験、検査等を通じて信頼性の高いものとする。また、万一の設備・機器の破損、故障、誤動作あるいは運転員の誤操作によっても、警報等及び安全側に作動するインターロック機構等を設けることにより、公衆に対し放射線障害を及ぼすことのない設計とする。 (c) 安全機能を有する施設は、火災等の内的事象、地震、津波、その他想定される自然現象及び航空機落下他の外的人為事象(故意によるものを除く。)によって、加工施設の安全機能が損なわれることのない構造及び配置とする。 (d) 安全機能を有する施設は、安全機能の重要度に応じて、その機能を確保するように設計する。また、通常時及び設計基準事故時に想定されるすべての環境条件において、その安全機能を発揮できるようにし、他の原子力施設と安全機能を有する施設を共用する場合においては、加工施設の安全機能を損なわない設計とする。 (2)安全上重要な施設の有無 建物・構築物及び設備・機器の機能の喪失による敷地周辺の公衆への実効線量を評価した結果、過度の放射線被ばくを及ぼすおそれはないため、本加工施設には安全上重要な施設はない。 (ページ2)</p>	<p>添付書類五 変更後における加工施設の安全設計に関する説明書 イ. 安全設計の方針 (イ) 基本方針 加工施設は、より高い水準で公衆及び従事者に対する放射線被ばくのリスクを低減するという基本方針のもと、以下に示す設計方針に基づき安全設計を行い、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(以下「原子炉等規制法」という。)等の関連法規の要求を満足するとともに、「加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」(以下「事業許可基準規則」という。)等に適合するように設計する。 (1) 通常時において、加工施設周辺の公衆、放射線業務従事者等に対し、原子炉等規制法に基づき定められている線量限度を超える放射線被ばくを与えないようにする。 (2) 安全機能を有する施設は、設計、製作、建設、試験、検査等を通じて信頼性の高いものとする。また、万一の設備・機器の破損、故障、誤動作あるいは運転員の誤操作によっても、警報等及び安全側に作動するインターロック機構等を設けることにより、公衆に対し放射線障害を及ぼすことのない設計とする。 (3) 安全機能を有する施設は、火災等の内的事象、地震、津波、その他想定される自然現象及び航空機落下他の外的人為事象(故意によるものを除く。)によって、加工施設の安全機能が損なわれることのない構造及び配置とする。 (4) 安全機能を有する施設は、安全機能の重要度に応じて、その機能を確保するように設計する。また、通常時及び設計基準事故時に想定されるすべての環境条件において、その安全機能を発揮できるようにし、他の原子力施設と安全機能を有する施設を共用する場合においては、加工施設の安全機能を損なわない設計とする。 (ロ)安全上重要な施設の有無 建物・構築物及び設備・機器の機能の喪失による敷地周辺の公衆への実効線量を評価した結果、過度の放射線被ばくを及ぼすおそれはないため、本加工施設には安全上重要な施設はない。 (ページ 添5-1)</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>

核燃料物質の加工の事業に係る保安規定の変更認可申請 (STO-N21-001、令和3年2月18日)	加工事業変更許可(本文)	加工事業変更許可(添付)	説明
第2章 品質保証体制			
第1節 品質保証体制			
<p><u>(品質マネジメントシステム計画)</u> <u>第4条 加工施設における核燃料物質の加工に関する保安活動のための品質保証活動を実施するに当たり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。</u> 【品質マネジメントシステム計画】 1. 目的 <u>本計画は、原子力の安全を確保することを目的として、加工施設における核燃料物質の加工に関する保安活動を機能的かつ合理的に行うために、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」及び「同規則の解釈」(以下「品管規則」という。)に基づき構築した品質マネジメントシステムを文書化したものである。</u></p> <p>2. 適用範囲 <u>本計画は、本事業所の保安活動に適用する。</u></p> <p>3. 定義 <u>本計画で使用する用語は、原則として品管規則に従う。</u> <u>その他、本計画での用語は以下の通りとする。</u></p> <p>① <u>業務</u> <u>保安活動を構成する各プロセスを実施すること。広義には品質マネジメントシステム全般の活動を指し、狭義には、「個別業務の計画及び実施」の対象である個別業務を指す。7、8項では後者の意味で使用する。</u></p> <p>② <u>保安品質</u> <u>原子力施設の保安のための業務に係る品質と同義のものとして使用する。</u></p> <p>③ <u>規程類</u> <u>業務プロセスの要求事項、手順を記載し、業務に必要なプロセスを定めた文書の総称であり、保安規定の記載事項をさらに詳細に記載した規程書、その他業務に必要な手順書(社内文書呼称としての「～規程」、計画書類を含む。以下、「手順書等」という。)が含まれる。</u></p> <p>④ <u>計測機器</u> <u>保安規定に記載している計器、プロセスの監視及び測定に用いる監視・測定機器及び放射線測定器等を総称して本計画では計測機器という。</u></p> <p>⑤ <u>活動期間(年度)</u> <u>保安活動の活動期間は期間毎に以下の業務に適用する。</u> (1)毎年1月1日～12月31日 <u>マネジメントレビュー、保安品質会議、保安品質目標、内部監査、保安不適合管理、工事計画管理、その他識別番号に暦年を含む文書やデータベースの発番管理</u> (2)毎年4月1日～3月31日 <u>教育・訓練、放射線安全委員会、放射線管理、記録確認、その他(1)に記載した活動以外の保安活動</u></p> <p>4. 品質マネジメントシステム 4.1 一般要求事項 (1) 品質マネジメントシステムの確立 <u>保安管理組織は、本計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、文書化し、実施し、維持する。また、そのマネジメントシステムの実効性を維持する(保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることをいう。)ため、品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されるとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、システムを継続的に改善する。</u> (2) 重要度の考慮 <u>品質マネジメントシステムの確立及び運用においては、事故が発生した場合に加工施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じ、以下の a)から c)までに掲げる事項を考慮した加工施設における保安活動の管理の重み付けである保安活動の重要度に応じて、要求事項の適用の程度についてグレード分けを行い、4.2.1項 に示す文書に適宜定める。</u> a) 組織、プロセス又は加工施設の重要度、複雑性、独自性、又は斬新性の程度 b) 加工施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を</p>	<p>七 加工施設の保安ため業務に係る品質管理必要な整備に関する事項</p> <p>イ 総則 (イ) 目的 核燃料物質の加工の事業者である株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパンは、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則(以下「品管規則」という。)」及び「同解釈」に基づき、加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制を整備することにより、原子力の安全を確保する。</p> <p>(ハ) 適用範囲 品質管理に関する事項は、加工施設の保安活動に適用する。</p> <p>(ロ) 定義 本申請書で使用する用語は、品管規則及び同解釈に従う。なお、本申請書における「組織」とは、加工施設の保安のための業務に係る組織をいう。 (ページ1 (STO-Q20-009:2020年6月12日届出))</p> <p>ロ 品質マネジメントシステム (イ)品質マネジメントシステムに係る要求事項 (1)組織は、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。</p> <p>(2)組織は、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用する。 この場合において、次に掲げる事項を適切に考慮する。</p> <p>a.加工施設、組織又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度 b.加工施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を</p>	<p>添付書類二 変更に係る加工に関する技術的能力に関する説明書 ハ. その他変更後における加工に関する技術的能力に関する事項 (ニ) 設計及び工事並びに運転及び保守に係る品質保証活動 設計及び工事並びに運転及び保守の各段階における品質保証活動は、保安規定において「原子力発電所における安全のための品質保証規程(J E A C 4 1 1 1 - 2009)」及び関係法令に基づく保安品質保証計画書を定め、これに従い施設の安全を達成、維持及び向上するための品質マネジメントシステムを確立し、文書化し、実施し、かつ維持するとともに、システムの有効性を継続的に改善する。 当社は、文書化された保安品質保証計画書に基づき、社長をトップマネジメントとし、実施部門である各部及び監査部門である保安管理部にて品質保証体制を構築している。 【中略】 (ページ 添 2-5)</p> <p>添付書類二 変更に係る加工に関する技術的能力に関する説明書 ハ. その他変更後における加工に関する技術的能力に関する事項 (ニ) 設計及び工事並びに運転及び保守に係る品質保証活動 設計及び工事並びに運転及び保守の各段階における品質保証活動は、保安規定において「原子力発電所における安全のための品質保証規程(J E A C 4 1 1 1 - 2009)」及び関係法令に基づく保安品質保証計画書を定め、これに従い施設の安全を達成、維持及び向上するための品質マネジメントシステムを確立し、文書化し、実施し、かつ維持するとともに、システムの有効性を継続的に改善する。 当社は、文書化された保安品質保証計画書に基づき、社長をトップマネジメントとし、実施部門である各部及び監査部門である保安管理部にて品質保証体制を構築している。 【中略】 (ページ 添 2-5)</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>

核燃料物質の加工の事業に係る保安規定の変更認可申請 (STO-N21-001、令和3年2月18日)	加工事業変更許可(本文)	加工事業変更許可(添付)	説明
<p>及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ。なお、「原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ」とは、原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事象(故意によるものを除く。)及びそれらにより生じ得る影響や結果の大きさをいう。</p> <p>c) 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響。なお、「通常想定されない事象」とは、設計上考慮していない又は考慮していても発生し得る事象(人的過誤による作業の失敗等)をいう。</p> <p>(3) 関係法令の明確化 保安管理組織は、加工施設に適用される関係法令(以下「関係法令」という。)を明確に認識し、本計画にて規定する文書その他の品質マネジメントシステムに必要な文書(記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。)に明記する。</p> <p>(4) 実施事項 保安管理組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを保安管理組織に適用することを別図1-2「品質マネジメントシステム文書体系図」に示す文書に定め、次に掲げる業務を行う。</p> <p>a) プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確に定める。</p> <p>b) これらのプロセスの順序及び相互の関係(組織内のプロセス間の相互関係を含む。)を別図1-3「品質マネジメントシステムのプロセスフロー」に明確にする。</p> <p>c) これらのプロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な保安活動状況を示す指標(以下「保安活動指標」といい、原子力規制検査等に関する規則(令和2年原子力規制委員会規則第2号)第5条に規定する安全実績指標(特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。)を含む。)、当該指標に係る判断基準及び方法を明確にする。</p> <p>d) これらのプロセスの運用並びに監視及び測定(以下、「監視測定」という。)に必要な資源及び情報を利用できる体制(責任及び権限の明確化を含む。)を確保する。</p> <p>e) これらのプロセスを監視測定し、分析する。ただし、監視測定することが困難な場合は、これを要しない。</p> <p>f) これらのプロセスについて、意図した結果を得るため、及び、実効性を維持するために、所要の措置(プロセスの変更含む。)を講ずる。</p> <p>g) これらのプロセス及び保安管理組織を品質マネジメントシステムと整合がとれたものにする。</p> <p>h) 社会科学及び行動科学の知見を踏まえて、品質マネジメントシステムの運用を促進する。</p> <p>i) 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全を確保する。これには、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る安全対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し解決することを含める。</p> <p>j) 保安管理組織は、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を考慮し、以下のような状態となることを目指して、健全な安全文化の育成及び維持のための取組みを実施する。</p> <p>(a) 原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。</p> <p>(b) 風通しの良い組織文化が形成されている。</p> <p>(c) 組織の全ての要員が、自ら行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行しその業務に責任を持っている。</p> <p>(d) 全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。</p> <p>(e) 組織の全ての要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。</p> <p>(f) 原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。</p> <p>(g) 安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善する基礎としている。</p> <p>(h) 原子力の安全には核セキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。</p> <p>(5) 外部組織へのプロセスの委託 保安管理組織は、プロセス又は加工施設に係る要求事項(関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。)への適合に影響を及ぼすプロセスを社外に外部委託する場合には、当該プロセスが管理されているようにするための手順を、7.4 項[調達]</p>	<p>及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ</p> <p>c. 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響</p> <p>(3)組織は、加工施設に適用される関係法令(以下単に「関係法令」という。)を明確に認識し、この規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書(記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。)に明記する。</p> <p>(4)組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行う。</p> <p>a. プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確に定めること。</p> <p>b. プロセスの順序及び相互の関係を明確に定めること。</p> <p>c. プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な組織の保安活動の状況を示す指標(以下「保安活動指標」という。)並びに当該指標に係る判定基準を明確に定めること。</p> <p>d. プロセスの運用並びに監視及び測定(以下「監視測定」という。)に必要な資源及び情報を利用できる体制を確保すること。(責任及び権限の明確化を含む。)</p> <p>e. プロセスの運用状況を監視測定し分析すること。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。</p> <p>f. プロセスについて、意図した結果を得、及び実効性を維持するための措置を講ずること。</p> <p>g. プロセス及び組織を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。</p> <p>h. 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること。</p> <p>(5)組織は、健全な安全文化を育成し、及び維持する。</p> <p>(6)組織は、機器等又は個別業務に係る要求事項(関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。)への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。</p>		

核燃料物質の加工の事業に係る保安規定の変更認可申請 (STO-N21-001、令和3年2月18日)	加工事業変更許可(本文)	加工事業変更許可(添付)	説明																																																												
<p>で明確に定める。また、社内の保安管理組織外の組織に業務依頼する場合は、当該プロセスが管理されているようにするための手順を、7.5.6 項[保安管理組織外への業務依頼]で明確に定める。</p> <p>(6) 資源の配分 保安管理組織は、保安活動の重要度に応じてグレード分けの結果(4.1 項(3)参照)に基づき資源の適切な配分を行う。</p> <p>4.2 文書化に関する要求事項 4.2.1 一般 保安管理組織は、以下の事項を含めて品質マネジメントシステムの文書を作成し、これに規定した事項を実施する。また、記録は適正に作成する。</p> <p>(1) 保安品質方針(品質に関する宣言)及び保安品質目標 (2) 保安品質保証計画書及び保安品質保証計画書が要求する文書化された手順(規程書)及び記録</p> <p>以下の規程書</p> <table border="1" data-bbox="160 583 920 1730"> <thead> <tr> <th>第4条の関連条項</th> <th>保安品質保証計画書の関連条項</th> <th>社内2次文書名</th> <th>第4条以外の関連条項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4.2</td> <td>4.2</td> <td>文書管理規程 保安に関する記録・報告規程</td> <td>第97条、第98条</td> </tr> <tr> <td>5.1 5.3 5.4</td> <td>5.1 5.3 5.4</td> <td>品質に関する宣言(1次文書) 品質目標管理規程 保安品質マネジメントレビュー規程</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5.5</td> <td>5.5</td> <td>保安管理組織職務規程 加工施設の定期評価規程</td> <td>第16条、第17条、 第18条、第19条、 第20条</td> </tr> <tr> <td>5.6</td> <td>5.6</td> <td>保安品質マネジメントレビュー規程</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6.2 6.3</td> <td>6.2 6.3</td> <td>保安教育実施規程 設備保守管理規程 施設変更管理規程</td> <td>第23条 第58条から第58条の4、 第60条、第62条、 第64条の2、第65条、</td> </tr> <tr> <td>6.4</td> <td>6.4</td> <td>放射線管理規程 火災防護計画</td> <td>第38条から第57条 第76条の2から第80条の3</td> </tr> <tr> <td>7.2 7.3</td> <td>7.2 7.3</td> <td>文書管理規程 保安管理組織職務規程 設備保守管理規程</td> <td>第58条から第58条の4、 第60条、第62条、 第64条の2、第65条、</td> </tr> <tr> <td>7.4</td> <td>7.4</td> <td>購買規程</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7.5</td> <td>7.5</td> <td>核燃料加工施設操作規程</td> <td>第27条、第28条、 第30条、第31条、 第34条から第35条の2</td> </tr> <tr> <td>7.6</td> <td>7.6</td> <td>設備保守管理規程</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8.1 8.3 8.5 8.6 8.8</td> <td>8.1 8.3 8.5 8.6 8.8</td> <td>加工施設の定期評価規程 保安品質監査規程 設備保守管理規程 保安不適合管理及び是正・未然防止処置規程</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 実効性のあるプロセスを計画的に実施し、管理するための保安管理組織が定めた規程類及びそれらに基づく記録以下の品質マネジメントシステムの運用に関する記録</p> <table border="1" data-bbox="160 1814 920 1969"> <thead> <tr> <th>第4条の関連条項</th> <th>記録の種類</th> <th>保存期間</th> <th>記録・保存責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5.6.3(2)</td> <td>マネジメントレビューの結果の記録</td> <td>5年</td> <td>保安管理部長</td> </tr> <tr> <td>6.2.2 e)</td> <td>教育・訓練、技能及び経験について該当する記録</td> <td>*1</td> <td>環境安全部長 又は</td> </tr> </tbody> </table>	第4条の関連条項	保安品質保証計画書の関連条項	社内2次文書名	第4条以外の関連条項	4.2	4.2	文書管理規程 保安に関する記録・報告規程	第97条、第98条	5.1 5.3 5.4	5.1 5.3 5.4	品質に関する宣言(1次文書) 品質目標管理規程 保安品質マネジメントレビュー規程		5.5	5.5	保安管理組織職務規程 加工施設の定期評価規程	第16条、第17条、 第18条、第19条、 第20条	5.6	5.6	保安品質マネジメントレビュー規程		6.2 6.3	6.2 6.3	保安教育実施規程 設備保守管理規程 施設変更管理規程	第23条 第58条から第58条の4、 第60条、第62条、 第64条の2、第65条、	6.4	6.4	放射線管理規程 火災防護計画	第38条から第57条 第76条の2から第80条の3	7.2 7.3	7.2 7.3	文書管理規程 保安管理組織職務規程 設備保守管理規程	第58条から第58条の4、 第60条、第62条、 第64条の2、第65条、	7.4	7.4	購買規程		7.5	7.5	核燃料加工施設操作規程	第27条、第28条、 第30条、第31条、 第34条から第35条の2	7.6	7.6	設備保守管理規程		8.1 8.3 8.5 8.6 8.8	8.1 8.3 8.5 8.6 8.8	加工施設の定期評価規程 保安品質監査規程 設備保守管理規程 保安不適合管理及び是正・未然防止処置規程		第4条の関連条項	記録の種類	保存期間	記録・保存責任者	5.6.3(2)	マネジメントレビューの結果の記録	5年	保安管理部長	6.2.2 e)	教育・訓練、技能及び経験について該当する記録	*1	環境安全部長 又は	<p>(7)組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。</p> <p>(ロ)品質マネジメントシステムの文書化</p> <p>組織は、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。</p> <p>a.品質方針及び品質目標 b.品質マネジメントシステムを規定する文書(以下「品質マニュアル」という。)</p> <p>c.実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために必要な文書 d.品管規則の要求事項に基づき作成する手順書、指示書、図面等(以下「手順書等」という。)[3.定義③に含む]</p>	<p>添付書類二 変更に係る加工に関する技術的能力に関する説明書</p> <p>ハ. その他変更後における加工に関する技術的能力に関する事項</p> <p>(ニ) 設計及び工事並びに運転及び保守に係る品質保証活動</p> <p>設計及び工事並びに運転及び保守の各段階における品質保証活動は、保安規定において「原子力発電所における安全のための品質保証規程(J E A C 4 1 1 1 - 2009)」及び関係法令に基づく保安品質保証計画書を定め、これに従い施設の安全を達成、維持及び向上するための品質マネジメントシステムを確立し、文書化し、実施し、かつ維持するとともに、システムの有効性を継続的に改善する。</p> <p>当社は、文書化された保安品質保証計画書に基づき、社長をトップマネジメントとし、実施部門である各部及び監査部門である保安管理部にて品質保証体制を構築している。</p> <p>【中略】 (ページ 添2-5)</p>	
第4条の関連条項	保安品質保証計画書の関連条項	社内2次文書名	第4条以外の関連条項																																																												
4.2	4.2	文書管理規程 保安に関する記録・報告規程	第97条、第98条																																																												
5.1 5.3 5.4	5.1 5.3 5.4	品質に関する宣言(1次文書) 品質目標管理規程 保安品質マネジメントレビュー規程																																																													
5.5	5.5	保安管理組織職務規程 加工施設の定期評価規程	第16条、第17条、 第18条、第19条、 第20条																																																												
5.6	5.6	保安品質マネジメントレビュー規程																																																													
6.2 6.3	6.2 6.3	保安教育実施規程 設備保守管理規程 施設変更管理規程	第23条 第58条から第58条の4、 第60条、第62条、 第64条の2、第65条、																																																												
6.4	6.4	放射線管理規程 火災防護計画	第38条から第57条 第76条の2から第80条の3																																																												
7.2 7.3	7.2 7.3	文書管理規程 保安管理組織職務規程 設備保守管理規程	第58条から第58条の4、 第60条、第62条、 第64条の2、第65条、																																																												
7.4	7.4	購買規程																																																													
7.5	7.5	核燃料加工施設操作規程	第27条、第28条、 第30条、第31条、 第34条から第35条の2																																																												
7.6	7.6	設備保守管理規程																																																													
8.1 8.3 8.5 8.6 8.8	8.1 8.3 8.5 8.6 8.8	加工施設の定期評価規程 保安品質監査規程 設備保守管理規程 保安不適合管理及び是正・未然防止処置規程																																																													
第4条の関連条項	記録の種類	保存期間	記録・保存責任者																																																												
5.6.3(2)	マネジメントレビューの結果の記録	5年	保安管理部長																																																												
6.2.2 e)	教育・訓練、技能及び経験について該当する記録	*1	環境安全部長 又は																																																												

核燃料物質の加工の事業に係る保安規定の変更認可申請 (STO-N21-001、令和3年2月18日)				加工事業変更許可(本文)	加工事業変更許可(添付)	説明
			担当部長			
7.1(3) e)	個別業務プロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録*	*2	担当部長			
7.2.2(3)	個別業務に対する要求事項のレビューの結果の記録、及びそのレビューを受けてとられた処置の記録	5年	保安管理部長			
7.3.2(1)	設計・開発の要求事項、レビュー、検証及び妥当性確認の結果の記録及び必要な処置があればその記録	5年	担当部長			
7.3.4(3)						
7.3.5(2)						
7.3.6(3)						
7.3.7(1)	設計・開発の変更の記録、設計・開発の変更のレビューの結果の記録及び必要な処置があればその記録	5年	担当部長			
7.3.7(4)						
7.4.1(4)	供給者の評価の結果の記録及び評価によって必要とされた処置があればその記録	5年	保安管理部長			
7.5.2(3)	プロセスの妥当性確認に関する記録	*3	担当部長			
7.5.3(3)	個別業務に関するトレーサビリティの記録	*4	担当部長			
7.5.4	組織の外部の所有物に関して、組織が必要と判断した場合の記録	5年	担当部長			
7.6(3) a)	校正又は検証に用いた基準の記録	5年	品質保証部長 及び 保安管理部長			
7.6(3) a)	校正及び検証の結果の記録					
7.6(3) e)	計測機器の校正が外れた時の過去の測定結果の妥当性評価の記録	5年	担当部長			
8.3(8)	内部監査の結果の記録	5年	保安管理部長			
8.5(3)	検査及び試験の合否判定基準への適合の記録	*3	担当部長			
8.5(4)	リリース(次工程への引渡し)を正式に許可した人の記録	*3	担当部長			
8.6(2)、(3)	不適合の処置に関する記録	5年	保安管理部長			
8.8.2(1) f)	是正処置等に関する記録	5年	保安管理部長			
8.8.3(2) d)	未然防止処置に関する記録	5年	保安管理部長			
<p>*1 : 12年または在籍期間の長い方とする。(ただし、別表18の7項の記録は除く)</p> <p>*2 : 対象は別表18の各記録のうち1項、8項及び9項を除くものとし、保存期間は別表18の各記録に定める期間とする。</p> <p>*3 : 別表18の「加工施設の検査記録」に定めるところによる。</p> <p>*4 : トレーサビリティの記録は、保安に関する全般の記録に併せて記録保管される。これらの体系を別図1-2に示す。</p> <p>4.2.2 品質マニュアル</p> <p>次の事項を含む品質マニュアルとして、「保安品質保証計画書」を保安管理責任者が作成し、放射線安全委員会での審議を経て社長が承認する。改訂は、マネジメントレビューにおいて、品質マネジメントシステムの変更の必要性が指摘された場合を含め、変更の必要が生じた場合に実施し、改訂する場合にも、上記と同じ手続きを経て社長が承認する。</p> <p>a) 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの計画に関する事項</p> <p>c) 品質マネジメントシステムの実施に関する事項</p> <p>d) 品質マネジメントシステムの評価に関する事項</p> <p>e) 品質マネジメントシステムの改善に関する事項</p> <p>f) 品質マネジメントシステムの適用範囲</p> <p>g) 品質マネジメントシステムについて確立された文書化された手順書等、またはそれらを参照できる名称や文書番号等の情報</p> <p>h) 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係に関する記述</p> <p>4.2.3 文書管理</p> <p>(1) 保安管理組織は、上記4.2.1項に記載した品質マネジメントシステムを構成する文書について、次項を含む管理を行う。</p>				<p>(ハ) 品質マニュアル</p> <p>組織は、品質マニュアルに次に掲げる事項を定める。</p> <p>a.品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項</p> <p>b.保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項</p> <p>c.品質マネジメントシステムの適用範囲</p> <p>d.品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報</p> <p>e.プロセスの相互の関係</p> <p>(ニ) 文書の管理</p> <p>(1)組織は、品質マネジメント文書を管理する。</p>		

核燃料物質の加工の事業に係る保安規定の変更認可申請 (STO-N21-001、令和3年2月18日)	加工事業変更許可(本文)	加工事業変更許可(添付)	説明
<p>a) (2)に規定する「文書管理規程」に基づく文書の管理</p> <p>b) 組織として承認されていない文書の使用又は適切ではない変更の防止</p> <p>c) 文書の組織外への流出等の防止</p> <p>d) 品質マネジメント文書の発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた処置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持</p> <p>(2) 保安管理組織は、要員が判断および決定をするに当たり、文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含め、適切な品質マネジメント文書を利用できるよう以下に掲げる事項を含めた「文書管理規程」を定める。ただし、記録は、文書の一種ではあるが、4.2.4 項[記録の管理]に従って管理する。</p> <p>a) 品質マネジメント文書は、発行前にその妥当性を審査し、発行を承認する。</p> <p>b) 品質マネジメント文書は、発行後、改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たっては発行時と同様に、その妥当性を審査し、改訂を承認する。</p> <p>c) a)及び b)の評価及び審査には、その対象となる文書に定める活動を実施する部門(第16条に定める管理組織の最小単位をいう。)の要員を参加させる。</p> <p>d) 文書の変更の識別及び最新版の改訂状況の識別を確実にするため、電子文書管理システムに登録し、適用する版の管理を適切に行う。</p> <p>e) 該当する文書の適切な制定版又は改訂版が、必要なときに、必要なところで利用可能な状態にするために電子文書管理システム又はその内容に主たる責任を持つ主管部門が適用する版を台帳に記録する等により明確にする。</p> <p>f) 文書は読みやすく、文書番号を付すことにより識別を行い検索が容易にできるようにする。(さらに文書を改訂する場合には、その変更内容、変更理由を明確にする。)</p> <p>g) 品質マネジメントシステムの計画及び運用のために保安管理組織が必要と決定した保安管理組織の外部からの文書については、その入手に主たる責任を持つ主管部門が明確にし、その配付を含めた手順を定め管理する。</p> <p>h) 廃止文書が誤って使用されないようにする。また、旧版を保存する場合には、適切な識別をする。</p> <p>4.2.4 記録の管理</p> <p>(1) 保安管理組織は、個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証するために作成する記録の対象を明確にし、かつ、記録は読みやすく、容易に内容を把握することができ、検索可能とするようにし、保安活動の重要度に応じて管理する。 主な対象は、別表 18 に定める記録、4.2.1 項(3)に示す品質マネジメントシステムの運用に関する記録等がある。</p> <p>(2) 保安管理部長は、記録の識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄に関して必要な管理を規定するために「保安に関する記録・報告規程」を定める。</p> <p>5. 経営責任者等の責任</p> <p>5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ</p> <p>社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことによって実証する。</p> <p>(1) 法令、規制要求を遵守すること及び原子力の安全を確保することの重要性を含めた保安品質方針を設定し、全社に周知する。</p> <p>(2) 保安品質目標及びその達成のための施策を各部長に活動期間ごとに定めさせる。</p> <p>(3) 保安管理組織の要員が、健全な安全文化を育成し維持するための活動に貢献することを確実にするため、要員が育成し、維持する取組に参画できる環境を整える。</p> <p>(4) マネジメントレビューを実施する。</p> <p>(5) 品質マネジメントシステムに必要な資源が利用できる体制を確保する。</p> <p>(6) 法令・規則要求事項を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を、保安管理組織の要員に周知する。</p> <p>(7) 自らが担当する業務を理解し、遂行する責任を有することを、保安管理組織の要員に認識させる。</p> <p>(8) 保安管理組織の全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにする。</p> <p>5.2 原子力の安全の確保の重視</p> <p>社長は、保安管理組織の意思決定に当たり、原子力の安全を最優先に位置付け、プロセス及び加工施設が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がコストその他</p>	<p>(2)組織は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるよう、品質マネジメント文書に関する次に掲げる事項を定めた手順書等を作成する。</p> <p>a.品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。</p> <p>b.品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること。</p> <p>c.a.及び b.の審査並びに b.の評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させること。</p> <p>d.品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにすること。</p> <p>e.改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合においては、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保すること。</p> <p>f.品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにすること。</p> <p>g.組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。</p> <p>h.廃止した品質マネジメント文書が使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。</p> <p>(ホ)記録の管理</p> <p>(1)組織は、品管規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。</p> <p>(2)組織は、(1)の記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に関し、所要の管理の方法を定めた手順書等を作成する。</p> <p>(ページ1～3 (STO-Q20-009:2020年6月12日届出))</p> <p>ハ 経営責任者等の責任</p> <p>(イ) 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ</p> <p>社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことによって実証する。</p> <p>a.品質方針を定めること。</p> <p>b.品質目標が定められているようにすること。</p> <p>c.要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること。</p> <p>d.ハ(ヌ)に規定するマネジメントレビューを実施すること。</p> <p>e.資源が利用できる体制を確保すること。</p> <p>f.関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。</p> <p>g.保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。</p> <p>h.全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。</p> <p>(ロ) 原子力の安全の確保の重視</p> <p>社長は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。</p>		

核燃料物質の加工の事業に係る保安規定の変更認可申請 (STO-N21-001、令和3年2月18日)	加工事業変更許可(本文)	加工事業変更許可(添付)	説明
<p><u>の事由によって損なわれないことを確実にする。</u></p> <p><u>5.3 品質方針</u> <u>社長は、保安管理組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して、健全な安全文化を育成し維持するための方針及び関係法令の遵守に係る方針を含む品質方針である「保安品質方針(品質に関する宣言)」を制定し、必要に応じて見直す。保安品質方針の制定及び見直しにおいては、次の事項に適合していることを確実にするとともに、技術的、人的及び組織的な要因並びにそれらの相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮する。</u> <u>(1) 誠実、安全を最優先とする GNF-J の理念に対して適切なものであること。</u> <u>(2) 原子力の安全の要求事項を満たすこと及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に対して、責任を持って関与すること。</u> <u>(3) 各部長に保安品質目標を設定させ、マネジメントレビューでフォローアップを行うこと。</u> <u>(4) 保安管理組織全体に周知され、理解されるようにすること。</u> <u>(5) 品質マネジメントシステムの継続的な改善に責任をもって関与すること。</u> <u>(6) 加工事業者として必要な組織運営に関する方針と整合をとり、原子力の安全に影響を及ぼす可能性のある要素を考慮して、安全性が損なわれないように管理すること。</u></p> <p><u>5.4 計画</u> <u>5.4.1 品質目標</u> <u>社長は、保安品質方針に基づく品質目標として、毎年全社保安品質目標を設定し、各部長に対し、各部門の保安品質目標を次の要領で設定させる。</u> <u>品質保証部長は、保安品質目標の設定や管理に関して「品質目標管理規程」を定める。</u> <u>(1) 各部長は、保安品質方針及び全社保安品質目標に基づき、業務の要求事項を満たすために必要なものを含めた自部門の保安品質目標を作成し、文書化する。作成に当たっては、品質目標を達成するための計画として、「実施事項」、「必要な資源」、「責任者」、「実施事項の完了時期」、及び「結果の評価方法」を含める。</u> <u>(2) 社長は、保安管理責任者に、各部長の保安品質目標が保安品質方針及び全社保安品質目標と整合がとれており、その達成状況を監視測定して評価可能であることを確認させる。</u></p> <p><u>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画</u> <u>(1) 社長は、保安品質目標及び品質マネジメントシステムの 4.1 項[一般要求事項]を満たすために、保安管理責任者に品質マネジメントシステムの詳細を「保安品質保証計画書」として文書化させ、承認する。</u> <u>(2) 社長は、プロセス、組織等の変更(累積的な影響が生じ得るプロセス、組織等の軽微な変更を含む。)を含む品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、保安活動の重要度に応じて、保安管理責任者に次の事項を適切に考慮させ、その変更によって品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されるようにさせる。</u> <u>a) 品質マネジメントシステムの変更の目的及びそれによって起こり得る結果(当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価、当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置他)</u> <u>b) 品質マネジメントシステムの実効性の維持</u> <u>c) 資源の利用可能性</u> <u>d) 責任及び権限の割り当て</u></p> <p><u>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</u> <u>5.5.1 責任及び権限</u> <u>(1) 社長は、保安に関する品質保証活動を行う組織を別図1「保安管理組織図」に定め、関係する要員が責任(担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。)を持って業務を遂行できるようにする。</u> <u>(2) 保安管理部長は、上記の部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を「保安管理組織職務規程」に定め、全社に周知する。なお、「部門相互間の業務の手順」とは、部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務(情報の伝達を含む。)が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。</u> <u>(3) 管理者は、以下の責任と権限を有する。</u> <u>a) 本計画及び保安管理組織職務規程に定められた業務を自ら実施する。</u> <u>b) 管理下の組織の要員を指揮監督して同業務を実施させ、それを統括する。</u></p> <p><u>5.5.2 品質マネジメントシステム管理者</u> <u>(1) 社長は、本計画に記載された品質マネジメントシステムが継続的かつ効果的に実施され、維持されることを確実にするため、技術管理担当の上席執行役員又は技術管理担当の執行役員をその責任及び権限を有する品質マネジメントシステム管理者である「保安管理責任者」に任命する。</u></p>	<p>(ハ) 品質方針 社長は、品質方針が次に掲げる事項に適合しているようにする。</p> <p>a.組織の目的及び状況に対して適切なものであること。 b.要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与すること。 c.品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。</p> <p>d.要員に周知され、理解されていること。 e.品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。</p> <p>(ニ) 品質目標 (1)社長は、部門において、品質目標(個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。)が定められているようにする。</p> <p>(2)社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにする。</p> <p>(ホ) 品質マネジメントシステムの計画 (1)社長は、品質マネジメントシステムがロ(イ)の規定に適合するよう、その実施に当たっての計画が策定されているようにする。</p> <p>(2)社長は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。 a.品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果</p> <p>b.品質マネジメントシステムの実効性の維持 c.資源の利用可能性 d.責任及び権限の割り当て</p> <p>(ヘ) 責任及び権限 社長は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</p> <p>(ト) 品質マネジメントシステム管理責任者 社長は、品質マネジメントシステムを管理する責任者に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。</p>	<p>添付書類二 変更に係る加工に関する技術的能力に関する説明書 ハ. その他変更後における加工に関する技術的能力に関する事項 (ニ) 設計及び工事並びに運転及び保守に係る品質保証活動 【中略】 社長は、品質保証活動の実施に関する責任と権限を有し、保安品質方針を設定し、原子力安全の重要性を組織内に周知する。この品質保証活動には、安全文化を醸成する活動を行う仕組みが含まれる。 【中略】 (ページ 添 2-5)</p> <p>添付書類二 変更に係る加工に関する技術的能力に関する説明書 ハ. その他変更後における加工に関する技術的能力に関する事項 (ニ) 設計及び工事並びに運転及び保守に係る品質保証活動 【中略】 実施部門の各部長は保安品質方針に基づき保安品質目標を作成し、保安管理責任者はその内容が妥当であることを確認する。 【中略】 (ページ 添 2-5)</p> <p>添付書類二 変更に係る加工に関する技術的能力に関する説明書 ハ. その他変更後における加工に関する技術的能力に関する事項 (ニ) 設計及び工事並びに運転及び保守に係る品質保証活動 【中略】 また、社長は、品質マネジメントシステムが継続的かつ効果的に実施され、維持されることを確実にするため、その権限と責任を有する保安管理責任者(技術管理担当の</p>	

核燃料物質の加工の事業に係る保安規定の変更認可申請 (STO-N21-001、令和3年2月18日)	加工事業変更許可(本文)	加工事業変更許可(添付)	説明
<p><u>(2) 保安管理責任者は、与えられている他の責務とかかわりなく、以下の責任及び権限を有する。</u></p> <p><u>a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの詳細を文書化して確立し、各組織に対して効果的に実施させ、継続的に改善するとともに維持を確実にする。</u></p> <p><u>b) 品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況及び改善の必要性の有無について、社長に報告する。</u></p> <p><u>c) 保安管理組織全体にわたって、健全な安全文化を育成し維持することにより、原子力の安全の確保についての認識を高めることを確実にする。</u></p> <p><u>d) 保安管理組織全体にわたって、関係法令を遵守することを確実にする。</u></p> <p><u>5.5.3 管理者</u></p> <p><u>(1) 社長は、保安管理組織の各管理者に対し、所掌する業務に関して、次に示す責任及び権限を与える。なお、各管理者に代わり、個別業務のプロセスを管理する責任者を置いて、その業務を行わせることができる。この場合において、当該責任者の責任及び権限は、文書で明確に定める。</u></p> <p><u>a) 個別業務プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性を維持する。</u></p> <p><u>b) 業務に従事する要員の、個別業務等要求事項についての認識を高める。</u></p> <p><u>c) 個別業務の成果を含む実施状況について評価する。</u></p> <p><u>d) 関係法令を遵守するとともに、健全な安全文化を育成し維持する。</u></p> <p><u>(2) 各管理者は、前項に規定する責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮して、以下の事項を確実に実施する。</u></p> <p><u>a) 保安品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定する。</u></p> <p><u>b) 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにする。</u></p> <p><u>c) 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達する。</u></p> <p><u>d) 要員に、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を定着させ、要員が、積極的に加工施設の保安に関する問題の報告を行えるようにする。</u></p> <p><u>e) 要員が、積極的に業務の改善への貢献を行えるようにする。</u></p> <p><u>(3) 各管理者は、管理監督する業務に関する自己評価(安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含む)を年1回以上行う。</u></p> <p><u>5.5.4 内部コミュニケーション</u></p> <p><u>社長は、保安管理責任者及び各管理者の間で、品質マネジメントシステム運営に必要な情報交換が行われる場や仕組みを確立すると同時に、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにし、組織全体で品質マネジメントシステムの実効性に関する情報の認識を共有できるようにする。</u></p> <p><u>5.6 マネジメントレビュー</u></p> <p><u>5.6.1 一般</u></p> <p><u>(1) 社長は、品質マネジメントシステムが引き続き、適切、妥当かつ有効であることを確実にするために、年1回以上マネジメントレビューを開催し、品質マネジメントシステムをレビューする。</u></p> <p><u>(2) このレビューでは、品質マネジメントシステム改善の機会の評価、並びに保安品質方針及び保安品質目標を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。</u></p> <p><u>5.6.2 マネジメントレビューへのインプット</u></p> <p><u>保安管理責任者は、少なくとも以下の事項をマネジメントレビューへ報告する。</u></p> <p><u>(1) 内部監査計画・結果</u></p> <p><u>(2) 原子力規制委員会からの意見、地域住民の意見及び安全文化の外部評価を含む外部監査の結果(外部監査を受けた場合に限る。)を含む組織の外部の者からの意見</u></p> <p><u>(3) プロセスの運用状況(プロセスの監視測定で得られた結果を含む。)</u></p> <p><u>(4) 使用前事業者検査、定期事業者検査及び使用前検査(以下、「使用前事業者検査等」という。)並びに自主検査等(合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものに限る。)の結果</u></p> <p><u>(5) 保安品質目標の達成状況</u></p> <p><u>(6) 健全な安全文化を育成し維持するための活動の実施状況(内部監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。)</u></p> <p><u>(7) 関係法令の遵守状況</u></p>	<p>a.プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。</p> <p>b.品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について社長に報告すること。</p> <p>c.健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。</p> <p>d.関係法令を遵守すること。</p> <p>(チ) 管理者</p> <p>(1)社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者(以下「管理者」という。)に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。</p> <p>a.個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。</p> <p>b.要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。</p> <p>c.個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。</p> <p>d.健全な安全文化を育成し、及び維持すること。</p> <p>e.関係法令を遵守すること。</p> <p>(2)管理者は、(1)の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</p> <p>a.品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。</p> <p>b.要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。</p> <p>c.原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。</p> <p>d.常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に加工施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。</p> <p>e.要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。</p> <p>(3)管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で行う。</p> <p>(リ) 組織の内部の情報の伝達</p> <p>社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。</p> <p>(ヌ) マネジメントレビュー</p> <p>社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、品質マネジメントシステムの評価(以下「マネジメントレビュー」という。)を、あらかじめ定められた間隔で行う。</p> <p>(ル) マネジメントレビューに用いる情報</p> <p>組織は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。</p> <p>a.内部監査の結果</p> <p>b.組織の外部の者の意見</p> <p>c.プロセスの運用状況</p> <p>d.使用前事業者検査及び定期事業者検査及び使用前検査(以下「使用前事業者検査等」という。)並びに自主検査等の結果</p> <p>e.品質目標の達成状況</p> <p>f.健全な安全文化の育成及び維持の状況</p> <p>g.関係法令の遵守状況</p>	<p>執行役員)を任命する。</p> <p>保安管理責任者は、社長を補佐し、保安品質保証計画書の制定に際してこれを審査し、保安品質マネジメントシステムを運用し、成果を含む実施状況及び改善の必要性の有無を社長へ報告する。</p> <p>【中略】</p> <p>(ページ 添2-5)</p> <p>添付書類二 変更に係る加工に関する技術的能力に関する説明書</p> <p>ハ. その他変更後における加工に関する技術的能力に関する事項</p> <p>(ニ) 設計及び工事並びに運転及び保守に係る品質保証活動</p> <p>【中略】</p> <p>個々の業務における品質保証活動は、業務に対する要求事項を満足するように定めた保安品質目標や規定類に基づき、各部長が責任を持って実施し、必要な記録を残すことにより保安品質マネジメントシステムの効果的運用に努める。</p> <p>【中略】</p> <p>(ページ 添2-5)</p> <p>添付書類二 変更に係る加工に関する技術的能力に関する説明書</p> <p>ハ. その他変更後における加工に関する技術的能力に関する事項</p> <p>(ニ) 設計及び工事並びに運転及び保守に係る品質保証活動</p> <p>【中略】</p> <p>社長は、品質保証活動の有効性を継続的に改善することに関する責任と権限を有し、品質保証活動の実施状況及び改善の必要性の有無について年1回マネジメントレビューを実施する。マネジメントレビューでは、保安管理責任者は保安品質目標の実施状況及び内部監査計画・結果他を報告し、社長は、それを評価し、品質保証活動の有効性を継続的に改善する。</p> <p>【中略】</p> <p>(ページ 添2-5)</p>	

核燃料物質の加工の事業に係る保安規定の変更認可申請 (STO-N21-001、令和3年2月18日)	加工事業変更許可(本文)	加工事業変更許可(添付)	説明
<p><u>(8) 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況(組織の内外で得られた知見(技術的な進歩により得られたものを含む。)並びに不適合その他の事象から得られた教訓を含む。)</u></p> <p><u>(9) 前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ</u></p> <p><u>(10) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更</u></p> <p><u>(11) 部門又は要員からの改善のための提案</u></p> <p><u>(12) 資源の妥当性</u></p> <p><u>(13) 保安活動の改善のために講じた措置の実効性(これには、保安品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む)</u></p> <p>5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット</p> <p><u>(1) マネジメントレビューの結果を受け、少なくとも次の事項を決定する。</u></p> <p>a) <u>品質マネジメントシステム及びそのプロセスの実効性の維持に必要な改善(ここで「実効性の維持に必要な改善とは、」改善の機会を得て実施される組織の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。)</u></p> <p>b) <u>個別業務の計画及び実施にかかわる保安活動の改善</u></p> <p>c) <u>品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善を確保するために必要な資源</u></p> <p>d) <u>健全な安全文化の育成及び維持に関する改善(安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。)</u></p> <p>e) <u>関係法令の遵守に関する改善</u></p> <p><u>(2) 保安管理部長は、マネジメントレビューの結果を記録し、これを管理する。</u></p> <p><u>(3) 各管理者は、(1)で決定した事項について、必要な措置を講ずる。</u></p> <p>5.6.4 保安品質会議</p> <p><u>社長は、5.6.1 項のマネジメントレビューを補完する目的で、5.6.2 項のインプット及び5.6.3 項のアウトプットのうち、一部の内容(不適合管理の実施状況、是正処置及び未然防止処置の状況、等)に関して保安品質会議を必要に応じて開催し、それにより業務改善の実施状況を監視し、継続的な改善活動を推進する。</u></p> <p>6. 資源の運用管理</p> <p>6.1 資源の確保</p> <p><u>各管理者は、原子力の安全を確実なものにするために必要な保安活動に関する資源(人的資源、個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系、作業環境その他必要な資源)を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源を(組織の外部から調達する者を含む。)明確にし、確保し、及び管理する。また、必要に応じて社長に提案する。社長は、提案に基づき、必要な資源を提供する。</u></p> <p>6.2 人的資源</p> <p>6.2.1 一般</p> <p><u>各管理者は、原子力の安全の達成に影響がある業務に従事する要員に対して、適切な教育・訓練、技能及び経験を判断の根拠として力量を確認し、従事させる。</u></p> <p>6.2.2 力量、教育・訓練及び認識</p> <p><u>環境安全部長は、原子力の安全の達成に影響がある個別業務に従事する要員が必要な力量を持ち、自らの活動のもつ意味及び重要性、安全文化と関係法令等の遵守の重要性、保安品質目標達成への貢献について認識を高めるため「保安教育実施規程」を要員確保上の処置も含めて定める。</u></p> <p><u>各管理者は、保安教育実施規程に基づき以下の事項を実施する。</u></p> <p>a) <u>保安に係わる業務を遂行する上で、必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含め、どのような力量が必要かを明確にするとともに、担当者～課長相当職までを対象としてその力量の十分性を明確にする。</u></p> <p>b) <u>必要な力量を確保するために、該当する場合には必要な力量に到達することができるように教育・訓練を行うか、又は必要な力量を有する要員を新たに配属し、又は雇用することを含む必要な他の措置を講ずる。</u></p> <p>c) <u>前号の措置の実効性を評価する。</u></p> <p>d) <u>要員が、保安品質目標の達成に向けた自らの貢献、品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献及び原子力の安全に対する当該個別業務の重要性を認識するようにする。</u></p> <p>e) <u>力量、教育・訓練、技能及び経験について該当する記録を作成し、管理する。</u></p>	<p>h.不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況</p> <p>i.従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置</p> <p>j.品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更</p> <p>k.部門又は要員からの改善のための提案</p> <p>l.資源の妥当性</p> <p>m.保安活動の改善のために講じた措置の実効性</p> <p>(7) マネジメントレビューの結果を受けて行う措置</p> <p>(1)組織は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。</p> <p>a.品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善</p> <p>b.個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善</p> <p>c.品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源</p> <p>d.健全な安全文化の育成及び維持に関する改善</p> <p>e.関係法令の遵守に関する改善</p> <p>(2)組織は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(3)組織は、(1)で決定をした事項について、必要な措置を講じる。</p> <p>(ページ3～6 (STO-Q20-009:2020年6月12日届出))</p> <p>ニ 資源の管理</p> <p>(イ) 資源の確保</p> <p>組織は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理する。</p> <p>a.要員</p> <p>(ロ) 要員の力量の確保及び教育訓練</p> <p>(1)組織は個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力(以下「力量」という。)が実証された者を要員に充てる。</p> <p>(2)組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。</p> <p>a.要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。</p> <p>b.要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。</p> <p>c.b.の措置の実効性を評価すること。</p> <p>d.要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにすること。</p> <p>(a)品質目標の達成に向けた自らの貢献</p> <p>(b)品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献</p> <p>(c)原子力の安全に対する当該個別業務の重要性</p> <p>e. 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。</p> <p>(イ) 資源の確保</p>		

核燃料物質の加工の事業に係る保安規定の変更認可申請 (STO-N21-001、令和3年2月18日)	加工事業変更許可(本文)	加工事業変更許可(添付)	説明
<p><u>6.3 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系</u> <u>(1) 製造部長は、加工施設の設備・機器の新設、改造、更新、撤去、補修等の施設管理に関する事項を「設備保守管理規程」に定める。</u> <u>(2) 各管理者は、原子力の安全の達成のために必要な個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系に対して、点検、補修等の維持管理を行う。</u> <u>(3) 環境安全部長は、加工施設の設備・機器の新設、改造、更新、撤去等に際して必要となる、設計及び工事の計画の認可申請等の変更に関する一連の手続きを「施設変更管理規程」に定める。</u></p> <p><u>6.4 作業環境</u> 環境安全部長は、原子力の安全のために必要な作業環境として、7項に定める業務に関し必要な「放射線管理規程」及び「火災防護計画」を定め、作業者の安全を確保する。 また、その他の作業環境(騒音、気温、湿度、照明、狭小の程度等)は、労働安全衛生法等に従い、安全な作業環境を確保する。</p> <p><u>7. 個別業務の計画及び実施</u> <u>7.1 個別業務に必要なプロセスの計画</u> <u>(1) 各管理者は、個別業務に必要なプロセスについての計画(以下、「個別業務プロセス計画」という。))として、保安活動に関する業務に必要なプロセスを定めた規程類を定め、そのプロセスを確立する。これには、4.1項(2)c)の事項を考慮することを含む。</u> <u>(2) 個別業務プロセス計画を定めた規程類は、当該個別業務プロセス以外のプロセスの要求事項を定めた規程類と整合性が取れていること。また、この整合性には業務計画を変更する場合の整合性を含む。</u> <u>(3) 個別業務プロセス計画を定めた規程類の策定又は変更(プロセス及び組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。))を含む。)に当たって、次の各事項について明確化する。</u> <u>a) 策定又は変更の目的及びそれによって起こり得る結果(当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価、当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置を含む。)</u> <u>b) 個別業務又は加工施設に対する保安品質目標及び要求事項</u> <u>c) 個別業務又は加工施設に特有な、プロセス及び文書の確立の必要性、並びに資源の提供の必要性</u> <u>d) その業務又は加工施設のための検証、妥当性確認、監視、測定、検査及び試験活動並びにこれらの合否判定基準及びリリースの方法</u> <u>e) 個別業務又は加工施設のプロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録。</u> <u>(4) 個別業務プロセス計画は、個別業務の作業方法に適したものとす。</u></p> <p><u>7.2 個別業務等要求事項に関するプロセス</u> <u>7.2.1 個別業務等要求事項の明確化</u> 個別業務の計画の策定に当たって、次の事項を明確にする。 <u>a) 組織の外部の者が明示していないものの、個別業務又は加工施設に不可欠な要求事項</u> <u>b) 個別業務又は加工施設に適用される法令・規格・規制要求事項</u> <u>c) その他当該業務への適用を決めた社内標準・手順</u></p> <p><u>7.2.2 個別業務等要求事項の審査</u> <u>(1) 各プロセスの規程類で定める要求事項を、その要求事項を適用する前に、「文書管理規程」に従い、審査する。</u> <u>(2) 上記の審査においては、次の事項を確実にする。</u> <u>a) 法令・規制要求事項を含む、個別業務又は加工施設に対する要求事項が定められている。</u> <u>b) 個別業務又は加工施設に対する要求事項が以前に提示されたものと異なる場合には、それについて解決されている。</u> <u>c) 保安管理組織が業務に対する要求事項を満たす能力を持っている(設備、技術的能力、管理能力等)。</u> <u>(3) 保安管理組織は、上記の審査結果の記録及びその審査に基づきとられた処置を記録し管理する。</u> <u>(4) 個別業務又は加工施設に対する要求事項が追加・変更された場合、関連する文書を速やかに改訂する。また、上記文書の改訂があった場合には、関係する要員にその改訂内容を周知する。</u></p>	<p>組織は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理する。 b.個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系</p> <p>c.作業環境</p> <p>d.その他必要な資源【6.1 資源の確保】 (ページ6～7 (STO-Q20-009:2020年6月12日届出))</p> <p>ホ 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施 (イ) 個別業務に必要なプロセスの計画 (1)組織は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立する。 (2) 組織は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保する。 (3)組織は、個別業務に関する計画(以下「個別業務計画」という。)の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。</p> <p>a.個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果 b.機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項 c.機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源</p> <p>d.使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準(以下「合否判定基準」という。) e.個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録 (4)組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとす。</p> <p>(ロ) 個別業務等要求事項として明確にすべき事項 組織は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定める。</p> <p>a.組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項 b.関係法令 c.(1)、(2)に掲げるもののほか、組織が必要とする要求事項</p> <p>(ハ) 個別業務等要求事項の審査 (1)組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。 (2)組織は、(1)の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。 a.当該個別業務等要求事項が定められていること。 b.当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が解明されていること。 c. 組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。 (3)組織は、(1)の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。 (4)組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。</p>	<p>添付書類二 変更に係る加工に関する技術的能力に関する説明書 ハ. その他変更後における加工に関する技術的能力に関する事項 (ニ) 設計及び工事並びに運転及び保守に係る品質保証活動 【中略】 また、運転及び保守を適確に遂行するため、運転管理、保守管理等において、関係法令等の要求事項を満足するよう個々の業務を計画し、実施し、評価を行い、必要に応じて改善を行う。 【中略】 (ページ 添 2-5～添 2-6)</p> <p>添付書類二 変更に係る加工に関する技術的能力に関する説明書 ハ. その他変更後における加工に関する技術的能力に関する事項 (ニ) 設計及び工事並びに運転及び保守に係る品質保証活動 【中略】 また、運転及び保守を適確に遂行するため、運転管理、保守管理等において、関係法令等の要求事項を満足するよう個々の業務を計画し、実施し、評価を行い、必要に応じて改善を行う。 【中略】 (ページ 添 2-5～添 2-6)</p>	

核燃料物質の加工の事業に係る保安規定の変更認可申請 (STO-N21-001、令和3年2月18日)	加工事業変更許可(本文)	加工事業変更許可(添付)	説明
<p><u>7.2.3 組織の外部の者とのコミュニケーション</u> <u>組織の外部の者との効果的なコミュニケーションを図るため、対応責任者を次の通り定める。これには、組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法、予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法、原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法及び原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法を含める。</u> <u>外部との係り：責任者</u> <u>① 原子力規制検査への対応：保安管理部長</u> <u>② 許認可事項(保安規定を除く)の審査への対応：環境安全部長</u> <u>③ 保安規定の審査への対応：保安管理部長</u> <u>④ 定期事業者検査の報告に関する対応：環境安全部長</u> <u>⑤ 使用前事業者検査の確認に関する対応：環境安全部長</u> <u>⑥ 不適合情報の公開及び技術情報の共有：保安管理部長</u> <u>⑦ 地方自治体、その他の関係者との情報交換：担当部長</u> <u>これらの責任者は、外部とのコミュニケーションの結果、必要に応じて7.2.1項[個別業務等要求事項の明確化]に基づき適切な処置を行う。</u></p> <p><u>7.3 設計・開発</u> <u>7.3.1 設計・開発の計画</u> <u>(1) 製造部長は、加工施設の設備の導入、改造、補修他、安全機能を有する施設に係るソフトウェア等の設計・開発をその重要度に応じて管理するため、「設備保守管理規程」を定める。原子力の安全のために重要な手順書等については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合に設計・開発を行う。</u> <u>各管理者は、これらの設計・開発を行う場合には、設計計画書を作成し、管理する。また、設計計画書を作成するに当たっては、不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動を含める。</u> <u>(2) 設計計画書には次の事項を明確にする。</u> <u>a) 設計・開発の性質、期間及び複雑さの程度</u> <u>b) 設計・開発の各段階に適した審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制</u> <u>c) 設計・開発に関する責任及び権限</u> <u>d) 設計・開発に必要な内部及び外部の資源</u> <u>(3) 効果的なコミュニケーション及び責任の明確な割当てを確実にするため、設計計画書には、設計管理者(設計者の所属部門長)、設計を担当する者(以下「設計者」という)を明確にし、担当部長は、設計管理者にインタフェースの運営管理を行わせる。</u> <u>(4) 各管理者は、重要度区分に従い、設計の進行に応じて、設計計画書を適宜、適切に改訂する。</u></p> <p><u>7.3.2 設計・開発へのインプット</u> <u>(1) 設計者は、加工施設の要求事項に関連するインプットを明確にし、記録を維持する。インプットには次の事項を含める。</u> <u>a) 機能又は性能に関する要求事項(設計・工事認可の安全設計に関する事項等)</u> <u>b) 適用可能な場合は、以前の類似した設計から得られた情報</u> <u>c) 適用される法令・規制要求事項(加工施設の技術基準に関する規則等)</u> <u>d) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項</u> <u>(2) 保安管理組織は、加工施設の要求事項に関連するインプットについては、その妥当性を審査し、承認する。要求事項は、漏れがなく、あいまい(曖昧)でなく、相反することがないようにする。</u></p> <p><u>7.3.3 設計・開発からのアウトプット</u> <u>(1) 設計者は、設計・開発からのアウトプットをインプットと対比した検証を行うのに適した形式とする。</u> <u>また、リリース(7.4項[調達])の前に、設計管理者の承認を受けなければならない。</u> <u>(2) 設計・開発からのアウトプットは次の状態であること。</u> <u>a) 設計・開発へのインプットで与えられた要求事項を満たす。</u> <u>b) 調達及び業務の実施(加工施設の使用を含む。)に対して適切な情報(設備の機能が喪失あるいは劣化することを防止するために、特別の環境条件を設定する必要があるなどといった条件を含む)を提供する。</u> <u>c) 関係する検査及び試験の合否判定基準を含むか、又はそれを参照している。</u> <u>d) 安全な使用及び適正な使用に不可欠な加工施設の特性を明確にする。</u></p>	<p>(ニ) 組織の外部の者との情報の伝達等 組織は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法を明確に定め、これを実施する。</p> <p>(ホ) 設計開発計画 (1)組織は、設計開発(専ら加工施設において用いるための設計開発に限る。)の計画(以下「設計開発計画」という。)を策定するとともに、設計開発を管理する。 (2)組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。 a.設計開発の性質、期間及び複雑さの程度 b.設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制 c.設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限 d.設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源 (3)組織は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理する。 (4) 組織は、(1)により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。</p> <p>(ヘ) 設計開発に用いる情報 (1)組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。 a. 機能及び性能に係る要求事項 b. 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの c. 関係法令 d. その他設計開発に必要な要求事項 (2)組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。</p> <p>(ト) 設計開発の結果に係る情報 (1)組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。 (2)組織は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。 (3)組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。 a. 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合すること。 b. 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。 c. 合否判定基準を含むものであること。 d. 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であ</p>		

核燃料物質の加工の事業に係る保安規定の変更認可申請 (STO-N21-001、令和3年2月18日)	加工事業変更許可(本文)	加工事業変更許可(添付)	説明
<p><u>7.3.4 設計・開発のレビュー</u></p> <p><u>(1) 設計管理者は、設計・開発の適切な段階において、次の事項を目的として、計画された通りに体系的なレビューを行う。</u></p> <p><u>a) 設計・開発の結果が要求事項を満たせるかどうかを評価する。</u></p> <p><u>b) 問題を明確にし、必要な処置を提案する。</u></p> <p><u>(2) レビューへの参加者には、レビューの対象となっている設計・開発の段階に関連する各部の代表及び当該設計・開発に係る専門家を含める。</u></p> <p><u>(3) このレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する。</u></p> <p><u>7.3.5 設計・開発の検証</u></p> <p><u>(1) 設計管理者は、設計・開発からのアウトプットが設計・開発へのインプットで与えられている要求事項を満たしていることを確実にするために、設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該設計開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うこと含む検証を実施させ承認する。</u></p> <p><u>(2) 検証結果の記録、及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する。</u></p> <p><u>(3) (1)の検証は、当該の設計者以外の者が行う。</u></p> <p><u>7.3.6 設計・開発の妥当性確認</u></p> <p><u>(1) 設計者は、結果として得られる加工施設が、指定された用途又は意図された用途に応じた要求事項を満たし得ることを確実にするために、計画した方法に従って設計・開発の妥当性確認を実施する。なお、機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合においては、当該機器等の使用を開始する前に妥当性確認を行う。</u></p> <p><u>(2) 実行可能な場合には、加工施設の使用前に、上記の妥当性確認を完了する。ただし、使用前確認を受けた以降でないと妥当性確認ができない場合は、試運転又は機能試験で確認してもよい。</u></p> <p><u>(3) 妥当性確認の結果、及び必要な処置があればその処置の記録を作成し、管理する。</u></p> <p><u>7.3.7 設計・開発の変更管理</u></p> <p><u>(1) 設計者は、設計・開発変更内容を設計計画書に明確に記載しその記録を維持する。</u></p> <p><u>(2) 設計管理者は、設計変更に対して、レビュー、検証及び妥当性確認を適切に行い、その変更を実施する前に承認する。</u></p> <p><u>(3) 設計管理者は、設計・開発の変更のレビューには、その変更が、当該加工施設を構成する要素及び関連する加工施設に及ぼす影響の評価(当該加工施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を含める。</u></p> <p><u>(4) 変更のレビューの結果、及び必要な処置があればその処置の記録を作成し、管理する。</u></p> <p><u>7.4 調達</u></p> <p><u>7.4.1 調達プロセス</u></p> <p><u>(1) 業務部長は、以下の調達製品(調達する物品及び役務を合わせて調達製品という。)の調達に関し、要求事項に適合することを確実にするため、「購買規程」を定める。</u></p> <p><u>(2) 保安管理部長は、グレード分けに応じて、調達製品の供給者及び調達製品に適用される管理の方法(調達製品が調達要求事項に適合していることを確認するための、機器単位の検証や調達製品の妥当性確認等の適切な方法)及び程度を定める。(力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。)この場合において、一般産業用工業品については、評価に必要な情報を調達製品の供給者等から入手し、当該一般産業用工業品が調達製品要求事項に適合していることが確認できるよう管理の方法及び程度を定める。具体的には、以下に示すような当該一般産業用工業品に関する技術的な評価を行うことを含む。</u></p> <p><u>・採用しようとする一般産業用工業品の技術情報を供給者等から入手し、当該一般産業用工業品の技術的な評価を行うこと。</u></p> <p><u>・一般産業用工業品を設置しようとする環境等の情報を供給者等に提供し、供給者等に当該一般産業用工業品の技術的な評価を行わせること。</u></p> <p><u>(3) 保安管理部長は、(2)で定めた管理の方法と程度に応じて、供給者が要求事項に従って調達製品を供給する能力を判断の根拠として供給者を評価し、選定する。また、供給者の選定及び評価の判定基準を定める。</u></p>	<p>ること。</p> <p>(チ) 設計開発レビュー</p> <p>(1)組織は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査(以下「設計開発レビュー」という。)を実施する。</p> <p>a. 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。</p> <p>b. 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。</p> <p>(2)組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させる。</p> <p>(3)組織は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(ウ) 設計開発の検証</p> <p>(1)組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施する</p> <p>(2)組織は、(1)の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(3)組織は、当該設計開発を行った要員に(1)の検証をさせない。</p> <p>(エ) 設計開発の妥当性確認</p> <p>(1)組織は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認(以下「設計開発妥当性確認」という。)を実施する。</p> <p>(2)組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了する。</p> <p>(3)組織は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(オ) 設計開発の変更の管理</p> <p>(1)組織は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(2)組織は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。</p> <p>(3)組織は、設計開発の変更の審査において、設計開発の変更が加工施設に及ぼす影響の評価(当該加工施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を行う。</p> <p>(4)組織は、(2)の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(カ) 調達プロセス</p> <p>(1)組織は、調達する物品又は役務(以下「調達物品等」という。)が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項(以下「調達物品等要求事項」という。)に適合するようにする。</p> <p>(2)組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度を定める。この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定める。</p> <p>(3)組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。</p> <p>(4)組織は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。</p>	<p>添付書類二 変更に係る加工に関する技術的能力に関する説明書</p> <p>ハ. その他変更後における加工に関する技術的能力に関する事項</p> <p>(ニ) 設計及び工事並びに運転及び保守に係る品質保証活動</p> <p>【中略】</p> <p>設計及び工事を適確に遂行するため、担当の部長又は課長は、設計に関する要求事項を明確にし、必要な製品及び役務を調達する。また、供給者において品質保証活動が適切に遂行されるよう、調達に関する要求事項を明確に提示し、供給者に対する監査等により品質保証活動の実施状況の確認及び改善を図る。さらに、検査・試験等により調達製品等が要求事項を満足していることを確認する。</p> <p>【中略】</p> <p>(ページ 添 2-5)</p>	

核燃料物質の加工の事業に係る保安規定の変更認可申請 (STO-N21-001、令和3年2月18日)	加工事業変更許可(本文)	加工事業変更許可(添付)	説明
<p><u>(4) 保安管理部長は、評価の結果、及び評価によって必要とされた処置があればその処置の記録を作成し、管理する。</u></p> <p><u>(5) 調達請求元は、調達製品を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項(調達製品の調達後における維持又は運用に必要な技術情報を取得するための方法及び当該情報を他の加工事業者と共有する場合に必要な措置に関する管理方法を含む。)を定める。</u></p> <p><u>7.4.2 調達要求事項</u></p> <p><u>(1) 調達請求元は、次の事項のうち該当する事項並びに保安に関する調達要求事項を含め、調達製品に対する要求事項を定め、仕様書又はその他の連絡書等に文書化する。</u></p> <p><u>a) 調達製品、手順、プロセス及び設備に対する GNF-J の承認に関する要求事項</u></p> <p><u>b) 公的資格や供給者の社内認定制度による認定等、供給者の要員の適格性確認に関する要求事項</u></p> <p><u>c) 供給者の品質マネジメントシステムに関する要求事項</u></p> <p><u>d) 不適合の報告(偽造品又は模造品等の報告を含む。)及び処理に関する要求事項</u></p> <p><u>e) 供給者が健全な安全文化を育成し維持するための活動に関する必要な要求事項</u></p> <p><u>f) 一般産業用工業品を加工施設に使用するに当たっての評価に必要な要求事項</u></p> <p><u>g) その他調達製品等に関し必要な要求事項(調達製品の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報(保安に関するものに限る。)の提供に関すること、等)</u></p> <p><u>(2) 調達製品要求事項として、調達製品の供給者の工場等で使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際に、原子力規制委員会の職員が同行して工場等の施設に立ち入ることを含める。</u></p> <p><u>(3) 調達請求元は、供給者に伝達する前に、規定した調達要求事項が妥当であることを確認する。</u></p> <p><u>(4) 調達請求元は、調達製品を受領する場合には、調達製品の供給者に対し、調達要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</u></p> <p><u>7.4.3 調達製品の検証</u></p> <p><u>(1) 調達請求元は、調達製品が規定した調達要求事項を満たしていることを確実にするために、「購買規程」に基づき必要な検証又はその他の活動を実施する。</u></p> <p><u>(2) 供給者先に出向いて検証を実施する場合、調達請求元は、その検証の要領及び調達製品のリリースの方法を調達要求事項の中で明確にする。</u></p> <p><u>7.5 業務の実施</u></p> <p><u>各管理者は、個別業務プロセス計画に基づき、次の事項を実施する。</u></p> <p><u>7.5.1 業務の管理</u></p> <p><u>各管理者は、個別業務を管理された状態で実施しなければならない。管理された状態には次の事項のうち、該当するものを含めなければならない。</u></p> <p><u>(1) それぞれ所掌する保安活動のために必要な情報(保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性、並びに当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果を含む。)を利用できる体制にすること。</u></p> <p><u>(2) 要員が必要に応じて規程類等が利用できる体制であるように、4.2.3 項[文書管理]に従って管理すること。</u></p> <p><u>(3) 保安規定で定める加工施設及び設備において核燃料物質を取り扱うとともに、日常の設備点検及び定期事業者検査等を行うこと。</u></p> <p><u>(4) 監視機器及び測定機器が利用できる体制であるように、7.6 項[監視機器及び測定機器の管理]に基づき管理すること。</u></p> <p><u>(5) 第 30 条に規定された加工施設の操作に関する監視及び測定が、また、第 38 条～第 55 条及び第 74 条～第 75 条の2に定められた放射線管理及び放射性廃棄物管理に係る監視及び測定が実施されていること。</u></p> <p><u>(6) 関連する規程類等の定めるところに従い、使用前事業者検査等を含め、検査結果または測定結果に基づき、個別業務のリリースに関する承認が行われていること。</u></p> <p><u>7.5.2 個別業務の実施に関するプロセスの妥当性確認</u></p> <p><u>(1) 個別業務の実施に係るプロセスの結果として生じるアウトプットが、それ以降の監視又は測定で検証することが不可能な場合(個別業務が実施された後でしか不具合が顕在化しない場合を含む。)には、各管理者は、その個別業務の該当するプロセスの妥当性確認を行う。</u></p> <p><u>(2) 妥当性確認によって、これらのプロセスが計画とおりの結果を出せることを実証する。</u></p>	<p>(5)組織は、(3)の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(6)組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項(当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報(加工施設の保安に係るものに限る。)の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。)を定める。</p> <p>(7) 調達物品等要求事項</p> <p>(1)組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。</p> <p>a.調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項</p> <p>b.調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項</p> <p>c.調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>d.調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項</p> <p>e.調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項</p> <p>f.一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項</p> <p>g.その他調達物品等に必要な要求事項</p> <p>(2)組織は、調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。</p> <p>(3)組織は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。</p> <p>(4)組織は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</p> <p>(4) 調達物品等の検証</p> <p>(1)組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。</p> <p>(2)組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。</p> <p>(3) 個別業務の管理</p> <p>組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項(当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。)に適合するように実施する。</p> <p>a.加工施設の保安のために必要な情報が利用できる体制にあること。</p> <p>b.手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。</p> <p>c.当該個別業務に見合う設備を使用していること。</p> <p>d.監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。</p> <p>e.へ(二)の規定に基づき監視測定を実施していること。</p> <p>f.品管規則の規定に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。</p> <p>(4) 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認</p> <p>(1)組織は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合(個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。)においては、妥当性確認を行う。</p> <p>(2)組織は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、(1)の</p>		

核燃料物質の加工の事業に係る保安規定の変更認可申請 (STO-N21-001、令和3年2月18日)	加工事業変更許可(本文)	加工事業変更許可(添付)	説明
<p><u>(3) 妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、管理する。</u></p> <p><u>(4) 各管理者は、上記の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除いて、次の事項を明確にする。</u></p> <p><u>a) プロセスの審査及び承認のための明確な判定基準</u></p> <p><u>b) 設備の承認及び要員の適格性確認の方法</u></p> <p><u>c) 所定の方法及び手順の適用</u></p> <p><u>d) 記録に関する要求事項</u></p> <p><u>e) 妥当性の再確認(対象となる個別業務計画の変更時の再確認及び一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む)の方法</u></p> <p><u>7.5.3 識別及びトレーサビリティ</u></p> <p><u>(1) 必要な場合には、各管理者は、個別業務の計画及び実施の全プロセスにおいて、実施する個別業務及び加工施設に対し、文書への識別コードの記載や設備銘板の貼付等、適切な手段で識別し、管理する。</u></p> <p><u>(2) 各管理者は、個別業務の計画及び実施の全プロセスにおいて、監視及び測定の実施事項に関連して、次のような業務の状態を識別する。</u></p> <p><u>① プロセスの状態の識別として、設備の検査等の状態(合否を含む検査結果)の表示</u></p> <p><u>② 加工施設の状態の識別として、保安上特に管理を要する設備に関して、運転・休止・保守中等の区別を明確にする状態の表示</u></p> <p><u>(3) 別表 18 に定める保安に関する記録(設備の機能・性能の確認結果や補修および改造の結果を含む)等トレーサビリティが要求事項となっている場合、各管理者は、個別業務又は加工施設について、個別に、番号・名称等で識別し、1対1の対応付けした管理を行う。また、それらの管理の状態の記録を作成し、管理する。</u></p> <p><u>7.5.4 外部の所有物</u></p> <p><u>保安管理部長は、保安に必要な GNF-J 以外の所有物(IAEA の保障措置用物品を含む IIS Q9001 の「顧客又は外部提供者の所有物」をいう。)に関して、それが GNF-J の管理下にある間、注意を払い、必要に応じて記録を維持する場合の扱いを、「核燃料加工施設操作規程」に含め定める。</u></p> <p><u>7.5.5 調達製品の保存</u></p> <p><u>各管理者は、加工施設の取替品・予備品及び非常時用の資機材を含む調達製品の検査後、受入検査合格から据付又は使用までの間、要求事項への適合を維持するように調達製品を管理する。この管理に当たっては、該当する場合、識別、取扱い、包装、保管及び保護を含め適切な方法を定めるものとする。</u></p> <p><u>7.5.6 保安管理組織外への業務依頼</u></p> <p><u>保安管理組織が保安管理組織外の部門に保安に関わる個別業務を依頼する場合、以下に基づいて実施する。</u></p> <p><u>保安管理組織外の部署に個別業務の依頼を行う場合、依頼先の部署にその業務を遂行する能力があることを依頼元の部署が確認し、また内部監査によりその能力が維持されていることを確認する。</u></p> <p><u>個別業務の依頼を行うに当たり、依頼元の部署は業務の依頼内容に関する文書を作成し、依頼元及び依頼先双方の部署で保管する。</u></p> <p><u>個別業務の進捗状況に対して、必要に応じて依頼元及び依頼先双方の部署で業務の審査を行い、その結果及び必要となった処置の記録を維持する。</u></p> <p><u>依頼元がその業務結果の妥当性を確認した段階で、業務を完了するものとする。</u></p> <p><u>7.6 監視機器及び測定機器の管理</u></p> <p><u>各管理者は、個別業務の計画に基づき、次の事項を実施する。</u></p> <p><u>(1) 各管理者は、個別業務に対する要求事項への適合性を実証するために、実施すべき監視及び測定、並びにそのために必要な監視機器及び測定機器を規程書化する。</u></p> <p><u>(2) 各管理者は、監視及び測定の実施事項との整合性を確保できる方法(監視及び測定の対象、機器、実施者、記録、許容値・判定基準、頻度、等)で監視及び測定が実施できることを確実にするプロセスを規程書化する。</u></p> <p><u>(3) 品質保証部長は、定期事業者検査等、日常の監視業務も含めて、監視測定の結果の妥当性を確保するために、必要な計測機器に対して次の事項を含む管理規程書を定める。</u></p> <p><u>a) 個別業務プロセス計画で定められた間隔又は使用前に、国際又は国家計量標準にトレーサブルな計量標準に照らして校正若しくは検証、又はその両方を行う。そのような標準が存在しない場合には、校正又は検証に用いた基準を記録する。</u></p> <p><u>b) 校正の状態を明確にするために有効期限状態等の識別をする。</u></p>	<p>妥当性確認によって実証する。</p> <p>(3)組織は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4)組織は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。)を明確にする。</p> <p>a.当該プロセスの審査及び承認のための判定基準</p> <p>b.妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法</p> <p>a.当該プロセスの審査及び承認のための判定基準</p> <p>b.妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法</p> <p>c.妥当性確認の方法</p> <p>(レ) 識別管理</p> <p>組織は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。</p> <p>(ロ) トレーサビリティの確保</p> <p>組織は、トレーサビリティ(機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。)の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。</p> <p>(リ) 組織の外部の者の物品</p> <p>組織は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(ル) 調達物品の管理</p> <p>組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理(識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。)する。</p> <p>(ル) 監視測定のための設備の管理</p> <p>(1)組織は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定める。</p> <p>(2)組織は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。</p> <p>(3)組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。</p> <p>a.あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法(当該計量の標準が存在しない場合にあつては、校正又は検証の根拠について記録する方法)により校正又は検証がなされていること。</p> <p>b. 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。</p>		

核燃料物質の加工の事業に係る保安規定の変更認可申請 (STO-N21-001、令和3年2月18日)	加工事業変更許可(本文)	加工事業変更許可(添付)	説明
<p>c) 機器の使用前に調整し、又は必要に応じて再調整する。 d) 測定した結果が無効になるような操作を防止する手段を講ずる。 e) 取扱い、保守及び保管において、校正外れを含む損傷及び劣化が生じないように保護する。さらに、計測機器が校正範囲から外れる等要求事項に適合しないことが判明した場合、担当部長は、その計測機器でそれまでに測定した影響範囲を特定し、結果の妥当性を評価し、記録する。また、その機器及び影響を受けた業務・加工施設に対して、計測機器の精度を確認し、測定への問題の有無によりホールドないしリリースする等適切な処置をとる。校正及び検証の結果の記録を維持する。</p> <p>(4) 個別業務等要求事項にかかわる監視及び測定にコンピュータソフトウェアを使いデータを採取し、処理する場合、担当部長は、最初に使用する前に、そのコンピュータソフトウェアによって意図した監視及び測定ができることを確認する。また、必要に応じて使用中にも再確認する。</p> <p>8. 評価及び改善 8.1 監視測定、分析、評価及び改善 (1) 各管理者は、次の事項のために必要となる監視測定、分析、評価及び改善のプロセスについて、データ収集・分析での統計的手法等の適用可能な方法、及びその使用の程度を決定することを含めて計画し、実施する。 a) 業務・加工施設に対する要求事項への適合を実証する。 b) 品質マネジメントシステムの適合性を確実にする。 c) 取り組むべき改善に関係する部門の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。 (2) 保安管理部長は、監視測定の結果を、必要な際に要員が容易に利用でき、改善活動に用いることができるような体制を構築する。</p> <p>8.2 組織の外部の者からの意見 (1) 各管理者は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力の安全を達成しているかどうかに関し、外部監査結果、地元自治体及び地元住民の保安活動に関する意見並びに原子力規制委員会の指摘等を含め、7.2.3 項「組織の外部の者とのコミュニケーション」で入手した組織の外部の者の意見を把握する。 (2) 保安管理部長は、(1)についての情報の入手及び使用の方法を規程類に定める。</p> <p>8.3 内部監査 (1) 保安管理責任者は、客観的な評価を行うことができる組織として保安管理部長に、品質マネジメントシステムの次の事項が満たされているか否かを明確にし、評価するため、内部監査を計画し、年1回以上実施させ、報告させる。 a) 品質マネジメントシステムに係る要求事項に適合していること。 b) 品質マネジメントシステムが効果的に実施され、維持されていること。 (2) 保安管理部長は、監査の対象となるプロセス及び領域の状態及び重要性、並びにこれまでの監査結果を考慮して、内部監査実行計画を作成する。</p> <p>(3) 保安管理部長は、監査員の選定基準、監査の判定基準、範囲、頻度及び方法に関すること、内部監査の計画及び実施、記録の管理及び結果の報告に関する責任及び権限、並びに要求事項などを含めて「保安品質監査規程」に定める。監査員の権限には内部監査結果を社長に直接報告する権限を含む。 (4) 保安管理部長は、品質マネジメントシステムに関する知識を有する者の中から、監査員を選定する。なお、監査員の選定及び監査の実施においては、監査プロセスの客観性及び公平性を確保するため、監査対象部門以外の監査員認定登録者の中から監査リーダー及び監査員をその都度選任し、内部監査を実施させる。 (5) 保安管理部長は、監査員及び社長を除く全ての管理者に、自らの管理下にある業務に関する監査をさせない。保安管理責任者は、保管管理部長を除く保安管理組織の部長に、保安管理部の内部監査に関する(1)～(4)及び(8)の個別業務を実施させる。 (6) 監査リーダーは、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。 (7) 監査リーダーは、監査時に検出された不適合及びその原因の除去並びに安全文化の劣化兆候とその対策に関して、遅滞なく修正及び是正処置全てがとられるように、「保安不適合管理及び是正・未然防止処置規程」に従って管理を行う。被監査部門長は、検出された不適合または改善事項について、その原因を除去するために、遅滞なく必要な修正及び是正処置並びに安全文化の劣化兆候とその対策がとられることを確</p>	<p>c. 所要の調整がなされていること。 d. 監視測定の結果が無効とする操作から保護されていること。 e. 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。 (4) 組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。 (5) 組織は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備及び(4)の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じる。 (6) 組織は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する。 (7) 組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。 (ページ7～13 (STO-Q20-009:2020年6月12日届出))</p> <p>へ 評価及び改善 (イ) 監視測定、分析、評価及び改善 (1) 組織は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセスを計画し、実施する。 (2) 組織は、要員が前項の監視測定の結果を利用できるようにする。</p> <p>(ロ) 組織の外部の者の意見 (1)組織は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。 (2)組織は、(1)の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定める。</p> <p>(ハ) 内部監査 (1)組織は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、内部監査の対象に関与していない要員により内部監査を実施する。 a. 品管規則に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項 b. 実効性のある実施及び実効性の維持 (3)組織は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域(以下「領域」という。)の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画(以下「内部監査実施計画」という。)を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持する。 (2)組織は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。 (6)組織は、内部監査実施計画の策定及び実施並びに内部監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を手順書等に定める。 (4)組織は、内部監査を行う要員(以下「内部監査員」という。)の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。</p> <p>(5)組織は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。 (7)組織は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。 (6)組織は、内部監査実施計画の策定及び実施並びに内部監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を手順書等に定める。 (8)組織は、不適合が発見された場合には、(7)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わ</p>	<p>添付書類二 変更に係る加工に関する技術的能力に関する説明書 ハ. その他変更後における加工に関する技術的能力に関する事項 (ニ) 設計及び工事並びに運転及び保守に係る品質保証活動 【中略】 保安管理責任者は内部監査を計画し、年1回以上実施させる。保安管理部長は、内部監査の詳細手順として、監査員の選定基準、監査の基準及び方法等を定め、監査対象部門以外の監査員に年1回以上の内部監査を実施させ、監査の結果を社長へ報告する。 【中略】 (ページ 添2-5)</p>	

核燃料物質の加工の事業に係る保安規定の変更認可申請 (STO-N21-001、令和3年2月18日)	加工事業変更許可(本文)	加工事業変更許可(添付)	説明															
<p>実にするための計画を立て、改善を実施する。</p> <p>(8) 保安管理部長及び(5)の保管管理部長を除く保安管理組織の部長は、監査の結果を確認し、その結果を保安管理責任者へ報告する。かつ、核燃料取扱主任者の確認を得て、放射線安全委員会に報告する。また、監査及びその結果の記録を維持する。</p> <p>8.4 プロセスの監視及び測定</p> <p>(1) 各管理者は、品質マネジメントシステムのプロセスを以下に示す項目に従って監視する場合、及び適用可能な場合に行う測定に当たっては、監視測定の実施時期、監視測定の結果の分析及び評価の方法並びに時期を含め適切な方法を適用して行う。なお、「監視測定」の対象には、機器等及び保安活動に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含む。</p> <table border="1" data-bbox="160 464 937 919"> <thead> <tr> <th>プロセス</th> <th>監視・測定項目</th> <th>責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運営管理プロセス</td> <td>・保安品質目標の達成度 ・マネジメントレビューの結果に基づく改善率</td> <td>保安管理部長</td> </tr> <tr> <td>資源の運用管理プロセス</td> <td>・教育・訓練の実施率</td> <td>環境安全部長</td> </tr> <tr> <td>業務の計画と実施プロセス</td> <td>・巡視、点検及び設備の日常点検実施状況 *1 ・放射線管理に係る測定 *1 ・定期事業者検査の計画と実績 ・核燃料物質の在庫量 ・放射性液体／気体廃棄物放出値 ・法定検査での指摘事項 ・不適合等の件数</td> <td>担当部長</td> </tr> <tr> <td>評価及び改善プロセス</td> <td>・是正、未然防止処置の処置率 ・内部監査コメントの処置率 ・所管官庁の指摘事項への処置率</td> <td>保安管理部長</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1:保安規定で定める監視・測定項目とする</p> <p>(2) 監視及び測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じた保安活動指標を用いるものとする。</p> <p>(3) 各管理者は、上記の監視及び測定方法によりプロセスが 5.4.2 項(1)の保安品質保証計画書及び 7.1 項(1)の規程類に定めた計画とおりの結果を得ていることを実証する。</p> <p>(4) 各管理者は、監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講ずる。</p> <p>(5) 各管理者は、5.4.2 項(1)の保安品質保証計画書及び 7.1 項(1)の規程類に定めた計画とおりの結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合は、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講ずる。</p> <p>8.5 機器等の検査等</p> <p>(1) 各管理者は、加工施設の要求事項が満たされていることを検証するために、加工施設の検査及び試験に係る規程類を定め、実施する。</p> <p>(2) 検査及び試験は、業務の計画に従って、以下の(3)～(6)により適切な段階で実施する。</p> <p>(3) また、検査及び試験の合否判定基準への適合の証拠となる記録を作成し、管理する。</p> <p>(4) リリース(使用又は次工程への引き渡し)を正式に許可した者を特定できる記録を作成し、管理する。ただし、当該承認の権限を持つ者が、個別業務プロセス計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りではない</p> <p>(5) 各管理者は、検査・試験・検証結果が合否判定基準に適合していることを確認するまでには、リリースを行うことを承認しない。</p> <p>(6) 社長及び各管理者は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等を行う者を定め、その独立性を確保する。具体的には、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないように当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事(補修、取替え、改造等)又は点検に関与していない要員もしくは組織の外部の要員が、当該検査等に必要力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況において使用前事業者検査等を実施させる。</p> <p>(7) (6)の規定は、自主検査等についても準用する。この場合において、「当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事(補修、取替え、改造等)又は点検に関与して</p>	プロセス	監視・測定項目	責任者	運営管理プロセス	・保安品質目標の達成度 ・マネジメントレビューの結果に基づく改善率	保安管理部長	資源の運用管理プロセス	・教育・訓練の実施率	環境安全部長	業務の計画と実施プロセス	・巡視、点検及び設備の日常点検実施状況 *1 ・放射線管理に係る測定 *1 ・定期事業者検査の計画と実績 ・核燃料物質の在庫量 ・放射性液体／気体廃棄物放出値 ・法定検査での指摘事項 ・不適合等の件数	担当部長	評価及び改善プロセス	・是正、未然防止処置の処置率 ・内部監査コメントの処置率 ・所管官庁の指摘事項への処置率	保安管理部長	<p>せ、その結果を報告させる。</p> <p>(7)組織は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。</p> <p>(二) プロセスの監視測定</p> <p>(1)組織は、プロセスの監視測定を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法によりこれを行う。</p> <p>(2)組織は、(1)の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。</p> <p>(3)組織は、(1)の方法により、プロセスがハ(ホ)及びホ(イ)の計画に定めた結果を得ることができることを実証する。</p> <p>(4)組織は、(1)の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。</p> <p>(5)組織は、ハ(ホ)(1)及びホ(イ)(1)の計画に定めた結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。</p> <p>(ホ) 機器等の検査等</p> <p>(1)組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。</p> <p>(2)組織は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(3)組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4)組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。</p> <p>(5)組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性(当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事(補修、取替え、改造等)又は点検に関与していない要員に使用前事業者検査等を実施させることにより、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。)を確保する。</p> <p>(6)(5)の規定は、自主検査等においても準用する。この場合において、「当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事(補修、取替え、改造等)又は点検に関与して</p>		
プロセス	監視・測定項目	責任者																
運営管理プロセス	・保安品質目標の達成度 ・マネジメントレビューの結果に基づく改善率	保安管理部長																
資源の運用管理プロセス	・教育・訓練の実施率	環境安全部長																
業務の計画と実施プロセス	・巡視、点検及び設備の日常点検実施状況 *1 ・放射線管理に係る測定 *1 ・定期事業者検査の計画と実績 ・核燃料物質の在庫量 ・放射性液体／気体廃棄物放出値 ・法定検査での指摘事項 ・不適合等の件数	担当部長																
評価及び改善プロセス	・是正、未然防止処置の処置率 ・内部監査コメントの処置率 ・所管官庁の指摘事項への処置率	保安管理部長																

核燃料物質の加工の事業に係る保安規定の変更認可申請 (STO-N21-001、令和3年2月18日)	加工事業変更許可(本文)	加工事業変更許可(添付)	説明															
<p>いない者又は組織の外部の要員で必要な力量を有する者」とあるのは、「必要に応じて当該自主検査等の対象となる機器等の工事(補修、取替え、改造等)又は点検に關与していない者又は組織の外部の要員で必要な力量を有する者」と読み替えるものとする。</p> <p>8.6 不適合管理</p> <p>(1) 保安管理部長は、個別業務又は加工施設に対する要求事項に適合しない状態(以下「不適合」という。)が放置されることを防ぐために、それらの識別、報告、応急処置等、不適合の管理について、是正処置等、未然防止処置、不適合情報の公開、技術情報の共有並びにそれに関連する責任及び権限を含め、「保安不適合管理及び是正・未然防止処置規程」を定める。</p> <p>各管理者は、個別業務又は加工施設に対する要求事項に適合しない状況が放置されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。</p> <p>(2) 不適合を発見した場合、所管部署の管理者は「保安不適合管理及び是正・未然防止処置規程」に従い、次のいずれかの措置を講ずるとともに、それらを記録し管理する。</p> <p>a) 発見した不適合を除去するための措置(要求事項を満たすようにすること)を講ずる。</p> <p>b) 当該の権限をもつ者が、特別採用によって、その使用、リリース、又は合格と判定することを正式に許可する。</p> <p>c) 本来の意図された使用又は適用ができないような措置(識別、隔離、廃棄等)を講ずる。</p> <p>d) 外部への引渡し後及び個別業務の実施後に不適合が検出された場合等には、その不適合による影響又は起こり得る影響について評価を行い、適切な措置を講ずる。</p> <p>(3) 各管理者は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた特別採用を含む措置の記録(特別採用の結果、当該不適合が原子力の安全に影響を及ぼしていないかについて確認するための記録を含む。)を作成し、これを管理する。</p> <p>(4) 各管理者は、不適合に修正を施した場合には、要求事項への適合を実証するため検査及び試験等による再検証を行う。</p> <p>(5) 保安管理部長は、調達製品の技術情報及び施設管理により得られた技術情報であって、保安の向上に資するために必要な技術情報について、他のウラン加工事業者と共有する措置を講ずる。</p> <p>また、加工施設の保安の向上を図る観点から、重要度に応じ不適合の情報公開を行う。</p> <p>(6) 各管理者は、「保安不適合管理及び是正・未然防止処置規程」に従い、不適合を処理し、保安管理部長へ報告する。</p> <p>8.7 データの分析</p> <p>(1) 各管理者は、品質マネジメントシステムの実効性を実証するため、及び品質マネジメントシステムの実効性の改善の必要性を評価するために、適切なデータを明確にし、収集し、及び分析する。この中には、監視及び測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含むものとする。また、品質マネジメントシステムの実効性の改善には、品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。</p> <table border="1" data-bbox="172 1514 937 1881"> <thead> <tr> <th>分析対象</th> <th>責任者</th> <th>得たい情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・所管官庁検査の結果 ・所管官庁の指摘事項</td> <td>担当部長</td> <td>原子力の安全の達成に関する外部の受止め方</td> </tr> <tr> <td>・不適合報告内容 (判定基準からの逸脱度、他施設の不適合)</td> <td>担当部長</td> <td>個別業務に対する要求事項への適合</td> </tr> <tr> <td>・保安品質目標の達成度 ・内部監査指摘事項 ・不適合等発生件数 ・マネジメントレビューの結果に基づく改善率</td> <td>保安管理部長</td> <td>是正処置等の機会を得ることを含む、プロセスと原子力施設の特性及び傾向 ・内部監査の有効性 ・是正・未然防止処置の有効性</td> </tr> <tr> <td>・調達先の評価結果</td> <td>保安管理部長</td> <td>供給者の能力</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 各管理者は、データの分析によって、次の事項に関連する情報をマネジメントレビューのインプットとして提供する。</p> <p>a) 原子力の安全の達成に関する外部の受け止め方(組織の外部の者からの意見の傾</p>	分析対象	責任者	得たい情報	・所管官庁検査の結果 ・所管官庁の指摘事項	担当部長	原子力の安全の達成に関する外部の受止め方	・不適合報告内容 (判定基準からの逸脱度、他施設の不適合)	担当部長	個別業務に対する要求事項への適合	・保安品質目標の達成度 ・内部監査指摘事項 ・不適合等発生件数 ・マネジメントレビューの結果に基づく改善率	保安管理部長	是正処置等の機会を得ることを含む、プロセスと原子力施設の特性及び傾向 ・内部監査の有効性 ・是正・未然防止処置の有効性	・調達先の評価結果	保安管理部長	供給者の能力	<p>いない要員」とあるのは、「必要に応じて当該自主検査等の対象となる機器等の工事(補修、取替え、改造等)又は点検に關与していない要員」と読み替えるものとする。</p> <p>(ハ) 不適合の管理</p> <p>(1) 組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。</p> <p>(2) 組織は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を手順書等に定める。</p> <p>(3) 組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。</p> <p>a. 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。</p> <p>b. 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと(以下「特別採用」という。)</p> <p>c. 機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。</p> <p>d. 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。</p> <p>(4) 組織は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置(特別採用を含む。)に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(5) 組織は、(3)a.の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</p> <p>(ト) データの分析及び評価</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの実効性の改善の必要性を評価するために、適切なデータ(監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。)を明確にし、収集し、及び分析する。</p> <p>(2) 組織は、(1)のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。</p> <p>a. 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見</p>	<p>添付書類二 変更に係る加工に関する技術的能力に関する説明書 ハ. その他変更後における加工に関する技術的能力に関する事項 (ニ) 設計及び工事並びに運転及び保守に係る品質保証活動 【中略】 なお、不適合が発生した場合は、不適合の原因を明確にし、原因を除去する等の処置を行う。 【中略】 (ページ 添 2-6)</p>	
分析対象	責任者	得たい情報																
・所管官庁検査の結果 ・所管官庁の指摘事項	担当部長	原子力の安全の達成に関する外部の受止め方																
・不適合報告内容 (判定基準からの逸脱度、他施設の不適合)	担当部長	個別業務に対する要求事項への適合																
・保安品質目標の達成度 ・内部監査指摘事項 ・不適合等発生件数 ・マネジメントレビューの結果に基づく改善率	保安管理部長	是正処置等の機会を得ることを含む、プロセスと原子力施設の特性及び傾向 ・内部監査の有効性 ・是正・未然防止処置の有効性																
・調達先の評価結果	保安管理部長	供給者の能力																

核燃料物質の加工の事業に係る保安規定の変更認可申請 (STO-N21-001、令和3年2月18日)	加工事業変更許可(本文)	加工事業変更許可(添付)	説明
<p><u>向及び特徴その他分析により得られる知見</u></p> <p>b) <u>個別業務等要求事項への適合性</u></p> <p>c) <u>不適合には至らない加工施設及びプロセスの特性及び傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会となるものを含む、プロセス及び加工施設の特性及び傾向</u></p> <p>d) <u>供給者の能力</u></p> <p>8.8 改善</p> <p>8.8.1 継続的改善</p> <p><u>保安管理責任者は、保安品質方針、保安品質目標、監査結果、データの分析、是正処置、未然防止処置及びマネジメントレビューを通じて、改善が必要となる事項を明確にするとともに、品質マネジメントシステムの実効性を向上させるための継続的改善を実施する。</u></p> <p>8.8.2 是正処置等</p> <p>(1) <u>保安管理部長は、発生した不適合その他の事象(以下、「不適合等」という。)が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次の事項のとおり「保安不適合管理及び是正・未然防止処置規程」に定め、速やかに是正処置等を行う。</u></p> <p>a) <u>不適合等の情報の収集及び整理と技術的、人的及び組織的側面等の考慮を含む分析</u></p> <p>b) <u>不適合の原因の特定(必要に応じて日常のプロセスについてのマネジメントや安全文化との関係整理を含む。)</u></p> <p>c) <u>類似の不適合等の事象の有無又はそれが発生する可能性の明確化(日常のプロセスについてのマネジメントや安全文化との関係整理を含む。)</u></p> <p>d) <u>不適合等の再発防止を確実にするための処置の必要性の評価</u></p> <p>e) <u>必要な処置の決定及び実施</u></p> <p>f) <u>実施した処置の結果の記録と管理</u></p> <p>g) <u>実施した是正処置の実効性の評価</u></p> <p>h) <u>必要に応じて、計画の策定段階で決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更すること</u></p> <p>i) <u>必要に応じて、品質マネジメントシステムの変更</u></p> <p>j) <u>原子力の安全に影響を及ぼす程度が大きい不適合(単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様な事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。)</u>については、根本原因分析に関する要求事項を規定するために「保安不適合管理及び是正・未然防止処置規程」を作成し、分析を行う。</p> <p>(2) <u>各管理者は、再発防止のため、不適合の原因を除去する処置を行い、保安管理部長へ報告する。</u></p> <p>(3) <u>保安管理部長は、是正処置の処置状況について核燃料取扱主任者の確認を得て、放射線安全委員会へ報告する。</u></p> <p>(4) <u>保安管理部長は、手順書に基づき、複数の不適合等に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にし、適切な処置を行う。</u></p> <p>8.8.3 未然防止処置</p> <p>(1) <u>保安管理部長は、他の原子力施設その他施設(国内外の原子力施設に加え、火力発電所など広く産業全般に関連する施設をいう)から得られた知見(他のウラン加工事業者から提供された技術情報及び他のウラン加工事業者が公開した不適合情報を含む。)を収集し、自らの加工施設で起こり得る不適合(上記の原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。)の重要性に応じて、以下の事項に従い、適切な未然防止処置を実施する。</u></p> <p>(2) <u>保安管理部長は、次の事項に関する要求事項を「保安不適合管理及び是正・未然防止処置規程」に定める。</u></p> <p>a) <u>起こり得る不適合及びその原因の調査</u></p> <p>b) <u>未然防止処置の必要性の評価</u></p> <p>c) <u>必要な未然防止処置の明確化及び実施</u></p> <p>d) <u>実施した未然防止処置の結果を含む未然防止処置活動の結果の記録の作成</u></p> <p>e) <u>実施した未然防止処置の実効性の評価</u></p>	<p>b. 個別業務等要求事項への適合性</p> <p>c. 機器等及びプロセスの特性及び傾向(是正処置を行う端緒となるものを含む。)</p> <p>d. 調達物品等の供給者の供給能力</p> <p>(フ) 継続的な改善</p> <p>組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。</p> <p>(ウ) 是正処置等</p> <p>(1) 組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。</p> <p>a. 是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行うこと。</p> <p>(a) 不適合その他の事象の分析及び当該不適合の原因の明確化</p> <p>(b) 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化</p> <p>b. 必要な是正処置を明確にし、実施すること。</p> <p>g. 講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。</p> <p>c. 講じた全ての是正処置の実効性の評価を行うこと。</p> <p>d. 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更すること。</p> <p>e. 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更すること。</p> <p>f. 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施すること。</p> <p>(2) 組織は、(1)a.～g.に掲げる事項について、手順書等に定める。【(1)に含む】</p> <p>(3) 組織は、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる。</p> <p>(ヌ) 未然防止処置</p> <p>(1) 組織は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じる。</p> <p>a. 起こり得る不適合及びその原因について調査すること。</p> <p>b. 未然防止処置を講ずる必要性について評価すること。</p> <p>c. 必要な未然防止処置を明確にし、実施すること。</p> <p>e. 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。</p> <p>d. 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行うこと。</p> <p>(2) 組織は、(1)a.から e.に掲げる事項について、手順書等に定める。【(2)に含む】</p> <p>(ページ 13～16 (STO-Q20-009:2020 年 6 月 12 日届出))</p>	<p>添付書類二 変更に係る加工に関する技術的能力に関する説明書</p> <p>ハ. その他変更後における加工に関する技術的能力に関する事項</p> <p>(ニ) 設計及び工事並びに運転及び保守に係る品質保証活動</p> <p>【中略】</p> <p>なお、不適合が発生した場合は、不適合の原因を明確にし、原因を除去する等の処置を行う。</p> <p>【中略】</p> <p>(ページ 添 2-6)</p>	

核燃料物質の加工の事業に係る保安規定の変更認可申請 (STO-N21-001、令和3年2月18日)	加工事業変更許可(本文)	加工事業変更許可(添付)	説明
<p>第5条 削除 第6条 削除 第7条 削除 第8条 削除 第9条 削除 第10条 削除 第11条 削除 第12条 削除 第13条 削除 第14条 削除 第15条 削除 第15条の2 削除</p>			品質マネジメントに関する活動を第4条に集約させたため削除した。
第2章 保安管理体制			
第2節 組織			
<p>(保安活動を行う者の組織) 第16条 GNF-Jにおける核燃料物質の加工に関する保安のために、次の管理組織を置く。 (1) 社長 (2) <u>技術管理担当の上席執行役員又は</u>技術管理担当の執行役員(保安管理責任者) (3) 核燃料取扱主任者 (4) 放射線安全委員会 (5) 環境安全部長 (6) 業務部長 (7) 製造部長 (8) 品質保証部長 (9) 保安管理部長 (10)環境安全部安全管理課長(以下「安全管理課長」という。) (11)業務部輸送課長(以下「輸送課長」という。) (12)業務部調達課長(以下「調達課長」という。) (13)製造部生産技術課長(以下「生産技術課長」という。) (14)製造部廃棄物管理課長(以下「廃棄物管理課長」という。) (15)製造部製造1課長(以下「製造1課長」という。) (16)製造部製造2課長(以下「製造2課長」という。) (17)製造部試験検査課長(以下「試験検査課長」という。) (18)保安管理部保安管理課長(以下「保安管理課長」という。) (19)保安管理部保安基盤課長(以下「保安基盤課長」という。) なお、非常時の組織については、第10章に定める。</p> <p>2 前項の管理組織は、別図1に定めるとおりとする。</p> <p>3 第1項の管理組織のうち、会社組織名が記述されていない保安管理責任者、核燃料取扱主任者及び放射線安全委員会委員は、社長が任命する。</p> <p>4 社長、保安管理責任者、各部長及び各課長(以下「各管理者等」という。)が、出張、疾病、その他の事由により職務を行うことができない場合は、あらかじめ社長の指名するそれぞれの管理組織の代行者がその職務を行う。また、夜間・休日に核燃料物質を取扱う場合、あらかじめ社長の指名する管理者(シフトマネージャー)が各管理者等の職務を代行する。</p>	<p>七 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 ハ 経営責任者等の責任 (ヘ) 責任及び権限 社長は、部門及び要員の責任及び権限並に部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。 (ページ4 (STO-Q20-009:2020年6月12日届出))</p>	<p>添付書類二 変更に係る加工に関する技術的能力に関する説明書 ハ. その他変更後における加工に関する技術的能力に関する事項 (イ) 設計及び工事並びに運転及び保守のための組織 平成29年1月1日現在における加工に係る組織は下図のとおりである。これらの組織は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第22条第1項の規定に基づく保安規定等で定められた業務分掌に基づき、明確な役割分担のもとで、設計及び工事並びに運転及び保守に係る業務を適確に実施する。 本変更に係る設計及び工事の主な業務については、環境安全部及び製造部生産技術課において実施し、本変更に係る運転及び保守の主な業務については、生産技術課を除く製造部及び保安管理部において実施する。 また、保安に関する基本方針及び主要施設の設計・工事に関する保安上の妥当性等、施設の保安に関する事項を審議するものとして、放射線安全委員会を設置しており、本変更に係る保安上の必要な事項について審議する。 (ページ 添2-3)</p>	左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。

核燃料物質の加工の事業に係る保安規定の変更認可申請 (STO-N21-001、令和3年2月18日)	加工事業変更許可(本文)	加工事業変更許可(添付)	説明
<p>第3節 職務</p> <p>(職務)</p> <p>第17条 各管理者等は、この規定を遵守して、保安に関する職務を遂行する。</p> <p>2 保安品質保証に係る社長、保安管理責任者及び各部長の職務は、第4条のとおりとする。また、保安品質保証に係る各部長は、第3項の各自の職務に基づき、業務の計画、実施、評価及び改善、並びに第4条5.4.1項の保安品質目標の設定を行う。</p> <p>3 各管理者等の職位と職務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 社長は、関係法令及びこの規定に基づき、核燃料物質の加工に関する保安を統括する。また、非常時の措置対応準備及び防災本部本部長として非常時における活動を行う。</p> <p>(2) 保安管理責任者は、社長を補佐し、保安品質保証計画書の制定に際してこれを審査し、内部監査の計画・実施を含む保安品質マネジメントシステムを運用し、成果を含む実施状況及び改善の必要性の有無を社長へ報告するとともに、全社へ原子力安全についての認識を高めさせる。</p> <p>(3) 環境安全部長は、安全管理課長を指揮監督し、以下の業務を統括する。また、設計想定事象等に対する加工施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(a) 保安教育に関する業務</p> <p>(b) 環境試料中の放射性物質濃度測定に関する業務</p> <p>(c) 放射線業務従事者の個人被ばく管理及び健康診断に関する業務</p> <p>(d) 保安基盤課長が実施する放射線管理等の業務に関する技術支援の業務</p> <p>(e) 非常時の措置に関する業務</p> <p>(4) 業務部長は、輸送課長及び調達課長を指揮監督し、以下の業務を統括する。</p> <p>(a) 核燃料物質の輸送に関する保安管理の業務</p> <p>(b) 調達管理に関する業務</p> <p>(5) 製造部長は、生産技術課長、廃棄物管理課長、製造1課長、製造2課長及び試験検査課長を指揮監督し、以下の業務を統括する。</p> <p>(a) 核燃料物質の製造に関する保安管理の業務</p> <p>(b) 放射性固体廃棄物の処理及び保管廃棄に関する業務</p> <p>(c) 放射性液体廃棄物の廃棄施設への移送、処理及び廃棄に関する業務</p> <p>(d) 周辺監視区域内における核燃料物質の運搬に関する保安管理の業務</p> <p>(e) 貯蔵専用区域における核燃料物質の貯蔵に関する保安管理の業務</p> <p>(f) 核燃料物質の梱包に関する保安管理の業務</p> <p>(g) 核燃料物質の加工に係る生産技術開発に関する保安管理の業務</p> <p>(h) 加工施設の操作及び施設管理に関する業務</p> <p>(i) 核燃料物質の検査及び試験に関する保安管理の業務</p> <p>(j) 試験作業に伴い発生する放射性液体廃棄物の廃棄施設への移送に関する業務</p> <p>(6) 品質保証部長は、核燃料物質の加工に供する秤量器の校正に関する管理業務及びその他保安上必要な計測器の校正に関する管理業務を行う。</p> <p>(7) 保安管理部長は、核燃料取扱主任者の指揮監督を受け、第19条に係る核燃料取扱主任者の業務を円滑に処理するための資料の調査及び記録類の管理等の補佐業務を行う。また、保安管理課長及び保安基盤課長を指揮監督し、以下の(a)～(n)の業務を統括するとともに、(o)の業務を行う。</p> <p>(a) 第21条に係る放射線安全委員会の事務局業務</p> <p>(b) 原子力規制検査等に関する業務</p> <p>(c) 保安品質マネジメントシステム及び内部監査の事務局等に関する業務</p> <p>(d) 社長の指示による関係法令及び保安規定の遵守並びに安全文化の育成及び維持のための全社的な活動の主導及びその活動の評価業務</p> <p>(e) 放射線管理に関する業務</p> <p>(f) 臨界安全管理に関する業務</p> <p>(g) 放射性廃棄物中の放射性物質濃度の監視・測定に関する業務</p> <p>(h) 放射線測定器類の保守に関する業務</p> <p>(i) 警備に関する業務</p> <p>(j) 建屋の施錠に関する業務</p> <p>(k) 管理区域及び周辺監視区域の出入りに関する業務</p> <p>(l) 給排気設備の運転及び用役の供給に関する業務</p> <p>(m) 建屋及び建屋付帯設備に関する業務</p> <p>(n) 放射性気体廃棄物の処理及び廃棄に関する業務</p>	<p>七 加工施設の保安ため業務に係る品質管理必要な整備に関する事項</p> <p>ハ 経営責任者等の責任</p> <p>(ヘ) 責任及び権限</p> <p>社長は、部門及び要員の責任権限並に相互間業務手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務遂行できるようにする。</p> <p>(ページ4 (STO-Q20-009:2020年6月12日届出))</p>	<p>添付書類二 変更に係る加工に関する技術的能力に関する説明書</p> <p>ハ. その他変更後における加工に関する技術的能力に関する事項</p> <p>(イ) 設計及び工事並びに運転及び保守のための組織</p> <p>平成29年1月1日現在における加工に係る組織は下図のとおりである。これらの組織は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第22条第1項の規定に基づく保安規定等で定められた業務分掌に基づき、明確な役割分担のもとで、設計及び工事並びに運転及び保守に係る業務を適確に実施する。</p> <p>本変更に係る設計及び工事の主な業務については、環境安全部及び製造部生産技術課において実施し、本変更に係る運転及び保守の主な業務については、生産技術課を除く製造部及び保安管理部において実施する。</p> <p>また、保安に関する基本方針及び主要施設の設計・工事に関する保安上の妥当性等、施設の保安に関する事項を審議するものとして、放射線安全委員会を設置しており、本変更に係る保安上の必要な事項について審議する。</p> <p>(ページ 添2-3)</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>

核燃料物質の加工の事業に係る保安規定の変更認可申請 (STO-N21-001、令和3年2月18日)	加工事業変更許可(本文)	加工事業変更許可(添付)	説明
<p>(o) 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関する業務</p> <p>(8) 安全管理課長は、環境安全部長の指揮監督を受け、次の業務を行う。<u>また、放射線業務従事者の個人被ばく管理については、当該業務に関する知識を有する者を責任者として任命し、その業務に当たらせる。</u></p> <p>(a) 保安教育に関する業務</p> <p>(b) 周辺監視区域外における環境試料中の放射性物質の測定に関する業務</p> <p>(c) 放射線業務従事者の個人被ばく管理及び健康診断に関する業務</p> <p>(d) 保安基盤課長が実施する以下の業務に関する技術支援の業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理区域及び周辺監視区域の放射線管理に関する業務 ・管理区域及び周辺監視区域の臨界安全管理に関する業務 ・放射線測定器類の保守に関する業務 ・管理区域の出入管理及び出入管理に伴い発生する放射性液体廃棄物の廃棄施設への移送に関する業務 ・放射性廃棄物中の放射性物質濃度の監視・測定に関する業務 <p><u>(e) 非常時の措置に関する業務</u></p> <p>(9) 輸送課長は、業務部長の指揮監督を受け、核燃料物質の輸送に関する保安管理の業務を行う。</p> <p>(10) 調達課長は、業務部長の指揮監督を受け、調達管理に関する業務を行う。</p> <p>(11) 生産技術課長は、製造部長の指揮監督を受け、以下の作業等に関する技術支援、作業等に使用する設備の操作に関する技術支援、加工施設の施設管理に関する技術支援の業務を行う。</p> <p>また、核燃料物質の加工に係る生産技術開発に関する保安管理の業務を行う。</p> <p>(a)核燃料物質の化学処理作業</p> <p>(b)核燃料物質の粉末取扱作業</p> <p>(c)核燃料物質の成型加工作業</p> <p>(d)核燃料物質の被覆作業</p> <p>(e)核燃料物質の組立作業</p> <p>(f)核燃料物質の運搬</p> <p>(g)核燃料物質の梱包</p> <p>(h)核燃料物質の検査作業</p> <p>(i)核燃料物質の貯蔵作業</p> <p>(j)核燃料物質の試験作業</p> <p>(k)放射性液体廃棄物の廃棄施設への移送、処理及び廃棄に関する業務</p> <p>(l)放射性固体廃棄物の処理、運搬及び保管廃棄に関する業務</p> <p>(m)放射性気体廃棄物の処理及び廃棄に関する業務</p> <p>(n)建屋及び建屋付帯設備に関する管理業務</p> <p>(o)給排気設備の運転に関する業務</p> <p>(p)用役の供給に関する業務</p> <p><u>(q)加工施設の施設管理に関する業務</u></p> <p>(12) 廃棄物管理課長は、製造部長の指揮監督を受け、次の業務を行う。</p> <p>(a) 放射性固体廃棄物の処理、運搬及び保管廃棄に関する業務</p> <p>(b) 放射性液体廃棄物の廃棄施設への移送、処理及び廃棄に関する業務</p> <p>(13) 製造1課長は、製造部長の指揮監督を受け、次の業務を行う。</p> <p>(a) 核燃料物質の化学処理作業に関する保安管理の業務</p> <p>(b) 核燃料物質の粉末取扱作業に関する保安管理の業務</p> <p>(c) 核燃料物質の成型加工作業に関する保安管理の業務</p> <p>(d) 化学処理作業、粉末取扱作業及び成型加工作業に係る核燃料物質の貯蔵に関する保安管理の業務</p> <p>(e) (a)～(c)の業務に伴い発生する放射性液体廃棄物の廃棄施設への移送に関する業務</p> <p>(14) 製造2課長は、製造部長の指揮監督を受け、次の業務を行う。</p> <p>(a) 核燃料物質の被覆作業に関する保安管理の業務</p> <p>(b) 核燃料物質の組立作業に関する保安管理の業務</p> <p>(c) 被覆作業及び組立作業に係る核燃料物質の貯蔵に関する保安管理の業務</p> <p>(d) 周辺監視区域内における核燃料物質の運搬、核燃料物質の梱包及び貯蔵専用区域における核燃料物質の貯蔵に関する保安管理の業務</p>			

核燃料物質の加工の事業に係る保安規定の変更認可申請 (STO-N21-001、令和3年2月18日)	加工事業変更許可(本文)	加工事業変更許可(添付)	説明
<p>(15) 試験検査課長は、製造部長の指揮監督を受け、次の業務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 核燃料物質の検査作業に関する保安管理の業務 (b) 検査作業に係る核燃料物質の貯蔵に関する保安管理の業務 (c) 核燃料物質の試験作業に関する保安管理の業務 (d) 試験作業に伴い発生する放射性液体廃棄物の廃棄施設への移送に関する業務 <p>(16) 保安管理課長は、核燃料取扱主任者の指揮監督を受け、第 19 条に係る核燃料取扱主任者の業務を円滑に処理するための資料の調査及び記録類の管理等の補佐業務について、保安管理部長を補佐する。</p> <p>また、保安管理部長の指揮監督を受け、次の業務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 第 21 条に係る放射線安全委員会の事務局業務 (b) 原子力規制検査等に関する業務 (c) 保安品質マネジメントシステム及び内部監査の事務局等に関する業務 (d) 社長の指示による関係法令及び保安規定の遵守並びに安全文化の育成及び維持のための全社的な活動の主導及びその活動の評価業務 <p>(17) 保安基盤課長は、保安管理部長の指揮監督を受け、次の業務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 管理区域及び周辺監視区域の放射線管理に関する業務(ただし、安全管理課長が実施する放射線業務従事者の個人被ばく管理及び健康診断に関する業務を除く。) (b) 管理区域及び周辺監視区域の臨界安全管理に関する業務 (c) 放射線測定器類の保守に関する業務 (d) 管理区域の出入管理及び出入管理に伴い発生する放射性液体廃棄物の廃棄施設への移送に関する業務 (e) 放射性廃棄物中の放射性物質濃度の監視・測定に関する業務 (f) 警備に関する業務 (g) 周辺監視区域の出入りに関する業務 (h) 管理区域出入口及び非常口の鍵の保管に関する業務 (i) 用役の供給に関する業務 (j) 建屋及び建屋付帯設備に関する業務 (k) 給排気設備の運転に関する業務 (l) 放射性気体廃棄物の処理及び廃棄に関する業務 (m) 保全区域の区別と必要に応じて講ずる措置に関する業務 <p>(18) 各管理者等は、各自の業務所掌範囲に基づき、異常時の措置、火災及び爆発・内部溢水・火山活動(降灰)・竜巻・その他の自然現象発生時における加工施設の保全のための活動、人の不法な侵入等の防止、非常時の措置、重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動、教育・訓練、調達、定期評価、記録及び報告に関する業務を行う。</p> <p>(19) 各管理者等は、第 58 条の4又は第 60 条に定める検査要領書に従い、使用前事業者検査又は定期事業者検査を実施する。</p> <p>4 第 90 条に定める非常時体制が発令された場合は、社長の指示により、直ちに第 16 条に定める管理組織から第 83 条に定める防災本部組織に組織体制を移行する。</p>			

核燃料物質の加工の事業に係る保安規定の変更認可申請 (STO-N21-001、令和3年2月18日)	加工事業変更許可(本文)	加工事業変更許可(添付)	説明
第4節 核燃料取扱主任者			
<p>(核燃料取扱主任者の職務)</p> <p>第19条 核燃料取扱主任者は、核燃料物質等の取扱いに関し、次に掲げる職務を誠実に行う。</p> <p>(1) 保安上必要な場合には、社長及び保安管理責任者に対し意見を具申すること。</p> <p>(2) 保安上必要な場合には、核燃料物質等の取扱いに従事する者へ指示すること。</p> <p>(3) 保安上必要な場合には、従業員等に指導・助言すること。</p> <p>(4) 次の計画の作成、改訂にあたり、その内容について審査すること。</p> <p>(a) 保安教育計画、火災及び爆発・内部溢水・火山活動(降灰) <u>及び積雪・竜巻</u>・その他の自然現象発生時における加工施設の保全のための活動の訓練計画、非常時の訓練計画及び重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動の訓練計画(第23条、<u>第78条の2、第78条の3、第79条の2、第79条の3、第79条の4、第80条の2、第80条の3</u>)</p> <p>(b) 定期<u>事業者</u>検査実施計画(第60条)</p> <p>(c) 補修等の<u>工事</u>に係る工事計画(<u>第58条</u>)</p> <p>(d) <u>設計及び工事の計画の認可に係る設計及び工事の計画</u>(第58条)</p> <p>(e) <u>使用前事業者検査実施計画</u>(第58条の4)</p> <p>(5) 法に基づく報告を確認すること。</p> <p>(6) 第12章に定める記録を確認すること。</p> <p>(7) この規定及びこの規定に基づく規程書並びに第4章、第7章及び第8章に定める事項に関する手順書(規程書の記載事項を更に詳細に記載した文書)の制定及び改廃にあたり、その内容について審査すること。</p> <p>(8) <u>原子力規制検査、定期事業者検査及び使用前事業者検査の結果を確認すること。</u></p> <p>(9) その他、保安の監督に関して必要なこと。</p> <p>2 核燃料取扱主任者は、前項に関する業務遂行状況を毎月1回、社長及び保安管理責任者へ報告し、確認を受ける。</p>	<p>七 加工施設の保安ため業務に係る品質管理必要な整備に関する事項</p> <p>ハ 経営責任者等の責任</p> <p>(ヘ) 責任及び権限</p> <p>社長は、部門及び要員の責任権限並に相互間業務手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務遂行できるようにする。</p> <p>(ページ4 (STO-Q20-009:2020年6月12日届出))</p>	<p>添付書類二 変更に係る加工に関する技術的能力に関する説明書</p> <p>ハ. その他変更後における加工に関する技術的能力に関する事項</p> <p>(ヘ) 有資格者等の選任・配置</p> <p>核燃料の取扱いに関し、保安の監督を行う核燃料取扱主任者及びその代行者は、核燃料取扱主任者免状を有する者のうち、核燃料物質等の取扱い業務に3年以上従事した者の中から社長が選任するとともに、保安上必要な核燃料物質等の取扱いに従事する者への指示等、その職務が適切に遂行できるように配置する。</p> <p>(ページ 添2-6)</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
<p>(意見の尊重)</p> <p>第20条 社長及び保安管理責任者は、核燃料取扱主任者より意見の具申を受けた場合は、その意見を尊重する。</p> <p>2 <u>加工施設の操作</u>に従事する者は、核燃料取扱主任者の指示に従う。</p> <p>3 従業員等は、核燃料取扱主任者の指導・助言を尊重する。</p>			

核燃料物質の加工の事業に係る保安規定の変更認可申請 (STO-N21-001、令和3年2月18日)	加工事業変更許可(本文)	加工事業変更許可(添付)	説明																																				
第5節 放射線安全委員会																																							
<p>第21条 社長は、核燃料物質の加工に関する保安管理に必要な事項を審議するための機関として、放射線安全委員会を設置する。</p> <p>2 放射線安全委員会は、GNF-Jの保安に関し、次に掲げる事項について審議する。 なお、(1)から(7)については、社長の諮問により審議し、答申する。</p> <p style="text-align: center;">放射線安全委員会審議事項と保安規定適用条項関連付け</p> <table border="1" data-bbox="160 420 937 1220"> <thead> <tr> <th>審議項目</th> <th>適用条項</th> <th>討議申請者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 特別諮問事項</td> <td>—</td> <td>担当部長</td> </tr> <tr> <td>(2) 加工事業変更許可並びに加工施設の設計及び工事の計画の認可に関する事項</td> <td>—</td> <td>担当部長</td> </tr> <tr> <td>(3) 主要施設の補修等の工事に係る工事計画</td> <td>第58条</td> <td>担当部長</td> </tr> <tr> <td>(4) 保安規定及び保安品質保証計画書の改定に関する事項</td> <td>—</td> <td>保安管理部長</td> </tr> <tr> <td>(5) 教育・訓練計画</td> <td></td> <td>環境安全部長</td> </tr> <tr> <td>(a) 年次保安教育計画</td> <td>第23条第2項</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(b) 火災及び爆発・内部溢水・火山活動(降灰)及び積雪・竜巻・その他の自然現象発生時における加工施設の保全のための活動の訓練計画</td> <td>第78条の2から 第79条の4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(c) 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動の訓練計画</td> <td>第80条の2、 第80条の3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(6) 使用前事業者検査及び定期事業者検査に関する事項</td> <td>第58条の4、 第60条</td> <td>担当部長</td> </tr> <tr> <td>(7) 事故の原因調査及び対策並びにその対策結果の評価</td> <td>第98条</td> <td>担当部長</td> </tr> <tr> <td>(8) その他の保安に関する重要事項</td> <td>—</td> <td>担当部長</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 放射線安全委員会の委員長は核燃料取扱主任者とし、<u>委員会</u>は社長が任命する者をもって構成する。</p> <p>4 放射線安全委員会の運営は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 委員会は、全委員の過半数の出席をもって成立とする。</p> <p>(2) 委員長が出席できない場合は、核燃料取扱主任者の代行者が委員長の責務を代行する。</p> <p>(3) 委員会の審議事項であって緊急に処理する必要があり、かつ、委員会の開催が困難な場合は、持ち回り確認により委員長及び過半数委員の承認により委員会の審議に替えることができる。</p> <p>(4) 委員会事務局は、委員会の審議内容及び核燃料取扱主任者の意見を含めた議事録を作成し、社長及び保安管理責任者へ報告するとともに、5年間保管する。</p>	審議項目	適用条項	討議申請者	(1) 特別諮問事項	—	担当部長	(2) 加工事業変更許可並びに加工施設の設計及び工事の計画の認可に関する事項	—	担当部長	(3) 主要施設の補修等の工事に係る工事計画	第58条	担当部長	(4) 保安規定及び保安品質保証計画書の改定に関する事項	—	保安管理部長	(5) 教育・訓練計画		環境安全部長	(a) 年次保安教育計画	第23条第2項		(b) 火災及び爆発・内部溢水・火山活動(降灰)及び積雪・竜巻・その他の自然現象発生時における加工施設の保全のための活動の訓練計画	第78条の2から 第79条の4		(c) 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動の訓練計画	第80条の2、 第80条の3		(6) 使用前事業者検査及び定期事業者検査に関する事項	第58条の4、 第60条	担当部長	(7) 事故の原因調査及び対策並びにその対策結果の評価	第98条	担当部長	(8) その他の保安に関する重要事項	—	担当部長	<p>七 加工施設の保安ため業務に係る品質管理必要な整備に関する事項</p> <p>ハ 経営責任者等の責任</p> <p>(ヘ) 責任及び権限</p> <p>社長は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。 (ページ4 (STO-Q20-009:2020年6月12日届出))</p>	<p>添付書類二 変更に係る加工に関する技術的能力に関する説明書</p> <p>ハ. その他変更後における加工に関する技術的能力に関する事項</p> <p>(イ) 設計及び工事並びに運転及び保守のための組織</p> <p>【中略】</p> <p>また、保安に関する基本方針及び主要施設の設計・工事に関する保安上の妥当性等、施設の保安に関する事項を審議するものとして、放射線安全委員会を設置しており、本変更に係る保安上の必要な事項について審議する。 (ページ 添2-3)</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
審議項目	適用条項	討議申請者																																					
(1) 特別諮問事項	—	担当部長																																					
(2) 加工事業変更許可並びに加工施設の設計及び工事の計画の認可に関する事項	—	担当部長																																					
(3) 主要施設の補修等の工事に係る工事計画	第58条	担当部長																																					
(4) 保安規定及び保安品質保証計画書の改定に関する事項	—	保安管理部長																																					
(5) 教育・訓練計画		環境安全部長																																					
(a) 年次保安教育計画	第23条第2項																																						
(b) 火災及び爆発・内部溢水・火山活動(降灰)及び積雪・竜巻・その他の自然現象発生時における加工施設の保全のための活動の訓練計画	第78条の2から 第79条の4																																						
(c) 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動の訓練計画	第80条の2、 第80条の3																																						
(6) 使用前事業者検査及び定期事業者検査に関する事項	第58条の4、 第60条	担当部長																																					
(7) 事故の原因調査及び対策並びにその対策結果の評価	第98条	担当部長																																					
(8) その他の保安に関する重要事項	—	担当部長																																					
第3章 教育・訓練																																							
<p><u>第24条削除</u></p>			<p>初期消火及びその他の加工施設の保全のための活動等を第9章に集約させたため削除した。</p>																																				

核燃料物質の加工の事業に係る保安規定の変更認可申請 (STO-N21-001、令和3年2月18日)	加工事業変更許可(本文)	加工事業変更許可(添付)	説明
第4章 加工施設の操作			
第1節 加工施設の操作に係る計画、実施、評価及び改善			
<p>(加工施設の操作に係る計画及び実施)</p> <p>第25条 担当部長は、第 27 条から第 37 条に記載する事項を定めた加工施設の操作に関する規程書を定める。</p> <p>2 <u>担当部課長</u>は、前項に定めた規程書に基づいて、第 27 条から第 37 条の業務を実施する。</p>	<p>ホ 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施</p> <p>(イ) 個別業務に必要なプロセスの計画</p> <p>(1) 組織は、個別業務に必要なプロセスについて計画を策定するとともにそのプロセスを確立する。</p> <p>【中略】</p> <p>(ページ 7 (STO-Q20-009:2020 年 6 月 12 日届出))</p>	<p>添付書類二 変更に係る加工に関する技術的能力に関する説明書</p> <p>ハ. その他変更後における加工に関する技術的能力に関する事項</p> <p>(ニ) 設計及び工事並びに運転及び保守に係る品質保証活動</p> <p>設計及び工事並びに運転及び保守の各段階における品質保証活動は、保安規定において「原子力発電所における安全のための品質保証規程(J E A C 4 1 1 1 -2009) 」及び関係法令に基づく保安品質保証計画書を定め、これに従い施設の安全を達成、維持及び向上するための品質マネジメントシステムを確立し、文書化し、実施し、かつ維持するとともに、システムの有効性を継続的に改善する。</p> <p>【中略】</p> <p>個々の業務における品質保証活動は、業務に対する要求事項を満足するように定めた保安品質目標や規定類に基づき、各部長が責任を持って実施し、必要な記録を残すことにより保安品質マネジメントシステムの効果的運用に努める。</p> <p>【省略】</p> <p>(ページ 添 2-5)</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
第2節 通則			
<p>(操作員等の確保)</p> <p>第28条 担当部長は、第 23 条第2項及び第3項に定める教育・訓練を修了し、加工施設の操作に必要な力量を有する者に操作させる。</p> <p>2 担当課長は、加工施設の操作に必要な構成人員をそろえ、操作させる。</p> <p>3 <u>環境安全部長は、第 78 条の2から第 80 条の3の設計想定事象等に対する加工施設の保全に関する措置の初期活動を行う要員として、事業所に常駐する者を2名以上確保する。また、初期活動を行うその他の要員として5名程度を確保する。初期活動の要員が設計想定事象等の発生の際に事業所内外から速やかに参集するための通報連絡体制を整える。</u></p>	<p>七 加工施設の保安ため業務に係る品質管理必要な整備に関する事項</p> <p>ニ 資源の管理</p> <p>(イ) 資源の確保</p> <p>組織は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理する。</p> <p>(1)要員</p> <p>(ロ) 要員の力量の確保及び教育訓練</p> <p>(1)組織は個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力(以下「力量」という。)が実証された者を要員に充てる。</p> <p>(2)組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。</p> <p>a.要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。</p> <p>b.要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。</p> <p>c.b.の措置の実効性を評価すること。</p> <p>d.要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにすること。</p> <p>(a)品質目標の達成に向けた自らの貢献</p> <p>(b)品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献</p> <p>(c)原子力の安全に対する当該個別業務の重要性</p> <p>e.要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。</p> <p>(ページ 6-7 (STO-Q20-009:2020 年 6 月 12 日届出))</p>	<p>添付書類二 変更に係る加工に関する技術的能力に関する説明書</p> <p>ハ. その他変更後における加工に関する技術的能力に関する事項</p> <p>(ハ) 設計及び工事並びに運転及び保守の経験</p> <p>(1)設計及び工事の経験</p> <p>当社は、昭和 43 年に加工の事業の許可を受け、これまでに 750tU/年の規模のウラン加工施設(成型加工)の設計及び工事を行った実績を有しており、これまでの業務を通じて技術力を維持している。</p> <p>また、加工施設の設計及び工事並びに運転及び保守の業務に従事したことのある十分な経験を有する者が、加工施設の設計及び工事の業務に従事する。</p> <p>(2)運転及び保守の経験</p> <p>当社は、昭和 45 年から核燃料物質の加工の事業を開始し、これまでに核燃料物質の加工について十分な実績を有している。</p> <p>また、加工施設の設計及び工事並びに運転及び保守の業務に従事したことのある十分な経験を有する者が、加工施設の運転及び保守の業務に従事する。</p> <p>(ページ 添 2-4～添 2-5)</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
<p>(巡視)</p> <p>第29条 担当課長は、毎日1回以上、別表2に定める設備等のうち、所掌するものについて巡視を行う。<u>実施においては、第 58 条に定める観点を含めて行う。</u></p>	<p>Ⅰ 加工施設の位置、構造及び設備</p> <p>ロ 加工施設の一般構造</p> <p>(イ) 核燃料物質の臨界防止に関する構造</p> <p>(2) 単一ユニットの臨界安全</p> <p>2. 単一ユニットの核的制限値の考え方</p> <p>4) 核的制限値の維持・管理については、核的制限値として形状寸法を設定する設備・機器については、設備の供用前に実施する検査により核的制限値が適切に設定されていることを確認し、供用開始後は、巡視・点検による異常の有無の確認により維持・管理する。</p> <p>(ページ 4)</p> <p>五 加工施設における放射線の管理に関する事項</p> <p>イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法</p> <p>(イ) 閉じ込めの管理</p> <p>(4) ウランを収納する設備・機器からの飛散及び漏えいを防止するため、定期的に巡視及び点検等を行い、異常の有無を確認する。</p> <p>(ページ 148)</p>	<p>添付書類六</p> <p>変更後における加工施設の放射線の管理に関する説明書</p> <p>ロ. 放射線の被ばく管理</p> <p>(イ) 閉じ込めの管理</p> <p>(4) ウランを収納する設備・機器からの飛散及び漏えいを防止するため、定期的に巡視及び点検等を行い、異常の有無を確認する。</p> <p>(ページ 添 6-1)</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>

核燃料物質の加工の事業に係る保安規定の変更認可申請 (STO-N21-001、令和3年2月18日)	加工事業変更許可(本文)	加工事業変更許可(添付)	説明
<p>(操作上の一般事項)</p> <p>第30条 担当課長は、加工施設の操作に当たっては、常に当該設備の作動状況及び機器の性能の把握に努め、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 当該設備の状態、計器、表示装置等の監視を適切、かつ確実に行うこと。</p> <p>(2) 操作に当たっては、設備の運転開始に先立って確認すべき事項、操作に必要な事項及び運転停止後に確認すべき事項について、操作する者に第 23 条で定める教育・訓練に従い習得させること。</p> <p>(3) 非定常作業であって核燃料物質等を取り扱う場合、あらかじめその臨界安全管理及び被ばく管理の方法を手順に定めるか、又は、非定常作業の都度、事前に核燃料取扱主任者の確認を受け、操作する者に習得させること。</p> <p>(4) <u>個別業務を操作員が引き継ぐ場合、必要に応じて作業記録等の引き渡しや操作状況の申し送りを実施するよう手順に定めること。</u></p> <p>(5) 運転及び保守における誤操作を防止するため、操作器、指示計、記録計、表示装置、警報装置等を操作員の操作性及び人間工学的諸因子を考慮して設置するとともに、誤操作を生じにくいように留意した設計とし、必要に応じて手順に定めること。</p> <p>(6) 操作器は操作員による誤操作を防止するために、必要に応じて保護カバー又は鍵付きスイッチを設け、色、形状、銘板等により容易に識別できるようにすること。また、安全の確保のために手動操作を要する場合に備え、必要に応じて手動での対応手順を現場に明示する等、円滑に対応できる措置を講ずること。</p>	<p>I 加工施設の位置、構造及び設備</p> <p>ロ 加工施設の一般構造</p> <p>(ト) その他の主要な構造</p> <p>(4) 誤操作の防止</p> <p>加工施設における誤操作の防止に係る設計方針を以下に示す。</p> <p>1) 誤操作の防止に係る措置</p> <p>安全機能を有する施設は、運転員による誤操作を防止するために以下の措置を講じる。</p> <p>(a) 運転及び保守における誤操作を防止するために、操作器、指示計、記録計、表示装置、警報装置等を運転員の操作性及び人間工学的観点の諸因子を考慮して設置するとともに、誤操作を生じにくいように留意した設計とし、必要に応じて手順書を定める。</p> <p>(b) 制御盤には、設備の集中的な監視及び制御が可能となるように、表示装置及び操作器を配置するとともに、表示装置は、運転員の誤操作・誤判断を防止し、加工施設の状態が正確かつ迅速に把握できるよう考慮した設計とする。</p> <p>(c) 操作器は運転員による誤操作を防止するために、必要に応じて保護カバーやカギ付きスイッチを設け、色、形状、銘板等により容易に識別できる設計とする。</p> <p>(d) 設計基準事故の発生後、時間的余裕が少ない場合においても、計測制御設備のインターロック等により安全機能を確保できる設計とする。</p> <p>(ページ 21)</p>	<p>添付書類五</p> <p>変更後における加工施設の安全設計に関する説明書</p> <p>リ. その他の安全設計</p> <p>(ニ) 誤操作の防止に対する考慮</p> <p>安全機能を有する施設に関する誤操作を防止するために、以下の措置を講じる。</p> <p>1. 誤操作の防止に係る措置</p> <p>(1) 操作器、指示計、記録計、表示装置、警報装置等を運転員の操作性及び人間工学的観点の諸因子を考慮して設置するとともに、誤操作を生じにくいように留意した設計とし、必要に応じて手順書を定める。</p> <p>(2) 制御盤には、設備の集中的な監視及び制御が可能となるように、表示装置及び操作器を配置している。表示装置は、運転員の誤操作・誤判断を防止し、加工施設の状態が正確かつ迅速に把握できるよう考慮した設計とする。</p> <p>(3) 操作器は、運転員による誤操作を防止するために、必要に応じて保護カバーやカギ付きスイッチを設け、色、形状、銘板等により容易に識別できる設計とする。</p> <p>(4) 設計基準事故の発生後、時間的余裕が少ない場合においても、計測制御設備のインターロック等により安全機能を確保できる設計とする。</p> <p>2. 操作の容易性に係る措置</p> <p>(1) 安全の確保のために手動操作を要する場合には、必要に応じて非常時、緊急時の対応手順を現場に明示する等、円滑に対応できる措置を講じる。</p> <p>(ページ 添 5-201)</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
<p><u>第32条 削除</u></p>			<p>第 58 条及び第 60 条に移行した。</p>
<p>第4節 操作上の留意事項</p>			
<p>(臨界安全管理)</p> <p>第33条 担当課長は、核燃料物質のうち濃縮ウランを取り扱う設備・機器について、核燃料物質の臨界安全上の制限値として、設備・機器の寸法、又は容積を制限することが困難な設備・機器は、取り扱う核燃料物質の質量、寸法等が、別表4に掲げる核的制限値を超えないように、下記に掲げる操作上の留意事項を手順書等に規定し、放射線業務従事者に遵守させ十分な対策を講ずる。</p> <p>(1) 別表3(1)に掲げる設備のうち、核的制限値として別表 4-2、4-3 のバッチ限度量が設けられている工程等では、作業実施前後に、担当放射線業務従事者以外の放射線業務従事者により核的制限値が遵守されていることを核燃料物質の秤量又は記録の照合等を行うことにより確認すること。</p> <p>(2) 上記(1)の工程等であって、その核的制限値からの逸脱を防止するためのインターロック機能、又は警報機能等を有する設備・機器では、作業実施前後に担当放射線業務従事者がそれらの設備・機器が作動していることを確認すること。</p> <p>(3) 別表3(1)に掲げる設備のうち、核的制限値として別表 4-4、4-5、4-6、4-7 のスラブ厚さ制限値、トレイ内の燃料棒配列、燃料棒制限本数又は円筒直径制限値が適用されている工程等では、事前に装荷される核燃料物質が制限値以下であることを目視等により確認した後、工程へ装荷すること。</p> <p>(4) 核燃料物質を取り扱う設備・機器付近の見やすい場所に別表4の核的制限値を表示すること。</p> <p>2 品質保証部長は、核燃料物質の加工に供する秤量器を第58条に基づき点検する。</p> <p>3 試験検査課長は、第1-1分析室(第1化学分析室、第1物理試験室、第1分光分析室及び第1-1金相検査室)、第1-2分析室、第1-3分析室において、各室のウランの取扱量を別表 4-2 に示すバッチ限度量以下とすることを操作上の留意事項として手順書等に規定し、放射線業務従事者に遵守させる。</p>	<p>I 加工施設の位置、構造及び設備</p> <p>ロ 加工施設の一般構造</p> <p>(イ) 核燃料物質の臨界防止に関する構造</p> <p>(1) 基本的考え方</p> <p>安全機能を有する施設は、以下の基本的考え方に従い、通常時及び設計基準事故時に想定される機器等の破損故障、誤動作又は運転員の誤操作においても、核燃料物質が臨界に達するおそれがない設計とする。</p> <p>1) 加工施設で取り扱う核燃料物質は、濃縮度5%以下の濃縮ウラン、天然ウラン及び劣化ウランであり、このうち濃縮ウランを取り扱う設備・機器について臨界管理を行う。</p> <p>2) 核燃料物質の取扱い上の一つの単位を単一ユニットとし、これに、核的制限値を設定することにより臨界を防止する。</p> <p>3) 単一ユニットの設備・機器のうち、形状寸法を制限し得るものについては、その形状寸法について適切な核的制限値を設け、これが困難な場合にあっては、ウランの質量に適切な核的制限値を設ける。</p> <p>4) 二つ以上の単一ユニットが存在する場合については、ユニット相互間における間隔を維持すること等により臨界を防止する。</p> <p>5) 核的制限値の維持・管理については、起こるとは考えられない独立した二つ以上の異常が同時に起こらない限り臨界に達しないように設計する。</p> <p>(ページ 3)</p>		<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>

核燃料物質の加工の事業に係る保安規定の変更認可申請 (STO-N21-001、令和3年2月18日)	加工事業変更許可(本文)	加工事業変更許可(添付)	説明
<p>(漏えい管理) 第34条 担当課長は、核燃料加工施設を操作する場合は、核燃料物質の漏えいがないように次の対策を講ずる。</p> <p>(1) 始業前点検等により異常の有無を確認すること。 (2) 異常を発見した場合、第36条に基づく措置を行うこと。</p> <p>2 保安基盤課長は、第1種管理区域で非密封のウランを取り扱うときは、当該室内を外気に対して19.6Pa以上の負圧に保つため、給排気設備を運転・管理する。</p>	<p>I 加工施設の位置、構造及び設備 ロ 加工施設の一般構造 (ハ) 核燃料物質の閉じ込めに関する構造</p> <p>(1) 基本的考え方 ウランは設備・機器に閉じ込めることを基本とし、そこから飛散・漏えいした場合には建物内にウランを保持する設計とする。また、ウランが飛散・漏えいした場合にはそれを検知する設計とし、設備・機器からウランが飛散・漏えいするおそれのある室内の空気は、含まれる放射性物質を十分に取り除いた後、環境に放出する設計とする。</p> <p>【中略】</p> <p>(4) 管理区域区分と第1種管理区域に対する安全設計</p> <p>1) 管理区域の区分 ウランを取り扱う管理区域は、密封されたウランを取り扱い、又は貯蔵し、汚染の発生するおそれのない区域(第2種管理区域)と、非密封のウランを取り扱い、又は貯蔵し、汚染の発生するおそれのある区域(第1種管理区域)とに区分する。</p> <p>2) 第1種管理区域の負圧設計 加工施設のうち、第1種管理区域は、室内の圧力を給排気設備によって外気に対して19.6Pa以上の負圧に維持することで、室内の空気が外部に漏えいしないように設計する。 室内の負圧は、差圧検出器によって監視し、排気用送風機の故障等により、万一、上記の負圧が維持できなくなった場合には、自動的に警報を発するように設計する。また、第1種管理区域内の空気圧が外部より高くなるようにするため、排気系統が稼働しなければ給気系統が稼働しないようなインターロック及び給気量を排気量より少なくする機構を設ける。 第1種管理区域に係る建物の接続部に設けるエキスパンションジョイントは、建物外壁との接合部のシーリング等により漏えいの少ない構造とする。</p> <p>【省略】 (ページ9-10)</p> <p>五 加工施設における放射線の管理に関する事項 イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法 (イ) 閉じ込めの管理</p> <p>【中略】</p> <p>(4)ウランを収納する設備・機器からの飛散及び漏えいを防止するため、定期的に巡視及び点検等を行い、異常の有無を確認する。 (ページ148)</p>	<p>添付書類六 変更後における加工施設の放射線の管理に関する説明書 ロ. 放射線の被ばく管理 (イ) 閉じ込めの管理 作業環境及び周辺環境の汚染防止のため、以下により閉じ込めの管理を行う。</p> <p>(1) 管理区域は、密封されたウランを取り扱い、又は貯蔵し、汚染の発生するおそれのない区域(第2種管理区域)と、非密封のウランを取り扱い、又は貯蔵し、汚染の発生するおそれのある区域(第1種管理区域)とに区分し、管理する。</p> <p>(2) 管理区域における物の表面の放射性物質の密度及び空気中の放射性物質の濃度を定期的に測定し、管理する。</p> <p>(3) 加工施設のうち、第1種管理区域内の室内の圧力は、給排気設備によって外気に対して19.6Pa以上の負圧に維持するように可能な限り管理する。また、給排気設備を停止し当該負圧を維持しない場合にあつては、核燃料物質の取り扱いを停止するとともに、加工設備本体の設備における核燃料物質の除去及び貯蔵施設での保管等による閉じ込めの管理を行う。 第1種管理区域内の部屋は、給排気設備により閉じ込めの管理を行う場合にあつては、所要の換気を行うことにより、空気中の放射性物質の濃度が「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」(以下「線量限度等を定める告示」という。)に示す濃度限度以下となるよう管理する。 室内の負圧は、差圧検出器によって管理する。また、第1種管理区域内の室内の圧力が外部より高くなるようにするため、排気系統が稼働しなければ給気系統が稼働しないようなインターロック及び給気量を排気量より少なくする機構によって室内の圧力を管理する。</p> <p>(4) ウランを収納する設備・機器からの飛散及び漏えいを防止するため、定期的に巡視及び点検等を行い、異常の有無を確認する。</p> <p>(5) 第1種管理区域内でウランが飛散するおそれのあるペレットプレス、混合装置等の設備・機器は、室内空気の汚染を防止するため、囲い式フード等を設ける。フード内部の圧力が室内に対して9.8Pa以上の負圧であること、又は開口部での風速が0.5m/秒以上であることを確認するために定期的に測定を行い、ウランがフード外へ飛散することを防止する。 (ページ 添6-1)</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>

核燃料物質の加工の事業に係る保安規定の変更認可申請 (STO-N21-001、令和3年2月18日)	加工事業変更許可(本文)	加工事業変更許可(添付)	説明
<p>第5節 異常時の措置</p> <p>(異常時の措置)</p> <p>第36条 加工設備の操作に関し、臨界管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等を含む異常を発見した者はあらかじめ定めた手順に従って直ちに担当課長に通報する。</p> <p>2 担当課長は、前項の通報を受けた場合は直ちに異常状況の把握に努め、異常状態の解消及び拡大防止に必要な応急措置を講ずるとともに、核燃料取扱主任者及び必要に応じて関係課長に通報する。担当課長は、応急措置後の状態を監視し、状態の変化に応じて追加の措置を行うとともに、関係課長に通報する。非常事態又は非常事態に発展するおそれが生じた場合は、第 88 条に規定する通報を実施する。担当課長は、状態の終息の確認後に監視の解除を判断する。</p> <p>3 担当課長は、関係課長と協力して異常の原因を調査し、加工施設の保安のために必要な措置を講ずるとともに、核燃料取扱主任者、担当部長及び必要に応じて関係部長に報告する。ただし、核燃料取扱主任者が必要と判断した場合は、社長へ報告する。</p> <p>担当課長は、当該施設の操作を停止した場合、その再開等を判断する。</p> <p>なお、補修が必要と判断された場合については、第 58 条に基づき措置する。</p>	<p>六 加工施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項</p> <p>イ 設計基準事故 事故に対処するために必要な施設並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及び評価の結果</p> <p>(イ) 基本方針</p> <p>核燃料物質が存在する加工施設の各工程に、機器等の破損、故障、誤動作あるいは運転員の誤操作によって放射性物質を外部に放出する可能性のある事象を想定し、その発生の可能性との関連において、各種の安全設計の妥当性を確認するという観点から設計基準事故を選定し、敷地周辺の公衆に著しい放射線被ばくのリスクを与えないことを確認する。</p> <p>(ロ) 設計基準事故の選定及び評価</p> <p>(1) 設計基準事故の選定</p> <p>本加工施設の各工程において、機器等の破損、故障、誤動作あるいは運転員の誤操作によって放射性物質を外部に放出する可能性のある事象として故障モード解析法を参考に評価した結果、次の12項目を進展の可能性のある事象として抽出した。</p> <p>a) 質量制限の逸脱 b) 形状寸法の逸脱 c) 臨界管理上の離隔距離の逸脱 d) ウラン(粉末缶、ペレット缶)の落下 e) ウラン粉末のフード外への飛散 f) ペレット(ボート、トレイ含む)の落下 g) 燃料棒(トレイ含む)、燃料体の落下 h) 火災 i) 可燃性ガス(水素)の漏えい j) 可燃性ガス(水素)雰囲気への空気の混入 k) 設備からの液体の漏えい l) 建屋からの空気中ウランの漏えい</p> <p>(ページ 161～162)</p>	<p>添付書類七</p> <p>変更後における加工施設において事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する説明書</p> <p>イ. 設計基準事故</p> <p>(イ) 基本方針</p> <p>加工施設の建物及び設備は、地震を含む自然現象、火災、浸水等によって災害が生じないように、十分安全側に設計する。</p> <p>また、加工施設の主要な設備及び機器は、誤操作及び故障による事故の発生を防止するように安全設計を行う。このため、加工施設の運転にあたっては、保安規定及び手順書を定め、安全管理組織の下に、放射線業務従事者に必要な教育及び訓練を行い、事故の発生を防止するとともに、万一の事故に対処できるようにする。</p> <p>設計基準事故評価にあたっては、核燃料物質が存在する加工施設の各工程に、機器等の破損、故障、誤動作あるいは運転員の誤操作によって放射性物質を外部に放出する可能性のある事象(内的事象)を想定し、その発生の可能性との関連において、各種の安全設計の妥当性を確認するという観点から設計基準事故を選定し、敷地周辺の公衆に著しい放射線被ばくのリスクを与えないことを確認する。</p> <p>【中略】</p> <p>(ロ)設計基準事故選定方法</p> <p>前述の基本的な考え方に基づき、設計基準事故評価にあたっては、それぞれの設備・機器において想定される異常事象(機器等の破損、故障、誤動作あるいは運転員の誤操作)が発生した場合、これがどのような異常事象に進展するかを評価する。この時、各設備・機器が有している発生防止対策が十分であることを確認する。その後、発生防止対策が機能しなかった場合を想定し、設計基準事故として評価すべきものを選定するとともに、拡大防止策及び影響緩和対策の確認を行う。</p> <p>【中略】</p> <p>(2)異常事象の抽出と進展の評価</p> <p>3) 起回事象と進展の評価</p> <p>起回事象として想定する機器等の破損、故障、誤動作あるいは運転員の誤操作については、これらを次の4つに分類し、それぞれに応じた事象の想定を行う。</p> <p>① 用役異常:設備・機器に使用する電気・水・空気等の異常 ② 制御異常:センサ、計器類、部品の制御異常 ③ 機械的故障:機器の破損、故障 ④ 誤操作:放射線業務従事者の勘違い等による操作ミス</p> <p>この場合、個々の事象に起因して必然的に起こる多重故障も考慮する。</p> <p>また、事象の進展においては、他の安全機能(人的管理を含む)により、それ以上の進展があるか否かを評価する。</p> <p>なお、火災については、火災・爆発に対する安全設計において実施した火災影響評価等を参照して実施する。</p> <p>4) 評価結果例</p> <p>【中略】</p> <p>本評価の結果、進展の可能性のある異常事象として、次の事象を選定した。</p> <p>a) 質量制限の逸脱 b) 形状寸法の逸脱 c) 臨界管理上の離隔距離の逸脱 d) ウラン(粉末缶、ペレット缶)の落下 e) ウラン粉末のフード外への飛散注) f) ペレット(ボート、ペレットトレイ含む)の落下 g) 燃料棒(トレイ含む)、燃料体の落下 h) 火災 i) 可燃性ガス(水素)の漏えい j) 可燃性ガス(水素)雰囲気への空気の混入 k) 設備からの液体の漏えい l) 建屋からの空気中ウランの漏えい</p> <p>【中略】</p> <p>(ページ 添 7-1～添 7-4)</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>

核燃料物質の加工の事業に係る保安規定の変更認可申請 (STO-N21-001、令和3年2月18日)	加工事業変更許可(本文)	加工事業変更許可(添付)	説明
<p>第36条の2 削除 第36条の3 削除 第36条の4 削除 第36条の5 削除 第36条の6 削除</p>			加工施設の保全活動のための体制の整備に関する条項を第9章に集約させたため削除した。
<p>第36条の7 削除</p>			第46条の2に移行した。
<p>第5章 放射線管理</p>			
<p>第2節 区域管理</p>			
<p>(飲食及び喫煙の禁止) 第43条 保安基盤課長は、管理区域内での飲食及び喫煙を禁止する措置を講ずる。</p> <p>(管理区域への出入管理) 第44条 保安基盤課長は、あらかじめ管理区域への立入許可に係る手順を定める。 2 保安基盤課長は、許可された者以外の者を管理区域に立ち入らせない。 3 保安基盤課長は、施錠等により、管理区域にみだりに人の立入りができないような措置を講ずる。 4 保安基盤課長は、管理区域に立ち入る者に対して次の事項を遵守させる措置を講ずる。 (1) 保安基盤課長が定めた管理区域出入口を経由すること。 ただし、保安基盤課長の承認を得てその指示に従う場合はこの限りでない。 (2) 保安基盤課長が定めた線量測定器を着用すること。 ただし、第47条に定める一時立入者で複数の者が立ち入る場合は、手順で定めた手続により保安基盤課長の承認を得てその指示に従う場合はこの限りでない。</p> <p>(第1種管理区域への出入管理) 第45条 保安基盤課長は、施錠等により、第1種管理区域にみだりに人の立入りができないような措置を講ずる。 2 保安基盤課長は、第1種管理区域に立ち入る者に対して次の事項を遵守させる措置を講ずる。 (1) 汚染検査室に備え付けた第1種管理区域専用被服又は、保安基盤課長が認めた被服を着用すること。 (2) 第1種管理区域から退出する場合は、身体及び身体に着用している物について表面密度の検査をすること。 3 保安基盤課長は、第1種管理区域を退出する者について、身体及び身体に着用している物の表面密度が、別表6に定める値を超えないような措置を講ずる。</p>	<p>I 加工施設の位置、構造及び設備 へ 放射線管理施設の構造及び設備 (イ) 屋内管理用の主要な設備の種類 放射線管理施設の屋内管理用の設備は、個人管理用の放射線測定設備及び施設管理用の監視設備から構成される。 (ページ124)</p> <p>五 加工施設における放射線の管理に関する事項 イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法 (ロ) 作業環境の管理 (1) 第1種及び第2種管理区域への出入りは、それぞれ定められた場所から行う。第1種管理区域から退出する場合は、身体及び身体に着用している物並びに持ち出そうとする物品の表面汚染検査を行い、放射性物質の表面密度が、「線量限度等を定める告示」に記載の表面密度限度の10分の1を超えないように管理する。 (ページ148-149)</p>	<p>添付書類六 変更後における加工施設の放射線の管理に関する説明書 ロ. 放射線の被ばく管理 (ロ) 作業環境の管理 (1) 第1種及び第2種管理区域への出入りは、それぞれ定められた場所から行う。第1種管理区域から退出する場合は、ハンドフットクロスモニタ等で、また、物品を持ち出す場合は、サーベイメータ等で表面汚染検査を行い、放射性物質の表面密度が、「線量限度等を定める告示」に記載の表面密度限度の10分の1を超えないように管理する。 【中略】 (ハ) 放射線業務従事者の被ばく管理 (1) 放射線業務従事者の資格 放射線業務従事者は、満18才以上の者で、核燃料物質等の取り扱い等に関する必要な教育等を受け、その結果に基づいて放射線管理部門の長が適当と認める者に限定する。 (2) 線量の管理 (a) 外部被ばくによる線量 放射線業務従事者には光刺激ルミネセンス線量計(OSL)等を着用させ、3月ごと(妊娠中である女子については、本人の申出等により加工事業者が妊娠の事実を知ったときから出産するまでの間につき、1月ごと)に各個人の外部被ばくによる線量を測定し、線量限度以下に管理する。 【省略】 (添6-2)</p>	左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。
<p>(保全区域) 第45条の2 保全区域は、加工施設の保全のために特に管理を必要とする場所であって、管理区域以外のものであり、別図2から別図7に定める区域とする。 2 保安基盤課長は、前項の保全区域を標識等によって区別するとともに、必要に応じて保全区域への立入制限、鍵の管理、物品の持出制限等の措置を講ずる。</p>			事業許可に記載はなく、保安規定の記載と齟齬はない。

核燃料物質の加工の事業に係る保安規定の変更認可申請 (STO-N21-001、令和3年2月18日)	加工事業変更許可(本文)	加工事業変更許可(添付)	説明
<p><u>(人の不法な侵入等の防止)</u> <u>第46条の2 保安基盤課長は、検知器又は侵入監視装置等により加工施設への人の不法な侵入等を監視する。</u></p> <p><u>2 保安基盤課長は、不法侵入等防止設備の機能を維持するための点検、保守管理を実施する。</u></p> <p><u>3 保安基盤課長は、周辺監視区域内の定期的な巡視を行う。</u></p> <p><u>4 保安基盤課長は、加工施設への爆発物又は易燃性を有する物品、その他の危険物の持込みを防止するため、手荷物、携帯物品、郵便物及び入構車両積載物の点検を行う。</u></p> <p><u>5 保安基盤課長は、等により監視を行う。</u></p> <p><u>6 担当課長は、核燃料物質の不法な移動を防止するため、核燃料物質の管理区域からの移動については、実施前に所定の手順に基づき承認する。</u></p> <p><u>7 担当課長は、内部での不正操作を防止するため、加工施設における施設運転制御システム及び核物質防護システムに対する調達管理、アクセス管理及び電子媒体管理を行う。</u></p> <p><u>8 担当課長は、前項の情報システムに対して不正アクセスが行われるおそれがある場合又は行われた場合の対応を行う。</u></p> <p><u>9 担当部長は、第1項から第8項に基づく措置について定期的に教育を実施する。</u></p>	<p>I 加工施設の位置、構造及び設備 ロ 加工施設の一般構造 (ト) その他の主要な構造 (2) 加工施設への人の不法な侵入等の防止 加工施設への人の不法な侵入等の防止に対する設計方針を以下に示す。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 人の不法な侵入の防止 <ul style="list-style-type: none"> 加工施設では防護区域および立入制限区域を設定し、その境界に人の不法な侵入が困難な構造のコンクリート製の壁、十分な高さを有した鋼製の柵等を設ける。 不法侵入等防止設備の機能を維持するため点検、保守管理を実施する。 加工施設の周辺を定期的に巡視する。 2) 不正な物件の持込みの防止 <ul style="list-style-type: none"> 加工施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることを防止するため、立入制限区域に柵等を設置し、巡視するとともに、により、人、荷物及び車両の点検、検査を行う。 加工施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることを防止するため、加工施設内に配送される郵便物等については、において点検を実施する。 における点検、検査に係る業務については、手順を作成し、定期的に教育を実施する。 3) 不正アクセスの防止 <ul style="list-style-type: none"> サイバーテロを未然に防止するため、電気通信回線を通じた妨害行為又は破壊行為を受けることがないよう情報システムに対する外部からの不正アクセスを遮断する措置及び内部からの不正アクセスを防止する措置を講じる。 情報システムに対して、万一不正アクセス行為が行われるおそれがある場合又は行われた場合は迅速かつ確実に対応できるように情報システムセキュリティ計画を定める。 4) 核燃料物質の不法な移動の防止 <ul style="list-style-type: none"> 等を設置することにより監視を行う。 敷地内の人による核燃料物質の移動については、所定の手続きに基づき承認を得てから移動を行うことにより、敷地内の人による核燃料物質の不法な移動を防止する。 <p>(ページ 20)</p>	<p>添付書類五 変更後における加工施設の安全設計に関する説明書 リ. その他の安全設計 (ロ) 加工施設への人の不法な侵入等の防止に対する考慮</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 人の不法な侵入の防止 加工施設では防護区域及び立入制限区域を設定し、その境界に人の不法な侵入が困難な構造のコンクリート製の壁、十分な高さを有した柵等の障壁により区画した区域管理を実施し、加工施設の周辺を定期的に巡視している。また、加工施設には、核燃料物質の防護ための区域を設定し、各区域境界において不法侵入等を防止するための設備を設置しており、これら設備の機能を維持するため、点検及び保守管理の手順を定めて実施している。 2. 不正な物件の持込みの防止 加工施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることを防止するため、立入制限区域周辺に柵等を設置し、巡視を行うとともに、により、人、荷物及び車両の点検、検査を行っている。 3. 不正アクセスの防止 加工施設に対する外部及び内部からの不正アクセスを防止するため、以下の措置を講じる。 <ol style="list-style-type: none"> ①外部からの不正アクセス防止 ②内部での不正アクセスの防止 4. 核燃料物質等の不法な移動の防止 核燃料物質を立入制限区域内において運搬する場合は、加工規則第7条の6に定める運搬に関する措置を講じ、管理区域外の運搬では運搬先の確認を行うとともに、標識を取り付ける等の措置を講じる。において、核燃料物質を検知する装置等を設置すること等により監視を行う。また、敷地内の人による核燃料物質の移動については、所定の手続きに基づき承認を得てから移動を行うことにより、敷地内の人による核燃料物質の不法な移動を防止する。 <p>(添 5-172～添 5-173)</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>

核燃料物質の加工の事業に係る保安規定の変更認可申請 (STO-N21-001、令和3年2月18日)	加工事業変更許可(本文)	加工事業変更許可(添付)	説明
<p>第3節 被ばく管理 (被ばくの低減措置) 第50条 担当課長は、管理区域内で作業を行う場合には、作業による線量及び作業場の放射線環境に応じた作業方法を必要に応じ立案し、作業者の受ける線量を低くするよう努める。</p> <p>2 保安基盤課長は、作業実施に伴う放射線防護措置の状況を確認し、<u>ALARA(合理的に達成可能な限り低く)の考えのもと</u>、その放射線防護措置が不十分と判断する場合は担当課長に指導・助言を行う。</p> <p>3 保安基盤課長は、管理区域内に立ち入る者に対し、放射線防護のために保護衣、保護靴等の保護具を適切に着用させる。</p>	<p>五 加工施設における放射線の管理に関する事項 イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法 放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄に当たっては、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」及び「労働安全衛生法」を遵守し、周辺の一般公衆及び放射線業務従事者等が、本加工施設に起因する放射線被ばくから十分安全に防護されるように放射線防護対策を講じる。また、加工施設の場所であって、その場所における外部放射線に係る線量、空気中の放射性物質の濃度又は放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度が、「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」(以下「線量限度等を定める告示」という。)に定められた値を超えるおそれのある区域を管理区域、その周辺であって、当該区域の外側のいかなる場所においてもその場所における線量が、「線量限度等を定める告示」に定められた値を超えるおそれのない区域を周辺監視区域として次のように管理する。</p> <p>【中略】</p> <p>(ハ) 放射線業務従事者の被ばく管理 (1)放射線業務従事者の資格 放射線業務従事者は、年齢及び教育履歴等に基づき、認められた者に限定する。</p> <p>(2)線量の管理 外部被ばくについては、放射線業務従事者に線量計等を着用させ、定期的に線量を測定し、内部被ばくについては、作業環境の空気中の放射性物質の濃度を測定し、定期的に作業時間を考慮して線量を算定するとともに、その合計が線量限度以下となるように管理する。</p> <p>(3)保安教育 定期的に保安教育を実施する。</p> <p>(4)健康診断 「電離放射線障害防止規則」(厚生労働省令)に基づき、健康診断を実施する。</p> <p>(5)保護具 必要に応じ、必要な部位に専用の保護具を着用させる。また、万一の緊急作業に備え、緊急用保護具を備え付ける。</p> <p>(6)記録 線量計等による放射線業務従事者の線量測定結果は、記録して保管する。 (ページ 148～149)</p>	<p>添付書類六 変更後における加工施設の放射線の管理に関する説明書 ロ. 放射線の被ばく管理 (ハ) 放射線業務従事者の被ばく管理 (1) 放射線業務従事者の資格 放射線業務従事者は、満 18 才以上の者で、核燃料物質等の取り扱い等に関する必要な教育等を受け、その結果に基づいて放射線管理部門の長が適当と認める者に限定する。</p> <p>(2) 線量の管理 放射線業務従事者の線量を以下により測定し、「線量限度等を定める告示」に示す線量限度以下となるように管理する。</p> <p>(a) 外部被ばくによる線量 放射線業務従事者には光刺激ルミネセンス線量計(OSL)等を着用させ、3月ごと(妊娠中である女子については、本人の申出等により加工事業者が妊娠の事実を知ったときから出産するまでの間につき、1月ごと)に各個人の外部被ばくによる線量を測定し、線量限度以下に管理する。</p> <p>(b) 内部被ばくによる線量 内部被ばくによる線量は、作業環境の空気中の放射性物質の濃度を測定し、3月ごとに作業時間を考慮して算定する。なお、外部被ばく同様、妊娠中である女子については、本人の申出等により加工事業者が妊娠の事実を知ったときから出産するまでの間においては、1月ごとに内部被ばくによる線量の算定を行う。</p> <p>(3) 保安教育 放射線業務従事者に対して、定期的に必要項目について保安教育を実施する。</p> <p>(4) 健康診断 放射線業務従事者に対し、6月以内ごとに1回、定期的に「電離放射線障害防止規則」(厚生労働省令)に定める電離放射線健康診断を実施する。</p> <p>(5) 保護具 放射線業務従事者が核燃料物質等の取り扱い作業に従事するときには、必要な部位に専用の保護具を着用させる。また、万一の緊急作業に備え、緊急用保護具を備え付ける。</p> <p>(6) 記録 光刺激ルミネセンス線量計(OSL)等による放射線業務従事者の線量測定結果は、記録して保管する。 (ページ 添 6-2～添 6-3)</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
<p>(床、壁等の除染) 第51条 線量告示第4条に定める表面密度限度を超えるような予期しない汚染を床、壁等に発生させた者、又は発見した者は、汚染拡大防止等の応急措置を講ずるとともに、担当課長及び保安基盤課長に連絡する。</p> <p>2 保安基盤課長は、前項の汚染状況を確認し、担当課長に汚染の除去、又は汚染の拡大防止措置等放射線防護上必要な指導・助言を行う。</p> <p>3 担当課長は、汚染の除去、又は汚染の拡大防止措置等放射線防護上必要な措置を講じ、措置結果について保安基盤課長の確認を受ける。</p>	<p>五 加工施設における放射線の管理に関する事項 イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法 (ロ) 作業環境の管理 (1)第1種及び第2種管理区域への出入りは、それぞれ定められた場所から行う。第1種管理区域から退出する場合は、身体及び身体に着用している物並びに持ち出そうとする物品の表面汚染検査を行い、放射性物質の表面密度が、「線量限度等を定める告示」に記載の表面密度限度の10分の1を超えないように管理する。</p> <p>(2)空気汚染の発生するおそれのある作業場の空気中の放射性物質の濃度は、常に「線量限度等を定める告示」で定める濃度限度以下に保つように管理する。また、必要に応じて、放射線業務従事者に半面マスク、全面マスク等の呼吸保護具を着用させて、放射性物質の体内摂取を防止する。</p> <p>(3)第1種管理区域における床、壁等の表面の放射性物質の密度については、「線量限度等を定める告示」で定める限度以下となるように管理する。</p> <p>(4)管理区域における空間線量、空気中の放射性物質濃度及び床面の放射性物質の表面密度等の必要な情報を第2安全管理室等に表示する。 (ページ 148～149)</p>	<p>添付書類五 変更後における加工施設の安全設計に関する説明書 ロ. 放射線安全設計 (ハ) 放射線被ばく防止 1. 作業環境における放射線被ばく防止に対する考慮 放射線管理施設には、管理区域における外部放射線に係る線量、物の表面の放射性物質の密度及び空気中の放射性物質の濃度を十分に監視・管理するため、以下の設備・機器を設ける。</p> <p>【中略】</p> <p>(5) 管理区域における空間放射線量、空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の表面密度を表示するための表示装置又は掲示板を設ける。 (ページ 添 5-4)</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>

核燃料物質の加工の事業に係る保安規定の変更認可申請 (STO-N21-001、令和3年2月18日)	加工事業変更許可(本文)	加工事業変更許可(添付)	説明
第4節 線量当量等の測定			
<p>(線量当量等の測定)</p> <p>第52条 保安基盤課長は、管理区域、周辺監視区域及び敷地内における線量当量等を別表9及び別表10に定めるところにより測定し、第2安全管理室前、第2組立室前及び第1加工棟西側の管理区域出入口に、それぞれ必要な測定結果を掲示する。</p> <p>2 安全管理課長は、周辺監視区域外における環境試料中の放射性物質を別表9に定めるところにより測定する。</p> <p>3 保安基盤課長は第1項の測定により、安全管理課長は第2項の測定により、それぞれ異常が認められた場合は、その原因を調査し、放射線防護上必要な措置を講ずる。</p> <p>(放射線測定器類の管理)</p> <p>第53条 保安基盤課長は、別表11に定める放射線測定器類を、第58条に定める施設管理計画のもと、点検し、その機能が正常であることを確認する。</p> <p>2 前項に定める放射線測定器類が、故障等により使用不能となった場合は、速やかに修理、又は代替品を補充する。</p>	<p>五 加工施設における放射線の管理に関する事項</p> <p>イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法</p> <p>(ロ) 作業環境の管理</p> <p>(1)第1種及び第2種管理区域への出入りは、それぞれ定められた場所から行う。第1種管理区域から退出する場合は、身体及び身体に着用している物並びに持ち出そうとする物品の表面汚染検査を行い、放射性物質の表面密度が、「線量限度等を定める告示」に記載の表面密度限度の10分の1を超えないように管理する。</p> <p>(2)空気汚染の発生するおそれのある作業場の空気中の放射性物質の濃度は、常に「線量限度等を定める告示」で定める濃度限度以下に保つように管理する。また、必要に応じて、放射線業務従事者に半面マスク、全面マスク等の呼吸保護具を着用させて、放射性物質の体内摂取を防止する。</p> <p>(3)第1種管理区域における床、壁等の表面の放射性物質の密度については、「線量限度等を定める告示」で定める限度以下となるように管理する。</p> <p>(4)管理区域における空間線量、空気中の放射性物質濃度及び床面の放射性物質の表面密度等の必要な情報を第2安全管理室等に表示する。</p> <p>(ページ 148～149)</p> <p>Ⅰ 加工施設の位置、構造及び設備</p> <p>へ 放射線管理施設の構造及び設備</p> <p>(ロ) 屋外管理用の主要な設備の種類</p> <p>放射線管理施設の屋外管理用の設備は、施設管理設備及び監視設備から構成される。</p> <p>【表省略】</p> <p>これらの設備以外に、ガンマサーベイメータ、アルファカウンタ、エアサンプラ、風向風速計、降雨量計及び温度計を設ける。</p> <p>(ページ 124)</p>	<p>添付書類六 変更後における加工施設の放射線の管理に関する説明書</p> <p>ロ. 放射線の被ばく管理</p> <p>(ロ) 作業環境の管理</p> <p>(1) 第1種及び第2種管理区域への出入りは、それぞれ定められた場所から行う。第1種管理区域から退出する場合は、ハンドフットクロスモニタ等で、また、物品を持ち出す場合は、サーベイメータ等で表面汚染検査を行い、放射性物質の表面密度が、「線量限度等を定める告示」に記載の表面密度限度の10分の1を超えないように管理する。</p> <p>(2) 空気汚染の発生するおそれのある作業場の空気中の放射性物質の濃度は、常に、「線量限度等を定める告示」に基づき、濃度限度以下に保つように管理する。空気中の放射性物質の濃度は、エアサンプラ等により集塵し、放射線測定設備により測定し管理する。また、必要に応じて、放射線業務従事者に半面マスク、全面マスク等の呼吸保護具を着用させて、放射性物質の体内摂取を防止する。</p> <p>(3) 管理区域における外部放射線に係る線量当量の測定は、TLD等により行う。また、第1種管理区域における床、壁等の表面の放射性物質の密度は、サーベイメータ等による直接測定法又はスマヤ法により測定し管理する。</p> <p>(4) 管理区域における空間線量、空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の表面密度を加工施設の適切な場所に表示する。</p> <p>(ページ 添6-2)</p> <p>添付書類五 変更後における加工施設の安全設計に関する説明書</p> <p>リ. その他の安全設計</p> <p>(チ) 監視設備に対する考慮</p> <p>(2) 周辺監視区域境界における空間線量率等の監視及び測定について</p> <p>加工施設の周辺及び周辺監視区域境界付近における空間線量率を監視及び測定するため、モニタリングポスト、熱蛍光線量計を設置している。また周辺監視区域の空気中の放射性物質の濃度を監視及び測定するため屋外にエアサンプラを設置する。</p> <p>(ページ 添5-206)</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
第5節 物品移動の管理			
<p>(第1種管理区域外への搬出)</p> <p>第54条 第1種管理区域外へ持ち出す物品については、表面密度が別表12に定める値を超えていないことについて保安基盤課長の確認を受ける。</p> <p>2 前項の持ち出す物品のうち、取扱作業上、安全への配慮(破損、薬品の漏えい等の防止)が必要な物品は、あらかじめ手順で定めた場所に一時保管する。</p> <p>(管理区域外への搬出)</p> <p>第55条 担当課長は、核燃料物質等を管理区域外へ移動させる場合には、遮蔽等の措置を講じ、線量当量率が別表12に定める値を超えていないことについて保安基盤課長の確認を受ける</p> <p>(周辺監視区域内の運搬)</p> <p>第56条 担当課長は、核燃料物質等を周辺監視区域内において運搬する場合は、加工規則第7条の6に定める運搬に関する措置を講じ、管理区域外の運搬では運搬先の確認を行うとともに、標識を取り付ける等の措置を講じ、運搬前にこれらの実施状況を確認する。</p> <p>2 担当課長は、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」(以下「外運搬規則」という。)及び「核燃料物質等車両運搬規則」(以下「車両運搬規則」という。)に定める運搬の技術上の基準に従って保安のために必要な措置が講じられていることを運搬前に確認した場合は、第1項にかかわらず、核燃料物質等を周辺監視区域内において運搬することができる。</p> <p>(周辺監視区域外への運搬)</p> <p>第57条 担当部課長は、核燃料物質等を周辺監視区域外へ運搬する場合は、運搬先の確認を行うとともに、標識の取り付け等、「核燃料物質等の工場又は事業所外における運搬に関する規則」及び「核燃料物質等車両運搬規則」に定める運搬に関する措置を講じ、運搬前にこれらの実施状況を確認する。</p>	<p>五 加工施設における放射線の管理に関する事項</p> <p>イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法</p> <p>(ロ) 作業環境の管理</p> <p>(1)第1種及び第2種管理区域への出入りは、それぞれ定められた場所から行う。第1種管理区域から退出する場合は、身体及び身体に着用している物並びに持ち出そうとする物品の表面汚染検査を行い、放射性物質の表面密度が、「線量限度等を定める告示」に記載の表面密度限度の10分の1を超えないように管理する。</p> <p>(ページ 148-149)</p>	<p>添付書類六 変更後における加工施設の放射線の管理に関する説明書</p> <p>ロ. 放射線の被ばく管理</p> <p>(ロ) 作業環境の管理</p> <p>(1) 第1種及び第2種管理区域への出入りは、それぞれ定められた場所から行う。第1種管理区域から退出する場合は、ハンドフットクロスモニタ等で、また、物品を持ち出す場合は、サーベイメータ等で表面汚染検査を行い、放射性物質の表面密度が、「線量限度等を定める告示」に記載の表面密度限度の10分の1を超えないように管理する。</p> <p>(ページ 添6-2)</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>

核燃料物質の加工の事業に係る保安規定の変更認可申請 (STO-N21-001、令和3年2月18日)	加工事業変更許可(本文)	加工事業変更許可(添付)	説明
第6章 施設管理			
第1節 施設管理計画			
<p><u>(施設管理計画)</u> <u>第58条 加工施設について加工事業変更許可を受けた設備に係る事項及び「加工施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合を維持し、加工施設の安全を確保するために、以下の施設管理計画を定める。</u></p> <p style="text-align: center;">【施設管理計画】</p> <p>1. 施設管理方針及び施設管理目標 <u>(1) 社長は、加工施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状等を踏まえ、施設管理方針を定める。また、11項の施設管理の有効性評価の結果及び施設管理を行う観点から特別な状態(6.3項参照)を踏まえ、施設管理方針の見直しを行う。</u> <u>(2) 第64条の2に定める長期施設管理方針を策定又は変更した場合は、長期施設管理方針に従い保全を実施することを施設管理方針に反映する。</u> <u>(3) 担当部長は、施設管理方針に基づき、施設管理の改善を図るための施設管理目標を品質目標の一部として設定する。また、11項の施設管理の有効性評価の結果及び施設管理を行う観点から特別な状態(6.3項参照)を踏まえ、施設管理目標の見直しを行う。</u></p> <p>2. 保全プログラムの策定 <u>担当部長は、1項の施設管理目標を達成するため、3項より10項からなる保全プログラムを策定する。また、11項の施設管理の有効性評価の結果及び施設管理を行う観点から特別な状態(6.3項参照)を踏まえ、保全プログラムの見直しを行う。</u></p> <p>3. 保全対象範囲の策定 <u>担当課長は、加工施設の中から、保全を行うべき対象範囲として次項の構築物及び設備を選定する。</u> <u>(1) 安全機能を有する施設として、加工事業変更許可申請書及び設計及び工事の計画の認可申請書に基づき、設置した別表2に示す構築物及び設備</u> <u>(2) (1)に含まれるものを除く放射線測定器類(排気監視設備及び排水監視設備を含む)</u> <u>(3) その他自ら定める設備(非常時用の資機材等)</u></p> <p>4. 施設管理の重要度の設定 <u>担当課長は、3項の保全対象範囲について構築物及び設備の範囲と安全機能を明確にしたうえで、構築物及び設備の保全活動の管理に用いる重要度(以下「保全重要度」という。)を設定する。</u> <u>(1)保全重要度は、当該安全機能の設計基準事故の発生防止及び影響緩和への影響並びに当該施設の事故対処への関与を考慮して設定する。</u> <u>(2)保全重要度は、当該安全機能の臨界発生防止への影響についても考慮して設定する。</u> <u>(3)次項以降の保全活動は重要度に応じた管理を行う。</u></p> <p>5. 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視 <u>(1) 担当課長は、保全の有効性を監視、評価するために4項の保全重要度を踏まえ、施設管理目標の中で、保全活動管理指標を設定する。</u> <u>(2) 担当課長は、運転実績、保全重要度等を考慮して保全活動管理指標の目標値を設定する。また、10項の保全の有効性評価の結果を踏まえ、保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。</u> <u>(3) 担当課長は、保全活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には計画の始期及び期間に関することを含める。</u> <u>(4) 担当課長は、監視計画に従い、保全活動管理指標に関する情報の採取及び監視を実施し、その結果を記録する。</u></p>	<p>I 加工施設の位置、構造及び設備 ロ 加工施設の一般構造 (1)安全設計の方針 加工施設は、より高い水準で公衆及び従事者に対する放射線被ばくのリスクを低減するという基本方針のもと、以下に示す設計方針に基づき安全設計を行い、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(以下「原子炉等規制法」という。)等の関連法規の要求を満足するとともに、「加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」(以下「事業許可基準規則」という。)等に適合するように設計する。 (b) 安全機能を有する施設は、設計、製作、建設、試験、検査等を通じて信頼性の高いものとする。また、万一の設備・機器の破損、故障、誤動作あるいは運転員の誤操作によっても、警報等及び安全側に作動するインターロック機構等を設けることにより、公衆に対し放射線障害を及ぼすことのない設計とする。 (ページ 2)</p> <p>I 加工施設の位置、構造及び設備 ロ 加工施設の一般構造 (チ) 安全機能を有する施設 以上(イ)～(ト)での安全設計において、臨界防止、遮蔽及び閉じ込めに関する異常の発生を防止する施設、異常を検知して拡大を防止する施設及び放射線被ばくの影響を緩和する施設並びに加工設備本体以外で加工施設の安全性を維持する施設を、安全機能を有する施設とする。 以下に、安全機能を有する施設に係る設計方針を示す。 (c) 安全機能を有する施設は、安全機能を確認するための検査及び試験並びに安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる設計とする。 (ページ 29)</p>	<p>添付書類五 変更後における加工施設の安全設計に関する説明書 イ. 安全設計の方針 (イ) 基本的方針 加工施設は、より高い水準で公衆及び従事者に対する放射線被ばくのリスクを低減するという基本的方針のもと、以下に示す設計方針に基づき安全設計を行い、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(以下「原子炉等規制法」という。)等の関連法規の要求を満足するとともに、「加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」(以下「事業許可基準規則」という。)等に適合するように設計する。 (2) 安全機能を有する施設は、設計、製作、建設、試験、検査等を通じて信頼性の高いものとする。また、万一の設備・機器の破損、故障、誤動作あるいは運転員の誤操作によっても、警報等及び安全側に作動するインターロック機構等を設けることにより、公衆に対し放射線障害を及ぼすことのない設計とする。 (ページ 添5-1)</p> <p>添付書類五 変更後における加工施設の安全設計に関する説明書 リ. その他の安全設計 (ハ) 安全機能を有する施設に対する考慮 4. 検査、修理等に関する考慮 加工施設における安全機能を有する施設については、必要に応じ、施設の運転を停止する等の適切な方法により安全機能を確認するための検査及び試験並びに安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるような設計とする。 (ページ 添5-204)</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>

核燃料物質の加工の事業に係る保安規定の変更認可申請 (STO-N21-001、令和3年2月18日)	加工事業変更許可(本文)	加工事業変更許可(添付)	説明
<p>6. 保全計画の策定</p> <p>(1) 担当課長は、3項の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</p> <p>a. 点検計画(6.1項参照)</p> <p>b. 設計及び補修等の工事の計画(6.2項参照)</p> <p>c. 加工施設の巡視(加工施設の保全のために実施するものに限る。)(6.1項参照)</p> <p>d. 特別な保全計画(6.3項参照)</p> <p>(2) 担当課長は、保全計画の策定に当たって、4項の保全重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、10項の保全の有効性評価の結果を踏まえ、保全計画の見直しを行う。</p> <p>a. 運転実績、事故及び故障事例などの運転経験</p> <p>b. 一般産業界での運転経験</p> <p>c. 使用環境及び設置環境</p> <p>d. 劣化、故障モード</p> <p>e. 機器の構造等の設計的知見</p> <p>f. 科学的知見</p> <p>(3) 担当課長は、保全の実施段階での加工施設の安全性が確保されていることを確認するとともに、安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、保全計画を策定する。</p> <p>6.1 点検計画等の策定</p> <p>(1) 担当課長は、停止中又は運転中に点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定する。</p> <p>(2) 担当課長は、構築物、設備及び機器の適切な単位ごとに、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。</p> <p>a. 予防保全</p> <p>① 時間基準保全</p> <p>② 状態基準保全</p> <p>b. 事後保全</p> <p>(3) 担当課長は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。</p> <p>a. 時間基準保全</p> <p>点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>① 具体的な点検方法</p> <p>② 構築物、設備及び機器が所定の機能を発揮し得る状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>③ 実施頻度</p> <p>④ 実施時期</p> <p>なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に監視データ採取、点検等の状態監視を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。</p> <p>b. 状態基準保全</p> <p>① 設備診断技術を使い状態監視データを採取する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>(a) 状態監視データの具体的採取方法</p> <p>(b) 機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法及び必要な対応を適切に判断するための管理基準</p> <p>(c) 状態監視データ採取頻度</p> <p>(d) 実施時期</p> <p>(e) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>② 点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>(a) 構築物、設備及び機器の状態を監視するために必要なデータ項目</p> <p>(b) 点検の具体的方法</p> <p>(c) 状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>(d) 実施頻度</p> <p>(e) 実施時期</p> <p>(f) 機器の状態が管理基準に達するか又は故障の兆候を発見した場合の対応方法</p>			

核燃料物質の加工の事業に係る保安規定の変更認可申請 (STO-N21-001、令和3年2月18日)	加工事業変更許可(本文)	加工事業変更許可(添付)	説明
<p>③ <u>定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。</u></p> <p>(a) <u>定例試験の具体的方法</u></p> <p>(b) <u>構築物、設備及び機器が所定の機能を発揮し得る状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</u></p> <p>(c) <u>実施頻度</u></p> <p>(d) <u>実施時期</u></p> <p>(e) <u>機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</u></p> <p>c. <u>事後保全</u></p> <p>事後保全を選定した場合は、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法及び修復時期を定める。</p> <p>(4) <u>担当課長は、点検を実施する構築物、設備及び機器が、所定の機能を発揮し得る状態にあることを事業者検査※により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</u></p> <p>a. <u>事業者検査の具体的方法</u></p> <p>b. <u>所定の機能を発揮し得る状態にあることを確認・評価するために必要な事業者検査の項目、評価方法および管理基準</u></p> <p>c. <u>事業者検査の実施時期</u></p> <p>※:</p> <p>事業者検査とは、点検及び工事に伴うリリースのため、点検及び工事とは別に、要求事項への適合を確認する合否判定行為であり、使用前事業者検査及び定期事業者検査をいう(以下、本条において同じ)。</p> <p>(5) <u>担当課長は、加工施設の状況を日常的に監視し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態回復させることが出来るよう、毎日1回以上、別表2に定める設備等のうち、所管するものについて本号及び第29条による巡視を行うことを定める。</u></p> <p>6.2 <u>設計及び補修等の工事の計画の策定</u></p> <p>(1) <u>担当課長は、設計及び補修等の工事を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び補修等の工事の計画を策定する。また、その計画段階において、法令に基づく手続きの要否について確認し、その結果を記録する。</u></p> <p>(2) <u>担当課長は、工事を実施する構築物、設備及び機器が、所定の機能を発揮し得る状態にあることを事業者検査並びに事業者検査以外の検査及び試験(以下、「試験等」という。)によって確認・評価する時期までに次の事項を定める。</u></p> <p>a. <u>事業者検査及び試験等の具体的方法</u></p> <p>b. <u>所定の機能を発揮し得る状態にあることを確認・評価するために必要な事業者検査及び試験等の項目、評価方法及び管理基準</u></p> <p>c. <u>事業者検査及び試験等の実施時期</u></p> <p>(3) <u>異常を認めた場合の補修作業について、次のとおり実施する。</u></p> <p>a. <u>担当課長は、第36条第3項に基づき異常の原因を調査した結果として正常な状態に復帰させるために補修が必要と判断した場合、又は、その他の理由で補修が必要と判断した場合は、補修作業を実施、又は必要に応じて他の課長に実施を依頼し、正常な状態に復帰させる。</u></p> <p>b. <u>前項の補修作業を実施する課長は、補修作業の実施に当たっては、火災爆発防止、その他の安全対策を講ずるとともに、必要に応じて当該設備を管理する課長又は当該補修作業に関連する課長と協議の上、工事計画を作成し、核燃料取扱主任者の審査を受ける。核燃料取扱主任者が許認可事項に該当する等保安上重要と判断した補修作業については、補修を実施する課長が、所属部門の部長の審査後、社長の承認を受ける。ただし、補修が加工施設の消耗品の取替え等で保安に及ぼす影響が軽微なものを除く。</u></p> <p>c. <u>社長は、前項の補修作業に係る工事計画を承認するに当たっては、放射線安全委員会に諮問する。</u></p> <p>d. <u>補修作業を実施する課長は、工事計画に基づき、作業を行う。</u></p> <p>e. <u>補修作業を実施した課長は、当該設備が機能確認の試験により正常に機能することを確認し、その結果について、所属部門の部長及び核燃料取扱主任者へ報告する。なお、所属部門の部長と設備を所管する部長が異なる場合は、設備を所管する部長へ報告する。さらに、社長の承認を受け補修作業を行った場合、補修作業を実施した部門の部長は、社長へ報告する。</u></p>			

核燃料物質の加工の事業に係る保安規定の変更認可申請 (STO-N21-001、令和3年2月18日)	加工事業変更許可(本文)	加工事業変更許可(添付)	説明
<p><u>6.3 特別な保全計画の策定</u></p> <p>(1) 担当課長は、操作を相当期間停止する場合その他加工施設がその施設管理を行う観点から特別な状態にある場合などは、特別な措置として、あらかじめ当該施設の状態に応じた保全方法及び実施時期を定めた計画を策定する。</p> <p>(2) 担当課長は、特別な保全計画に基づき保全を実施する構築物、設備及び機器が所定の機能を発揮し得る状態にあることを点検によって確認・評価するまでに、次の事項を定める。</p> <p>a. 点検の具体的方法</p> <p>b. 所定の機能を発揮し得る状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c. 点検の実施時期</p> <p>(3) 担当課長は、別表2に定める設備等の補修、取替え、改造等及び新設に伴い、所定の機能が停止する期間については、核燃料取扱主任者の確認を受け、保全計画に基づく巡視、点検、定期事業者検査等の適用を除外できる。</p> <p><u>7. 保全の実施</u></p> <p>(1) 担当課長は、6項で定めた保全計画に従って保全を実施する。</p> <p>(2) 担当課長は、保全の実施に当たって、第58条の2による設計・開発管理及び第58条の3による作業管理を実施する。</p> <p>(3) 担当課長は、保全の結果について記録する。</p> <p><u>8. 保全の結果の確認・評価</u></p> <p>(1) 担当課長は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、設備及び機器の保全の結果から所定の機能を発揮し得る状態にあることを、所定の時期までに確認・評価し、記録する。</p> <p>(2) 検査責任者は、加工施設の使用を開始するために、要求事項が満たされていることを合否判定をもって検証するため、使用前事業者検査等を実施する。</p> <p>(3) 担当課長は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることを、所定の時期までに確認・評価し、記録する。</p> <p><u>9. 不適合管理、是正処置及び未然防止処置</u></p> <p>(1) 担当課長は、施設管理の対象となる施設及びプロセスを監視し、以下のa.及びb.の状態に至らないよう通常と異なる状態を監視・検知し、必要な是正処置を講ずるとともに、以下のa.及びb.に至った場合には、不適合管理を行ったうえで、是正処置を講ずる。</p> <p>a. 保全を実施した構築物、設備及び機器が所定の機能を発揮し得ることを確認・評価できない場合</p> <p>b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあって、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることが確認・評価できない場合</p> <p>(2) 担当課長は、他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講ずる。</p> <p>(3) 担当課長は、(1)及び(2)の活動を第4条に定める改善活動に基づき実施する。</p> <p><u>10. 保全の有効性評価</u></p> <p>担当課長は、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(1) 担当課長は、あらかじめ定めた時期及び内容に基づき、保全の有効性を評価する。</p> <p>(2) 担当課長は、保全の有効性評価の結果を踏まえ、構築物、設備及び機器の保全方式を変更する場合には、6.1項に基づき保全方式を選定する。また、構築物、設備及び機器の点検間隔を変更する場合には、保全重要度を踏まえたうえで評価する。</p> <p><u>11. 施設管理の有効性評価</u></p> <p>(1) 担当部長は、10項保全の有効性評価の結果及び1項施設管理目標の達成度から、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認する。</p> <p>(2) 担当部長は、施設管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。</p> <p><u>12. 情報共有</u></p> <p>担当課長は、必要に応じて、他の加工事業者と保安の向上に資するために必要な技術情報を共有する。</p>			

核燃料物質の加工の事業に係る保安規定の変更認可申請 (STO-N21-001、令和3年2月18日)	加工事業変更許可(本文)	加工事業変更許可(添付)	説明
第2節 設計・開発管理			
<p>(設計・開発管理) 第58条の2 <u>加工施設の工事を行う場合、第4条7.3項の適用対象となる、設備、施設、ソフトウェアに関する新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更</u>に該当するかどうかを判断する。</p> <p>2 <u>担当課長は、前項において第4条7.3項適用の対象でない</u>と判断した場合、<u>工事対象設備の原設計を適用する。</u></p> <p>3 <u>担当課長は、第1項において第4条7.3項適用の対象と判断した場合、次の各号に掲げる要求事項を満たす設計を第4条7.3項に従って実施する。</u> (1) <u>保全の結果の反映及び既設設備への影響の考慮を含む、機能及び性能に関する要求事項</u> (2) <u>「加工施設の技術基準に関する規則」の規定及び事業変更許可申請書の記載事項を含む、適用される法令・規制要求事項</u> (3) <u>適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報</u> (4) <u>設計・開発に不可欠なその他の要求事項</u></p> <p>4 <u>前項における設計には、次条に定める作業管理および第58条の4に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。</u></p>	<p>(七 加工施設の保安ため業務に係る品質管理必要な整備に関する事項) ホ 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施 (ホ) 設計開発計画 (1) 組織は、設計開発(専ら加工施設において用いるための設計開発に限る。)の計画(以下「設計開発計画」という。)を策定するとともに、設計開発を管理する。 (2) 組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。 a. 設計開発の性質、期間及び複雑さの程度 b. 設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制 c. 設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限 d. 設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源 (3) 組織は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理する。 (4) 組織は、(1)により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。 (ページ7 (STO-Q20-009:2020年6月12日届出))</p>		<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
第3節 作業管理			
<p>(作業管理) 第58条の3 <u>担当課長は、前条の設計に従い工事を実施する。</u></p> <p>2 <u>担当課長は、加工施設の点検及び工事を行う場合、加工施設の安全を確保するため次の事項を考慮した作業管理を行う。</u> (1) <u>周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止</u> (2) <u>供用中の加工施設に対する悪影響の防止</u> (3) <u>供用開始後の管理上重要な初期データの採取</u> (4) <u>作業工程の管理</u> (5) <u>供用開始までの作業対象設備の管理</u> (6) <u>第8章に基づく放射性廃棄物管理</u> (7) <u>第5章に基づく放射線管理</u></p> <p>3 <u>工事に先立ち、担当課長は、当該設備を管理する課長又は当該工事に関連する課長と協議の上、工事計画を作成し、核燃料取扱主任者の審査を受ける。核燃料取扱主任者が許認可事項に該当する等保安上重要と判断した場合は、所属部門の部長の審査後、社長の承認を受ける。</u> <u>ただし、加工施設の消耗品の取替え等で保安に及ぼす影響が軽微なものを除く。</u></p> <p>4 <u>社長は、前項の工事計画を承認するに当たっては、放射線安全委員会に諮問する。</u></p> <p>5 <u>担当課長は、工事計画に基づき、作業を行う。</u></p> <p>6 <u>担当課長は、当該設備が機能確認の試験により正常に機能することを確認し、その結果について、所属部門の部長及び核燃料取扱主任者へ報告する。なお、所属部門の部長と設備を所管する部長が異なる場合は、設備を所管する部長へ報告する。さらに、社長の承認を受け工事を行った場合、工事を実施した部門の部長は、社長へ報告する。</u></p>	<p>I 加工施設の位置、構造及び設備 ロ 加工施設の一般構造 (チ) 安全機能を有する施設 以上(イ)～(ト)での安全設計において、臨界防止、遮蔽及び閉じ込めに関する異常の発生を防止する施設、異常を検知して拡大を防止する施設及び放射線被ばくの影響を緩和する施設並びに加工設備本体以外で加工施設の安全性を維持する施設を、安全機能を有する施設とする。 以下に、安全機能を有する施設に係る設計方針を示す。 (c) 安全機能を有する施設は、安全機能を確認するための検査及び試験並びに安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる設計とする。 (ページ 29)</p>	<p>添付書類五 変更後における加工施設の安全設計に関する説明書 リ. その他の安全設計 (ハ) 安全機能を有する施設に対する考慮 4. 検査、修理等に関する考慮 加工施設における安全機能を有する施設については、必要に応じ、施設の運転を停止する等の適切な方法により安全機能を確認するための検査及び試験並びに安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるような設計とする。 (ページ 添5-204)</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>

核燃料物質の加工の事業に係る保安規定の変更認可申請 (STO-N21-001、令和3年2月18日)	加工事業変更許可(本文)	加工事業変更許可(添付)	説明
第4節 使用前事業者検査			
<p>(使用前事業者検査に関する事項)</p> <p>第58条の4 社長は、使用前事業者検査の対象となる加工施設について、その設置又は変更の工事に当たり、その施設が規制要件へ適合することを確認するための使用前事業者検査を統括する。</p> <p>2 社長は、第4条に定める保安管理組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事に関与していない要員を、検査責任者として指名する。</p> <p>3 前項の検査責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査対象の加工施設が下記の基準に適合していることを判断するために必要な検査要領書を定め、それを実施する。</p> <p>a. 設計及び工事の計画の認可又は工事の計画の届出に従って行われたものであること。</p> <p>b. 「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。</p> <p>(3) 検査要領書に以下を含める。</p> <p>イ 検査の項目及び検査場所</p> <p>ロ 検査前条件</p> <p>ハ 検査の方法及び検査手順</p> <p>ニ 検査の判定基準</p> <p>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の加工施設が(2)の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>4 検査責任者は検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができ、対象となる設置又は変更の工事に関与していない要員もしくは組織の外部の要員において必要な力量を有する者を検査員として指名する。</p> <p>5 調達請求元は、検査業務に係る役務を調達する場合、当該業務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>6 担当課長は、検査に係る記録を管理する。</p> <p>7 担当部長又は検査責任者は、検査に係る要員の教育・訓練を、第4条 6.2.2 項に基づいて行う。</p>	<p>(七 加工施設の保安ため業務に係る品質管理必要な整備に関する事項)</p> <p>へ 評価及び改善</p> <p>(ホ) 機器等の検査等</p> <p>(1) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。</p> <p>(2) 組織は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(3) 組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4) 組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。</p> <p>(5) 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性(当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事(補修、取替え、改造等)又は点検に関与していない要員に使用前事業者検査等を実施させることにより、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。)を確保する。</p> <p>(6)(5)の規定は、自主検査等においても準用する。この場合において、「当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事(補修、取替え、改造等)又は点検に関与していない要員」とあるのは、「必要に応じて当該自主検査等の対象となる機器等の工事(補修、取替え、改造等)又は点検に関与していない要員」と読み替えるものとする。</p> <p>(ページ14 (STO-Q20-009:2020年6月12日届出))</p>		<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
第59条 削除			第58条10項に移行した。
第5節 定期事業者検査			
<p>(定期事業者検査)</p> <p>第60条 社長は、加工施設が「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを定期に確認するための定期事業者検査を統括する。</p> <p>2 社長は、第4条に定める保安管理組織のうち、検査対象となる機器等の工事(補修、取替え、改造等)又は点検に関与していない要員を、検査責任者として指名する。</p> <p>3 前項の検査責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査対象の加工施設が下記の基準に適合していることを判断するために必要な検査要領書を定め、それを実施する。</p> <p>a. 設計及び工事の計画の認可又は工事の計画の届出に従って行われたものであること。</p> <p>b. 「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。</p> <p>(3) 検査要領書に以下を含める。</p> <p>イ 検査の項目及び検査場所</p> <p>ロ 検査前条件</p> <p>ハ 検査の方法及び検査手順</p> <p>ニ 検査の判定基準</p> <p>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の加工施設が(2)の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>4 検査責任者は検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができ、対象となる機器等の工事(補修、取替え、改造等)又は点検に関与していない者又は組織の外部の要員において必要な力量を有する者を指名する。</p> <p>5 調達請求元は、検査業務に係る役務を調達する場合、当該業務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>6 担当課長は、検査に係る記録を管理する。</p> <p>7 担当部長又は検査責任者は、検査に係る要員の教育・訓練を、第4条 6.2.2 項に基づいて行う。</p>	<p>(七 加工施設の保安ため業務に係る品質管理必要な整備に関する事項)</p> <p>へ 評価及び改善</p> <p>(ホ) 機器等の検査等</p> <p>(1) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。</p> <p>(2) 組織は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(3) 組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4) 組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。</p> <p>(5) 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性(当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事(補修、取替え、改造等)又は点検に関与していない要員に使用前事業者検査等を実施させることにより、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。)を確保する。</p> <p>(6)(5)の規定は、自主検査等においても準用する。この場合において、「当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事(補修、取替え、改造等)又は点検に関与していない要員」とあるのは、「必要に応じて当該自主検査等の対象となる機器等の工事(補修、取替え、改造等)又は点検に関与していない要員」と読み替えるものとする。</p> <p>(ページ14 (STO-Q20-009:2020年6月12日届出))</p>		<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>

核燃料物質の加工の事業に係る保安規定の変更認可申請 (STO-N21-001、令和3年2月18日)	加工事業変更許可(本文)	加工事業変更許可(添付)	説明
<u>第61条 削除</u>			施設定期自主検査を削除した。
(定期事業者検査結果の報告) 第62条 <u>環境安全部長</u> は、前条に規定する <u>定期事業者</u> 検査を行った場合、その結果について、 <u>次の定期事業者検査までの期間、安全機能が維持されることの確認を含め</u> 、設備を所管する部長の確認を受け、核燃料取扱主任者、保安管理責任者及び社長へ報告する。			事業許可に記載はなく、保安規定の記載と齟齬はない。
<u>第62条の2 削除</u> <u>第63条 削除</u> <u>第64条 削除</u>			加工施設の安全を確保するための活動について第58条に集約させたため削除した。
第6節 長期施設管理方針			
(加工施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針) <u>第64条の2</u> 担当部長は、「 <u>加工施設及び再処理施設の高経年化対策に関する基本的考え方</u> 」等を参考とし、10年を超えない期間ごとに加工施設の経年劣化に関する技術的な評価(高経年化評価)を実施し、施設の保全のために実施すべき措置に関する10年間の長期施設管理方針を策定する。 <u>また、担当部長は、高経年化評価を実施するために設定した条件又は評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行い、その結果に基づき長期施設管理方針を変更する。</u> ここで、高経年化評価とは、加工施設について、その構成する機器・構築物のうち安全機能を有するものについて、工学的に想定される経年変化事象の影響を分析し、その機器・構築物に施されている現状の保安活動が、その経年変化事象の顕在化による機器・構築物の機能喪失を未然に防止できるかどうかの評価を行うことをいう。 <u>2 担当部長は、第1項の高経年化評価の結果を、放射線安全委員会に報告する。</u> <u>3 加工施設の長期施設管理方針は添付3に示す。</u>	I 加工施設の位置、構造及び設備 ロ 加工施設の一般構造 (チ) 安全機能を有する施設 以上(イ)～(ト)での安全設計において、臨界防止、遮蔽及び閉じ込めに関する異常の発生を防止する施設、異常を検知して拡大を防止する施設及び放射線被ばくの影響を緩和する施設並びに加工設備本体以外で加工施設の安全性を維持する施設を、安全機能を有する施設とする。 以下に、安全機能を有する施設に係る設計方針を示す。 (c) 安全機能を有する施設は、安全機能を確認するための検査及び試験並びに安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる設計とする。 (ページ 29)	添付書類五 変更後における加工施設の安全設計に関する説明書 リ. その他の安全設計 (ハ) 安全機能を有する施設に対する考慮 4. 検査, 修理等に関する考慮 加工施設における安全機能を有する施設については、必要に応じ、施設の運転を停止する等の適切な方法により安全機能を確認するための検査及び試験並びに安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるような設計とする。 (ページ 添5-204)	左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。
第7節 給排気設備の停止に係る措置			
(給排気設備の停止に係る措置) 第65条 保安基盤課長は、核燃料加工施設において、計画停電等のため第1種管理区域の給排気設備を停止する場合、担当課長に以下の措置を講じさせ、事前に核燃料取扱主任者の承認を受ける。核燃料取扱主任者は承認に当たって、その措置が適切であることを確認する。 (1) 施設の通常的使用の停止 (2) 核燃料物質の適切な除去・閉じ込め (3) 給排気設備停止時対応手順書の整備・周知徹底及び対応体制の確保 (4) 給排気設備の停止後の第1種管理区域への入域における呼吸保護具の着用等の内部被ばく防止	I 加工施設の位置、構造及び設備 ロ 加工施設の一般構造 (ハ) 核燃料物質の閉じ込めに関する構造 【中略】 (4) 管理区域区分と第1種管理区域に対する安全設計 【中略】 2) 第1種管理区域の負圧設計 加工施設のうち、第1種管理区域は、室内の圧力を給排気設備によって外気に対して19.6Pa以上の負圧に維持することで、室内の空気が外部に漏れいしないように設計する。 【省略】 (ページ9-10)	添付書類六 変更後における加工施設の放射線の管理に関する説明書 ロ. 放射線の被ばく管理 (イ) 閉じ込めの管理 作業環境及び周辺環境の汚染防止のため、以下により閉じ込めの管理を行う。 【中略】 (3) 加工施設のうち、第1種管理区域内の室内の圧力は、給排気設備によって外気に対して19.6Pa以上の負圧に維持するように可能な限り管理する。また、給排気設備を停止し当該負圧を維持しない場合にあつては、核燃料物質の取り扱いを停止するとともに、加工設備本体の設備における核燃料物質の除去及び貯蔵施設での保管等による閉じ込めの管理を行う。 【省略】 (添6-1)	左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。
<u>第65条の2 削除</u>			第58条の中で実施するため削除。

核燃料物質の加工の事業に係る保安規定の変更認可申請 (STO-N21-001、令和3年2月18日)	加工事業変更許可(本文)	加工事業変更許可(添付)	説明
<p>第7章 核燃料物質の管理</p> <p>(核燃料物質の受入れ、払出し)</p> <p>第68条 担当部課長は、事業所外から核燃料物質を受け入れる前に、<u>外運搬規則に定める運搬に関する措置を講じ、運搬前にこれらの実施状況を確認する。</u></p> <p>2 担当課長は、事業所外へ核燃料物質を払い出す前に、第57条に定める措置を講ずるとともに、GNF-J及びGNF-Jから核燃料物質を払い出す相手方の責任の範囲が明確であることその他核燃料物質に係る保安のための措置が適切に行われることを確認する。この確認には以下を含む。</p> <p>(1) 国内に払い出す場合においては、相手方が法に基づく核燃料物質に係る許可を有していること。</p> <p>(2) 海外に払い出す場合においては、輸出に係る手続きが完了していること。</p> <p>(3) 核燃料物質が返却される場合においては、返却の時期が定められていること。</p> <p>3 環境安全部長は、核燃料物質を受け入れる前に、核燃料物質が別表14の受入仕様値に適合することを確認する。</p> <p>(核燃料物質の運搬)</p> <p>第69条 担当課長は、事業所内で核燃料物質を運搬する場合は、第56条に定める措置及び確認を実施する。</p> <p><u>2 担当部課長は、事業所外へ核燃料物質を運搬する場合は、第57条に定める措置及び確認を実施する。</u></p> <p><u>3 担当部課長は、核燃料物質を事業所外から受入のために運搬する場合は、第57条に定める措置及び確認を実施する。</u></p>	<p>I 加工施設の位置、構造及び設備</p> <p>ロ 加工施設の一般構造</p> <p>(ハ) 核燃料物質の閉じ込めに関する構造</p> <p>(1) 基本的考え方</p> <p>ウランは設備・機器に閉じ込めることを基本とし、そこから飛散・漏えいした場合には建物内にウランを保持する設計とする。また、ウランが飛散・漏えいした場合にはそれを検知する設計とし、設備・機器からウランが飛散・漏えいするおそれのある室内の空気は、含まれる放射性物質を十分に取り除いた後、環境に放出する設計とする。</p> <p>(2) 設備・機器からの飛散又は漏えい防止設計</p> <p>1) ウランを収納する設備・機器</p> <p>粉末状又は液体状のウランを収納する設備・機器は、以下に示す飛散又は漏えいのない設計とする。</p> <p>○粉末状のウランを収納する設備・機器については、粉末を収納する容器は、パッキン付きの蓋等により飛散のない構造とする。</p> <p>○液体状のウランを収納する設備・機器については、運転状態において漏えいのない構造とする。接液部はステンレス鋼等の耐食性のある材料を使用するか、又は耐食性のある材料をライニングする等により腐食による漏えいを防止する。</p> <p>【省略】 (ページ9)</p>	<p>添付書類五</p> <p>変更後における加工施設の安全設計に関する説明書</p> <p>ロ. 放射線安全設計</p> <p>(イ) 閉じ込めの機能に対する考慮</p> <p>1. 作業環境の汚染防止に対する考慮</p> <p>【中略】</p> <p>(2) ウランを収納する設備・機器からの飛散又は漏えい防止設計</p> <p>作業環境の汚染を防止するため、ウランを収納する設備・機器は、次表に示す飛散又は漏えいのない設計とする。</p> <p>【省略】 (ページ 添5-2)</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>

核燃料物質の加工の事業に係る保安規定の変更認可申請 (STO-N21-001、令和3年2月18日)	加工事業変更許可(本文)	加工事業変更許可(添付)	説明
第8章 放射性廃棄物管理			
<p>(放射性廃棄物管理に係る計画及び実施)</p> <p>第71条 環境安全部長は、第73条から第75条の2に記載する事項を定めた放射性廃棄物管理に関する規程書を定める。</p> <p>2 担当課長は、前項に定めた規程書に基づいて、第73条から第75条の2の業務を実施する。</p> <p>(廃棄物の仕掛品)</p> <p>第73条 担当課長は、第1種管理区域内で発生し、最終的に放射性廃棄物を廃棄施設に保管廃棄する前段階であって、これから廃棄しようとするもの(以下、「廃棄物の仕掛品」という。)を、処理作業途中に一時的に保管する場合は、次の各号に定める措置を講ずる。</p> <p>(1) 廃棄物の仕掛品は、汚染の広がりを防止するための措置を講じ、防火のために金属製容器に収納し、別図 10-5 に示す第1廃棄物処理室等の廃棄物の仕掛品の保管場所にて保管した後、廃棄物貯蔵場に運搬すること。</p> <p>(2) 工事等において廃棄物の仕掛品が多く発生する場合は、工事計画を作成し、金属製容器を作業区域に持ち込み、汚染の広がりを防止するための措置を講じて金属製容器に収納し、当該作業区域又は別図 10-5 に示す第1廃棄物処理室等の廃棄物の仕掛品の保管場所にて保管した後、廃棄物貯蔵場に運搬すること。</p> <p>(3) 廃棄物の仕掛品が大型機械等であって、これを金属製容器に収納することが困難な場合は、工事計画を作成し、汚染の広がりを防止するための措置及び防火のための措置を講じ、当該作業区域又は別図 10-5 に示す第1廃棄物処理室等の廃棄物の仕掛品の保管場所にて保管した後、廃棄物貯蔵場に運搬すること。</p> <p>(放射性固体廃棄物)</p> <p>第73条の2 廃棄物管理課長は、放射性固体廃棄物を、次の各号に定める事項により廃棄物貯蔵場に保管廃棄し、廃棄前にこれらの措置の実施状況を確認する。</p> <p>(1) 廃棄物は、可燃性廃棄物、不燃性廃棄物及び難燃性廃棄物に分類すること。ただし、金属類の不燃性廃棄物のうち、除染した物は別に区分し、保管廃棄すること。</p> <p>(2) 廃棄物は、汚染の広がりを防止する措置を講じ、ドラム缶等の金属製容器に入れ保管廃棄すること。</p> <p>(3) 廃棄物の保管廃棄は別表 15 の 2 に定める廃棄物貯蔵場におき、同表に定める保管廃棄能力を超えないこと。</p> <p>(4) 廃棄物のうち、ドラム缶等の金属製容器に入らないものは、汚染の広がりを防止する措置及び防火のための措置を講じ、保管廃棄すること。</p> <p>(5) 廃棄物を入れるドラム缶等には、放射性固体廃棄物等を示す標識をつけ、別表 18 で記録された内容と照合できるような整理番号等を表示すること。</p> <p>(6) 廃棄物を入れたドラム缶等は、荷崩れ等により他設備に影響を与えぬよう、これを防止するための措置を行い、適切に保管廃棄すること。</p> <p>2 廃棄物管理課長は、廃棄物貯蔵場における放射性固体廃棄物の保管状況が適切であることを確認する。</p> <p>3 廃棄物管理課長は、廃棄物貯蔵場の目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。</p> <p>4 廃棄物管理課長は、第1-9廃棄物貯蔵場、第1-10廃棄物貯蔵場及び第1-11廃棄物貯蔵場(以下「3廃棄物貯蔵場」という。)には不燃性廃棄物のみ保管するとともに、3廃棄物貯蔵場の放射性固体廃棄物に混入しているウラン量を3廃棄物貯蔵場の保管廃棄能力で除した値が200リットルドラム缶あたり0.5キログラムを超えないことを確認する。また、3廃棄物貯蔵場以外の廃棄物貯蔵場全体の放射性固体廃棄物に混入しているウラン量を3廃棄物貯蔵場以外の廃棄物貯蔵場全体の保管廃棄能力で除した値が200リットルドラム缶あたり1キログラムを超えないことを確認する。</p>	<p>I 加工施設の位置、構造及び設備</p> <p>ホ 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備</p> <p>(ハ) 固体廃棄物の廃棄設備</p> <p>(1) 構造</p> <p>【中略】</p> <p>第1種管理区域で発生した固体廃棄物は、第1廃棄物処理室、第1廃棄物減容室又は第2廃棄物処理室にて金属製容器に入れるか、又は金属製容器に入れることが困難な大型の固体廃棄物は、プラスチックシートなどで包む等の汚染の広がりの防止措置をするとともに、固体廃棄物中のウラン量を確認した上で保管廃棄する。</p> <p>【中略】</p> <p>(ページ 121)</p> <p>I 加工施設の位置、構造及び設備</p> <p>ホ 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備</p> <p>(ハ) 固体廃棄物の廃棄設備</p> <p>(1) 構造</p> <p>本設備は、前処理設備、保管廃棄設備で構成される。</p> <p>前処理設備は、保管廃棄前に解体及び除染を行うものであり、第1廃棄物減容室には、高性能エアフィルタを解体するフィルタ減容装置等を設置し、第1-2機械工作室には、廃棄物表面の除染を行うサンドブラスト装置を設置する。</p> <p>保管廃棄設備としては、第1-1廃棄物貯蔵場、第1-2廃棄物貯蔵場、第1-4廃棄物貯蔵場、第1-5廃棄物貯蔵場、第1-6廃棄物貯蔵場、第1-7廃棄物貯蔵場、第1-8廃棄物貯蔵場、第1-9廃棄物貯蔵場、第1-10廃棄物貯蔵場、第1-11廃棄物貯蔵場、第1-12廃棄物貯蔵場、第1-13廃棄物貯蔵場、第1-14廃棄物貯蔵場、第1-15廃棄物貯蔵場、第2-2(1階)廃棄物貯蔵場、第2-2(2階)廃棄物貯蔵場、第2-2(3階)廃棄物貯蔵場、第3(1階)廃棄物貯蔵場、第3(2階)廃棄物貯蔵場及び第3(3階)廃棄物貯蔵場を設け、固体廃棄物の保管廃棄を行う。</p> <p>第1種管理区域で発生した固体廃棄物は、第1廃棄物処理室、第1廃棄物減容室又は第2廃棄物処理室にて金属製容器に入れるか、又は金属製容器に入れることが困難な大型の固体廃棄物は、プラスチックシートなどで包む等の汚染の広がりの防止措置をするとともに、固体廃棄物中のウラン量を確認した上で保管廃棄する。</p> <p>【中略】</p> <p>(3) 保管廃棄施設の最大保管廃棄能力</p> <p>【省略】</p> <p>(ページ 121-122)</p>	<p>添付書類六 変更後における加工施設の放射線の管理に関する説明書</p> <p>ハ. 放射性廃棄物の廃棄に関する管理</p> <p>(ロ) 固体廃棄物の管理</p> <p>加工施設において発生する固体廃棄物のうち、放射性物質によって汚染され、又は汚染されたおそれのある廃棄物は、可燃性、難燃性、不燃性及びスラッジ廃棄物に区別して、所定のドラム缶に入れて廃棄物貯蔵場に保管する。</p> <p>【中略】</p> <p>(ページ 添 6-26)</p> <p>添付書類六 変更後における加工施設の放射線の管理に関する説明書</p> <p>ハ. 放射性廃棄物の廃棄に関する管理</p> <p>(ロ) 固体廃棄物の管理</p> <p>加工施設において発生する固体廃棄物のうち、放射性物質によって汚染され、又は汚染されたおそれのある廃棄物は、可燃性、難燃性、不燃性及びスラッジ廃棄物に区別して、所定のドラム缶に入れて廃棄物貯蔵場に保管する。</p> <p>【中略】</p> <p>(ページ 添 6-26)</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p> <p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
<p>(放射性液体廃棄物)</p> <p>第74条 廃棄物管理課長は、ALARA(合理的に達成可能な限り低く)の考えにのっとり放射性液体廃棄物の放出管理を行い、排水口からの放射性液体廃棄物の放出による周辺監視区域外の水中の放射性物質濃度が、線量告示で定める周辺監視区域外における水の中の濃度限度を超えないようにする。</p>	<p>I 加工施設の位置、構造及び設備</p> <p>ロ 加工施設の一般構造</p> <p>(ト) その他の主要な構造</p>	<p>添付書類五 変更後における加工施設の安全設計に関する説明書</p> <p>ハ. 環境安全設計</p> <p>(イ) 放射性廃棄物の放出に対する考慮</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>

核燃料物質の加工の事業に係る保安規定の変更認可申請 (STO-N21-001、令和3年2月18日)	加工事業変更許可(本文)	加工事業変更許可(添付)	説明
<p>2 廃棄物管理課長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、第 2 廃棄物処理室の排水貯槽における排水中の放射性物質濃度が別表 16 に定める管理目標値を超えないようにする。</p> <p>3 保安基盤課長は、別表 17 に定めるところにより、排水中の放射性物質濃度をバッチごとに測定し、廃棄物管理課長に連絡する。</p> <p>4 保安基盤課長は、排水中の放射性物質の濃度が、異常に高くなり、又高くなるおそれがあるときは、速やかに関係課長にその事実を通知するとともに、その原因の除去を勧告する。</p> <p>5 担当課長は、前項の勧告を受けたときは、速やかに、保安基盤課長、廃棄物管理課長及び関係者と協議して、その原因を調査するとともに、核燃料取扱主任者の指導・助言を受け、適切な措置を講ずる。</p> <p>6 廃棄物管理課長は、前項において排水中の放射性物質の濃度が別表 16 に定める管理目標値を超えた場合は、適切な処置を施し管理目標値以下になったことを確認して放出する。</p> <p>7 廃棄物管理課長は、放射性物質によって汚染されたおそれのある廃油を手順に定めた腐食しない容器に封入し、堰を有する第2ウラン回収室第1区域に保管廃棄する。 このうち、焼却可能なものは廃油処理装置で焼却し、焼却灰は放射性固体廃棄物として廃棄物貯蔵場に保管廃棄する。</p> <p>8 試験検査課長は、有機溶剤等を含む液体廃棄物を、腐食しない容器に密封し、容器が破損した場合においても封入した液体廃棄物が拡がらないような金属製容器に封入する。封入した金属製容器は、第1-4廃棄物貯蔵場内に保管する。</p> <p>9 前項の保管に当たっては、第 73 条の2第1項第4号及び第 73 条の2第2項を準用する。</p> <p>10 保安基盤課長は、放射性液体廃棄物に含まれる放射性物質の年間放出量を計算し、別表 16 の2に定める年間放出量(上限値)を超えないことを確認する。</p>	<p>(7) 廃棄施設 加工施設には、通常時において周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、加工施設において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有する廃棄施設を設ける。具体的には、気体廃棄物の処理については、高性能エアフィルタによる除去設備、液体廃棄物の処理については、凝集沈殿及びろ過による除去設備を設け、ALARA の考えのもと、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」において定める線量目標値を参考に、公衆の線量を合理的に達成できる限り低減する。</p> <p>【中略】 (ページ 22)</p> <p>イ 加工施設の位置、構造及び設備 ホ 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備 (ロ) 液体廃棄物の廃棄設備 (1) 構造</p> <p>【中略】 第1廃棄物処理室に導かれた排水は、第2廃棄物処理室の受入槽へ送る。第2廃棄物処理室に導かれた排水は、遠心分離設備に送り、遠心分離処理後、放射性物質濃度を確認し、廃液処理槽及び処理設備に送る。そして、凝集沈殿処理後、上澄み水を廃液処理槽に送水し、放射性物質濃度が法定濃度限度以下であることを確認した後、バッチ方式にて排水口から放出する。一方、凝集沈殿処理による沈殿物は、廃液処理補助設備に送り、ろ過し、乾燥を行ったのち、放射性固体廃棄物として処理する。 また、第1種管理区域で発生する廃油は、第2ウラン回収室第1区域又は第1廃棄物処理室の廃棄物保管設備にて保管廃棄し、焼却可能な廃油は廃油処理設備で焼却し、焼却灰は放射性固体廃棄物として処理する。</p> <p>【中略】 (ページ 119)</p>	<p>2. 放射性液体廃棄物 【中略】 排水は遠心分離処理設備及び凝集沈殿処理設備等によって処理する。処理設備は、周辺環境へ放出される放射性物質を合理的に達成可能な限り低くするに十分な処理能力を有する設計とし、処理後の排水はバッチ方式によって排出する。 【中略】 (ページ 添 5-15)</p> <p>添付書類六 変更後における加工施設の放射線の管理に関する説明書 ハ. 放射性廃棄物の廃棄に関する管理 (イ) 放射性廃棄物の放出管理 2. 放射性液体廃棄物の放出管理 (1) 排水中の放射性物質濃度管理 第1加工棟及び第2加工棟の第1種管理区域で発生した廃液は、排水に含まれて周辺監視区域外へ放出される放射性物質の濃度を合理的に達成可能な限り低下させるため、第2加工棟内において、遠心分離処理及び凝集沈殿処理を行い、排液貯槽に貯留する。 処理後の排水は、あらかじめその放射性物質の濃度を測定し、それが「線量限度等を定める告示」に示す周辺監視区域外の濃度限度以下であることを確認した上で、屋外最終槽を経由して、周辺監視区域外へ放流する。 3ヶ月間の平均濃度が社内管理値(前記の濃度限度×0.8)を超え、又は超えるおそれがある場合は、再度処理を行う等の必要な措置を行う。 (ページ 添 6-24)</p>	
<p>(放射性気体廃棄物) 第75条 保安基盤課長は、ALARA(合理的に達成可能な限り低く)の考えにのっとり放射性液体廃棄物の放出管理を行い、排水口からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空气中の放射性物質濃度が、線量告示で定める周辺監視区域外における空气中の濃度限度を超えないようにする。</p> <p>2 保安基盤課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、排気口における排気中の放射性物質濃度が別表 16 に定める管理目標値を超えないようにする。</p> <p>3 保安基盤課長は、別表 17 に定めるところにより、排気中の放射性物質濃度を監視・測定する。</p> <p>4 保安基盤課長は、前項の排気中の放射性物質濃度が、異常に高くなり、又高くなるおそれがあるときは、速やかに関係課長にその事実を通知するとともに、その原因の除去を勧告する。</p> <p>5 担当課長は、前項の勧告を受けたときは、速やかに、保安基盤課長及び関係者と協議して、その原因を調査するとともに、核燃料取扱主任者の指導・助言を受け、適切な措置を講ずる。</p> <p>6 保安基盤課長は、排気口における排気中の放射性物質濃度が別表 16 に定める管理目標値を超えるおそれがある場合には、速やかに、社長、核燃料取扱主任者、保安管理部長、環境安全部長及び製造部長に通知する。</p> <p>7 保安基盤課長は、放射性気体廃棄物に含まれる放射性物質の年間放出量を計算し、別表 16 の2に定める年間放出量(上限値)を超えないことを確認する。</p>	<p>イ 加工施設の位置、構造及び設備 ロ 加工施設の一般構造 (ト) その他の主要な構造 (7) 廃棄施設 加工施設には、通常時において周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、加工施設において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有する廃棄施設を設ける。具体的には、気体廃棄物の処理については、高性能エアフィルタによる除去設備、液体廃棄物の処理については、凝集沈殿及びろ過による除去設備を設け、ALARA の考えのもと、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」において定める線量目標値を参考に、公衆の線量を合理的に達成できる限り低減する。</p> <p>【中略】 (ページ 22)</p> <p>イ 加工施設の位置、構造及び設備 ホ 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備 (イ) 気体廃棄物の廃棄設備 (1) 構造</p> <p>【中略】 フード、室等からの排気は、排気用送風機により、各室の一次フィルタ系(高性能エアフィルタ1段に加え、プレフィルタ1段で構成する。化学フード系には必要に応じてスクラバ又はトラップを用いる。)を経て排気ダクトに通じ、二次フィルタ系(高性能エアフィルタ1段)を経て、排気に含まれるウラン濃度を低減後、排気中の放射性物質濃度を監視して、排気筒から放出する。 第1種管理区域の排気系、主要な排気箇所及び排気筒の区分を表ホ-(イ)-1 及び表ホ-(イ)-2 に示す。 各排気筒からの排気を処理する第2次フィルタ系及び排気用送風機は、排気筒毎に第1-1フィルタ室、第1-2フィルタ室及び第2フィルタ室に設置する。 各排気系には、放射性物質により汚染された空気が逆流することを防止するための逆流防止ダンパを設け、第1種管理区域内には、負圧の状況を監視するために差圧検出器を設ける。 (ページ 117)</p>	<p>添付書類五 変更後における加工施設の安全設計に関する説明書 ハ. 環境安全設計 (イ) 放射性廃棄物の放出に対する考慮 1. 放射性気体廃棄物 第1種管理区域に設置している設備・機器からの排気は、排気ダクトを通して高性能エアフィルタでろ過され、排気筒より放出される。排気はプレフィルタ1段及び高性能エアフィルタ1段で構成する一次フィルタ系及び高性能エアフィルタ1段で構成する二次フィルタ系で処理することにより、周辺環境へ放出される放射性物質を合理的に達成可能な限り低くする。 【中略】 (ページ 添 5-15)</p> <p>添付書類六 変更後における加工施設の放射線の管理に関する説明書 ハ. 放射性廃棄物の廃棄に関する管理 (イ) 放射性廃棄物の放出管理 1. 放射性気体廃棄物の放出管理 (1) 排気中の放射性物質濃度の管理第1種管理区域に設置している設備・機器からの排気は、周辺監視区域外へ放出される放射性物質を合理的に達成可能な限り低下させるために、排気ダクトを通じて高性能エアフィルタでろ過後、排気口より放出される。 排気口における排気中の放射性物質の濃度は、ダストモニタにより連続的に測定し、異常放出の有無を監視する。異常が確認されたらその原因を究明して、必要な対策をとる。また、ダストサンブラにより排気中の放射性物質の濃度を測定し、3ヶ月間の平均濃度が社内管理値(「線量限度等を定める告示」に示す濃度限度×0.8)以下であることを確認し、「線量限度等を定める告示」に示す濃度限度以下となるよう管理する。 (ページ 添 6-18)</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>

核燃料物質の加工の事業に係る保安規定の変更認可申請 (STO-N21-001、令和3年2月18日)	加工事業変更許可(本文)	加工事業変更許可(添付)	説明
第9章 設計想定事象等に 係る 加工施設の保全に関する措置 第1節 設計想定事象等に係る加工施設の保全に関する計画、実施、 評価及び改善			
<p><u>(設計想定事象等に係る加工施設の保全に関する措置に係る計画及び実施)</u> <u>第76条の2 環境安全部長は、許可をうけたところによる基本設計に即した対策が機能するよう、設計想定事象に応じて、第78条の2から第80条の3に記載する事項を定めた設計想定事象等に係る加工施設の保全に関する措置の規程書を定める。</u> <u>2 従業員等は、前項に定めた規程書に基づいて、第78条の2から第80条の3の業務を実施する。</u></p> <p><u>(設計想定事象等に係る加工施設の保全に関する措置に係る評価及び改善)</u> <u>第77条の2 環境安全部長は、設計想定事象等に係る加工施設の保全に関する措置に係る結果を、第76条の2に定めた規程書に従い確認し、改善の必要性を含む評価を行い、定期的に放射線安全委員会へ報告する。</u> <u>2 環境安全部長は、前項の確認、評価及び報告を受けて、必要に応じて第76条の2の規程書を改める。</u></p>	<p>I 加工施設の位置、構造及び設備 ロ 加工施設の一般構造 (二) 火災及び爆発の防止に関する構造 安全機能を有する施設は、火災又は爆発により加工施設の安全性が損なわれないように、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、消火を行う設備、及び早期に火災発生を感知する設備、並びに火災及び爆発の影響を軽減する機能を有するように設計する。また、火災又は爆発の発生を想定しても、加工施設全体としては、公衆に対し過度の放射線被ばくを及ぼさない、十分な臨界防止、閉じ込め等の機能が確保されるように設計する。火災及び爆発の発生防止、感知及び消火並びに影響軽減の対策を行うにあたっては、国内の法令及び規格に基づき、施設の特徴に応じて、米国の「放射性物質取扱施設の火災防護に関する基準」を参考とする。</p> <p>(1) 火災及び爆発の発生防止 加工施設の建物は、耐火構造又は不燃性材料で造ると共に防火区画を設けて延焼を防止し、建物からのウランの漏えいを防止する。 加工施設の建物内に設置する設備・機器の主要な構造物には、不燃性及び難燃性の材料を使用して、火災の発生を防止する設計とする。また、加工施設の建物の内部には、取り扱うウランの性状を考慮して防火区画を設ける。 可燃性の物質(油類等)を使用する設備・機器は、発火及び異常な温度上昇を防止する対策、可燃性の物質の漏えいを防止する対策を講じる設計とする。また、爆発性の物質である水素ガスを使用する設備・機器は、前記設計に加えて空気の混入を防止する対策等を講じると共に、熱的制限値を設定してこれを超えることのないような設計とする。水素ガスを使用する設備・機器を設置する部屋では、水素ガスの漏えいを感知できる設計とする。</p> <p>(2) 火災の感知及び消火 加工施設の建物内外の要所に、自動火災報知設備、粉末/ガス消火装置等の消火設備を設け、火災発生時に迅速な初期消火を図る設計とする。また、火災に対するリスクが比較的大きな設備には、遠隔起動の自動消火設備を設置する。</p> <p>(3) 火災及び爆発による影響の軽減 防火区画には、十分な耐火性能を備えた防火壁、防火扉、防火ダンパ等の防火設備を設けることで火災の延焼を防止する設計とする。 水素ガスを使用する設備・機器は、水素ガスの爆発による破損を防止する設計とする。</p> <p>(ページ 11)</p>	<p>添付書類五 変更後における加工施設の安全設計に関する説明書 チ. 火災・爆発に対する安全設計 (イ) 火災等に関する設計の基本方針 安全機能を有する施設は、火災又は爆発により加工施設の安全性が損なわれないように、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、消火を行う設備、及び早期に火災発生を感知する設備、並びに火災及び爆発の影響を軽減する機能を有するように設計する。</p> <p>【中略】 (ページ 添 5-102)</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>

核燃料物質の加工の事業に係る保安規定の変更認可申請 (STO-N21-001、令和3年2月18日)	加工事業変更許可(本文)	加工事業変更許可(添付)	説明
第2節 設計想定事象等に係る加工施設の保全のための体制の整備			
<p>(火災及び爆発発生時の体制の整備)</p> <p><u>第78条の2 環境安全部長は、火災及び爆発発生時における加工施設の保全のための活動</u></p> <p><u>※1を行う体制の整備として、次の各号を含め、添付1の「火災及び爆発、内部溢水、火山活動(降灰)、竜巻並びにその他の自然現象実施基準」に従い、計画を策定する。</u></p> <p><u>(1) 消防吏員へ通報するための警備室への衛星電話の設置※2</u></p> <p><u>(2) 必要な要員の配置</u></p> <p><u>(3) 要員に対する教育・訓練</u></p> <p><u>(4) 必要な資機材の配備</u></p> <p><u>(5) 加工施設における可燃物の管理</u></p> <p><u>2 担当部課長は、前項の計画に基づき、火災又は爆発発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</u></p> <p><u>3 火災又は爆発の発生時における第36条に定める異常時の措置の実施に際して、担当課長は、加工施設の保安に異常が生じるおそれがあると判断した場合には、前項に定める手順にて応急措置を講ずる。</u></p> <p><u>※1:消防吏員への通報、消火又は延焼の防止、その他公設消防隊が火災の現場に到達するまでに行う活動を含む。</u></p> <p><u>※2:点検又は故障の場合を除く。ただし、点検後又は修復後に遅滞なく復旧させる。</u></p> <p><u>4 火災又は爆発の発生時における第89条に定める応急措置の実施に際して、担当課長は、第2項に定まる手順にて応急措置を講ずる。</u></p> <p><u>5 火災又は爆発の発生時における第91条に定める対策活動の実施に際して、本部長は、第2項に定まる手順にて事態の拡大防止等に関する活動を行う。</u></p>	<p>I 加工施設の位置、構造及び設備</p> <p>ロ 加工施設の一般構造</p> <p>(ニ) 火災及び爆発の防止に関する構造</p> <p>安全機能を有する施設は、火災又は爆発により加工施設の安全性が損なわれないように、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、消火を行う設備、及び早期に火災発生を感知する設備、並びに火災及び爆発の影響を軽減する機能を有するように設計する。また、火災又は爆発の発生を想定しても、加工施設全体としては、公衆に対し過度の放射線被ばくを及ぼさない、十分な臨界防止、閉じ込め等の機能が確保されるように設計する。火災及び爆発の発生防止、感知及び消火並びに影響軽減の対策を行うにあたっては、国内の法令及び規格に基づき、施設の特徴に応じて、米国の「放射性物質取扱施設の火災防護に関する基準」を参考とする。</p> <p>(1) 火災及び爆発の発生防止</p> <p>加工施設の建物は、耐火構造又は不燃性材料で造ると共に防火区画を設けて延焼を防止し、建物からのウランの漏えいを防止する。</p> <p>加工施設の建物内に設置する設備・機器の主要な構造物には、不燃性及び難燃性の材料を使用して、火災の発生を防止する設計とする。また、加工施設の建物の内部には、取り扱うウランの性状を考慮して防火区画を設ける。</p> <p>可燃性の物質(油類等)を使用する設備・機器は、発火及び異常な温度上昇を防止する対策、可燃性の物質の漏えいを防止する対策を講じる設計とする。また、爆発性の物質である水素ガスを使用する設備・機器は、前記設計に加えて空気の混入を防止する対策等を講じると共に、熱的制限値を設定してこれを超えることのないような設計とする。水素ガスを使用する設備・機器を設置する部屋では、水素ガスの漏えいを感知できる設計とする。</p> <p>(2) 火災の感知及び消火</p> <p>加工施設の建物内外の要所に、自動火災報知設備、粉末／ガス消火装置等の消火設備を設け、火災発生時に迅速な初期消火を図る設計とする。また、火災に対するリスクが比較的大きな設備には、遠隔起動の自動消火設備を設置する。</p> <p>(3) 火災及び爆発による影響の軽減</p> <p>防火区画には、十分な耐火性能を備えた防火壁、防火扉、防火ダンパ等の防火設備を設けることで火災の延焼を防止する設計とする。</p> <p>水素ガスを使用する設備・機器は、水素ガスの爆発による破損を防止する設計とする。</p> <p>(ページ 11)</p>	<p>添付書類五</p> <p>変更後における加工施設の安全設計に関する説明書</p> <p>チ. 火災・爆発に対する安全設計</p> <p>(イ) 火災等に関する設計の基本方針</p> <p>安全機能を有する施設は、火災又は爆発により加工施設の安全性が損なわれないように、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、消火を行う設備、及び早期に火災発生を感知する設備、並びに火災及び爆発の影響を軽減する機能を有するように設計する。</p> <p>【中略】</p> <p>(ページ 添 5-102)</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>

核燃料物質の加工の事業に係る保安規定の変更認可申請 (STO-N21-001、令和3年2月18日)	加工事業変更許可(本文)	加工事業変更許可(添付)	説明
<p><u>(内部溢水発生時の体制の整備)</u> <u>第78条の3 環境安全部長は、内部溢水発生時における加工施設の保全のための活動を行う整備として、次の各号を含め、添付1の「火災及び爆発、内部溢水、火山活動(降灰)、竜巻並びにその他の自然現象実施基準」に従い、計画を策定する。</u> <u>(1) 必要な要員の配置</u> <u>(2) 要員に対する教育・訓練</u> <u>(3) 必要な資機材の配備</u> <u>2 担当課長は、前項の計画に基づき、内部溢水発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</u> <u>3 内部溢水発生時における第36条に定める異常時の措置の実施に際して、担当課長は、加工施設の保安に異常が生じるおそれがあると判断した場合には、前項に定まる手順にて応急措置を講ずる。</u></p>	<p>I 加工施設の位置、構造及び設備 ロ 加工施設の一般構造 (ト) その他の主要な構造 (3) 溢水による損傷の防止 加工施設において溢水が発生した場合においても臨界防止、閉じ込め等の安全機能を損なうことがないよう、耐溢水設計について次の方針を満足するよう行う。 (a) 溢水により設備・機器に水の浸入があっても臨界に至らないよう、最適減速状態でも未臨界となるような設計とする。 (b) 溢水経路を考慮した溢水源からの浸水が発生しても、加工施設の防護対象が没水しない設計とする。また。溢水の第1種管理区域の外部(非管理区域、建物外含む)への流出を防止する。被水を原因とする水の浸入により電気火災が発生するおそれのあるものについては、漏電遮断器を設置し、大地震時において電源を遮断する。 (c) 溢水源からの被水によっても、閉じ込め機能を保持できるよう防護対象への被水防護カバー又はシール処置を施すこと等を講じる。 (d) 蒸気漏えい時には、該当区画の給排気設備を停止する。 上記の設計方針に加え、より高い水準で放射線被ばくのリスクを低減するために、「原子力発電所の内部溢水影響評価ガイド」を参考にしうえて、機器の破損等により生じる溢水、加工施設内で生じる異常状態(火災を含む)の拡大防止のために設置される系統からの放水による溢水、全ての溢水源の共通要因による破損を想定した溢水(地震に起因する機器の破損等により生じる溢水)について影響を評価し、臨界防止、閉じ込め等の安全機能を損なわないことを確認する。 (ページ 20-21)</p>	<p>添付書類五 変更後における加工施設の安全設計に関する説明書 リ. その他の安全設計 (ハ) 内部溢水に対する考慮 1. 溢水に関する設計の方針 許可基準規則第十一条(溢水による損傷の防止)に基づき、臨界防止、閉じ込め等の安全機能を損なうことがないよう、加工施設の耐溢水設計について次の方針を満足するよう行う。 (a) 溢水により設備・機器に水の浸入があっても臨界に至らないよう、最適減速状態でも未臨界となるような設計とする。 (b) 溢水経路を考慮した溢水源からの浸水が発生しても、加工施設の設備・機器が没水しない設計とする。 (c) 溢水源からの被水によっても、閉じ込め機能を保持できるよう継手等への被水防護カバー又はシール処置を施すこと等を講じる。 (d) 蒸気漏えい時には、該当区画の給排気設備を停止する。 上記の設計方針に加え、より高い水準で放射線被ばくのリスクを低減するために、「原子力発電所の内部溢水影響評価ガイド」(以下、「ガイド」という。)を参考にしうえて、全ての溢水源の共通要因による破損を想定した溢水について影響を評価し、臨界防止、閉じ込め等の安全機能を損なわないことを確認する。 (ページ 添 5-175)</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない</p>
<p><u>(火山活動(降灰)及び積雪発生時の体制の整備)</u> <u>第79条の2 環境安全部長は、火山活動(降灰)及び積雪発生時における加工施設の保全のための活動を行う整備として、次の各号を含め、添付1の「火災及び爆発、内部溢水、火山活動(降灰)、竜巻並びにその他の自然現象実施基準」に従い、計画を策定する。</u> <u>(1) 必要な要員の配置</u> <u>(2) 要員に対する教育・訓練</u> <u>(3) 必要な資機材の配備</u> <u>2 担当課長は、前項の計画に基づき、火山活動(降灰)及び積雪発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</u> <u>3 火山活動(降灰)及び積雪発生時における第36条に定める異常時の措置の実施に際して、担当課長は、加工施設の保安に異常が生じるおそれがあると判断した場合には、前項に定まる手順にて応急措置を講ずる。</u> <u>4 火山活動(降灰)及び積雪発生時における第91条に定める対策活動の実施に際して、本部長は、第2項に定まる手順にて事態の拡大防止等に関する活動を行う。</u></p>	<p>I 加工施設の位置、構造及び設備 ロ 加工施設の一般構造 (ト) その他の主要な構造 (1) 外部からの衝撃による損傷の防止 安全機能を有する施設は、敷地で想定される洪水、風(台風)、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象又は森林火災等の自然現象(地震及び津波を除く。)によって、その安全機能を損なわない設計とする。 また、安全機能を有する施設は、敷地及び敷地周辺で想定される飛来物(航空機落下等)、ダム の崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突又は電磁的障害等の加工施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為による事象(故意によるものを除く。以下、人為事象という。)によって、その安全機能を損なわない設計とする。 ここで、設計上考慮すべき事象としては、事象を網羅するため国内外の基準や文献を参考に自然現象及び人為事象を抽出したもののうち、加工施設の敷地内及びその周辺において発生し加工施設の安全機能に影響を及ぼすおそれの有無等を検討した結果、以下を選定した。 【中略】 3) 積雪 最寄りの気象官署の観測記録の極値から敷地で想定される積雪に対して、加工施設の建物は、横須賀市の建築基準法等施行取扱規則により30cmの積雪に耐えるように設計し、防護対象施設(核燃料物質等を内包する建物)の内第2加工棟は1m以上、それ以外の建物も45cm以上の積雪に耐える実耐力を有することから、加工施設の安全機能が積雪により影響を受けることはない。 4) 火山活動(降灰等) 「原子力発電所の火山影響評価ガイド」を参考に文献調査等から将来の活動可能性が否定できない18火山を抽出し、影響を評価した。この18火山について、火砕物密度流、降下火砕物、火山性土石流、火山から発生する飛来物(噴石)等の火山事象について調査を行った結果、箱根火山群及び富士山からの降下火砕物を設計で考慮すべき事象と選定した。降下火砕物の層厚については、文献の確認結果から、敷地における最大堆積量を層厚10cmと評価した。防護対象施設(核燃料物質等を内包する建物)は、層厚10cmの水を吸って重くなった状態の降下火砕物による荷重に耐える実耐力を有するが、降下火砕物の堆積による荷重が、前記3)に示す加工施設の建物の設計荷重(層厚3.5cmの降下火砕物に相当)を超える場合には、保守的に、降下火砕物の除去作業等の措置を講じることとし、必要な保護具や資機材をあ</p>	<p>添付書類五 変更後における加工施設の安全設計に関する説明書 ト. 地震・津波以外の自然現象に対する安全設計 地震・津波以外の過酷な自然現象に対する安全設計について、以下のように考慮している。 (ハ) 積雪 気象庁の気象統計情報によれば、敷地周辺の横浜地方気象台における日降雪量の最大値は30cm(1954年1月24日、統計期間:1953年～2015年)であり、最深積雪量は45cm(1945年2月26日、統計期間:1896年～2015年)である。加工施設の建物は、横須賀市の建築基準法等施行取扱規則により30cmの積雪に耐えるように設計されており、更に防護対象施設(核燃料物質等を内包する建物である第1加工棟、第2加工棟、第2貯蔵棟、廃棄物貯蔵棟第2棟、廃棄物貯蔵棟第3棟及びD搬送路)の内第2加工棟は1m以上、それ以外の建物も45cm以上の積雪に耐える実耐力を有していることから、加工施設の安全機能が積雪により影響を受けることはない。 (ページ 添 5-97) (チ) 火山の影響 1. 火山の影響規模の設定 2. 降下火砕物に対する安全設計 防護対象施設は層厚10cmの降下火砕物が建物に堆積した場合にも耐える実耐力を有するが、建物の健全性維持の目的で、保守的に、3.5cm以上の降下火砕物(30cmの積雪荷重に相当)に対する除去作業等の措置を講じることとする。作業においては防護対象施設の実耐力や事象の進展速度を考慮し、作業を開始することとし、必要な保護具</p>	
<p><u>(竜巻発生時の体制の整備)</u> <u>第79条の3 環境安全部長は、竜巻発生時における加工施設の保全のための活動を行う整備として、次の各号を含め、添付1の「火災及び爆発、内部溢水、火山活動(降灰)、竜巻並びにその他の自然現象実施基準」に従い、計画を策定する。</u> <u>(1) 必要な要員の配置</u> <u>(2) 要員に対する教育・訓練</u> <u>(3) 必要な資機材の配備</u> <u>2 担当課長は、前項の計画に基づき、竜巻発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</u> <u>3 竜巻発生時における第36条に定める異常時の措置の実施に際して、担当課長は、加工施設の保安に異常が生じるおそれがあると判断した場合には、前項に定まる手順にて応急措置を講ずる。</u></p> <p><u>(その他の自然現象発生時の体制の整備)</u> <u>第79条の4 環境安全部長は、その他の自然現象発生時における加工施設の保全のための活動を行う整備として、次の各号を含め、添付1の「火災及び爆発、内部溢水、火山活動(降灰)、竜巻並びにその他の自然現象実施基準」に従い、計画を策定する。</u> <u>(1) 必要な要員の配置</u></p>			

核燃料物質の加工の事業に係る保安規定の変更認可申請 (STO-N21-001、令和3年2月18日)	加工事業変更許可(本文)	加工事業変更許可(添付)	説明
<p><u>(2) 要員に対する教育・訓練</u> <u>(3) 必要な資機材の配備</u> <u>2 担当課長は、前項の計画に基づき、その他の自然現象発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</u> <u>3 その他の自然現象の発生時における第36条に定める異常時の措置の実施に際して、担当課長は、加工施設の保安に異常が生じるおそれがあると判断した場合には、前項に定まる手順にて応急措置を講ずる。</u> <u>4 環境安全部長は、自然現象に係る新たな知見等の収集、反映等を実施する。</u></p> <p><u>(重大事故に至るおそれがある事故の発生時の体制の整備)</u> <u>第80条の2 社長は、重大事故に至るおそれがある事故*が発生した場合における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備に当たって、財産(設備等)保護よりも安全を優先することを方針として定める。</u> <u>* 重大事故に至るおそれがある事故発生時の保全活動を行う体制の整備については、加工事業変更許可申請書を踏まえ、加工施設においては重大事故の発生は想定されないものの、敢えて設計基準を超える条件により重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合を想定し、重大事故の発生を防止するために必要な措置を定めるものである。</u> <u>2 環境安全部長は、前項の方針に基づき、重大事故に至るおそれがある事故発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含め、添付2の「重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊実施基準」に従い、計画を策定する。</u> <u>(1) 必要な要員の配置</u> <u>(2) 要員に対する教育・訓練に関する事項</u> <u>(a)力量の維持向上のための教育・訓練を年1回以上実施すること</u> <u>(b)訓練計画を作成し、核燃料取扱主任者の審査を受け、放射線安全委員会の審議後、社長の承認を得ること</u> <u>(c)訓練の結果を記録し、核燃料取扱主任者の確認及び放射線安全委員会の審議を経て、社長へ報告すること</u> <u>(3) 必要な電源その他の資機材の配備</u> <u>3 担当課長は、前項の計画に基づき、重大事故に至るおそれがある事故発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備として次号の手順を定める。</u> <u>(1) 重大事故に至るおそれがある事故発生時における核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防止するための対策に関すること</u></p> <p><u>(大規模損壊発生時の体制の整備)</u> <u>第80条の3 社長は、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによって加工施設に大規模な損壊が生じた場合(以下、「大規模損壊発生時」という。)における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備に当たって、財産(設備等)保護よりも安全を優先することを方針として定める。</u> <u>2 環境安全部長は、前項の方針に基づき、大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含め、添付2の「重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊実施基準」に従い、計画を策定する。</u> <u>(1) 必要な要員の配置</u> <u>(2) 要員に対する教育・訓練に関する事項</u> <u>(a)力量の維持向上のための教育・訓練を年1回以上実施すること</u></p>	<p>らかじめ用意する。また、加工施設への影響を考慮し事象の進展速度に応じて稼働中の設備・機器の運転を停止する措置を講じる。</p> <p>【中略】</p> <p>7) 竜巻 「核燃料施設等における竜巻・外部火災の影響による損傷の防止に関する影響評価に係る審査ガイド」に基づき、設計上の考慮を要する竜巻(以下、「設計評価用竜巻」という。)を敷地及びその周辺における過去の記録を踏まえて設定する。加工施設周辺と類似の気象条件である国内の地域を対象に、竜巻の観測データを基に竜巻最大風速のハザード曲線を算定し、施設のリスクに応じた発生頻度として年超過確率10-4に相当する風速を評価した結果より、設計評価用竜巻を藤田スケール1と設定する。この竜巻に対して、安全機能を有する施設が安全機能を損なうことがないよう、加工施設の耐竜巻設計について次の方針を満足するようを行う。 (a) 建物は設計評価用竜巻による竜巻荷重を上回る強度を有し、原則として竜巻により建物が倒壊しない設計とする。 (b) 建物の一部に損傷が生じる場合には、核燃料物質又は核燃料物質に汚染されたものが飛来物として施設外へ飛散しないよう、容器の固縛等の措置を行う。</p> <p>【省略】 (ページ 15-18)</p> <p>六 加工施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項</p> <p>ロ 重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故 事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及び評価の結果 (ハ) 事故に対処するために必要な体制等の整備 重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合又は大規模な自然災害もしくは故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる加工施設の大規模な損壊が発生した場合において、核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失によって、放射線及び放射性物質を著しく敷地外に放出する事象を防止するため、以下に示す方針に従い、当該事故等に的確かつ柔軟に対処するために必要な資機材、手順書をあらかじめ整備し、訓練を行うとともに、人員を確保する等の必要な体制の整備を行う。 事故対処のため、事故時に活動の拠点として機能する場所を準備し、非常用通信機器、放射線測定設備、防護用器具や、夜間及び悪天候下等を想定した機器等の資機材を整備し、地震等の外力による共通要因で必要な機能が損傷するおそれがないよう、場所、方法及び数量に考慮して保管する。本施設で取り扱うウランは、放射線レベルが低いため、空气中にウラン粉末が飛散する環境下においては、内部被ばくを防止する半面マスクを着用することで、重大事故の発生防止対策を実施することが可能である。また、火災による煙中で円滑に消火活動を行うため呼吸用ボンベ付全面マスク等の呼吸保護具や防火衣等を整備する。 加工施設の建物は、大地震時においても、建物の倒壊のおそれはないが、仮に搬送路が落下して道を塞ぐ場合においても、敷地内の全ての場所にアクセスできるよう複数のルートを設ける。</p> <p>(1) 手順書の整備 手順書では、全交流電源喪失、計測機器による監視機能喪失まで想定し、事故対処に必要な情報の種類、入手方法及び判断基準等を定め、監視項目、確認項目、機器等の操作、対処事項、優先順位、手順書間の相互関係を明確にする。 ・事故対策実施の判断等に必要な情報の種類としては、火災の有無、設備の稼働・被害の状態、加工施設及びその境界付近における放射性物質濃度及び線量があり、火災報知器等の監視設備、設備の監視制御盤、放射線管理施設放射線業務従事者による巡視点検等で速やかに入手することを手順書で規定する。また、情報の種類に応じて、消火活動開始等の対応操作とその判断基準を手順書に規定する。</p> <p>(2) 訓練の実施 訓練では、取り扱うウランの性状や時間帯、天候等を考慮した複数の環境条件を想定し、事故対処に必要な資機材を用いた訓練を実施する。訓練の実施に当たっては、対策活動を行う実施組織及び支援組織の要員を対象とした教育訓練計画を策定し、定期</p>	<p>や資機材をあらかじめ用意する。また、降下火砕物により外気取入口の閉塞等による影響を受ける可能性のある設備については、加工施設への影響を考慮し事象の進展速度に応じて、運転を停止する措置を講じるものとする。</p> <p>(ページ 添 5-98~99)</p> <p>(ハ) 竜巻 1. 安全設計用竜巻の規模の設定 2. 設計評価用竜巻(F1 竜巻)に対する設計 2.1 飛来物の設定 2.2 建物の構造健全性評価 2.2.1 竜巻荷重と建物の保有水平耐力との比較 2.2.2 飛来物による壁への貫通評価 2.3 設備・機器の設計 3. 竜巻防護対策 3.1 第1加工棟、各搬送路及び動力棟への飛来物の衝突に対する対策 3.2 更なる安全裕度の向上策 ① 第2加工棟の開口部の開放防止対策 ② 第2加工棟への飛来物の衝突に対する対策 ③ 放射性固体廃棄物容器等の飛散対策 ④ 非密封ウラン収納等のソフト対策等 4. 竜巻随件事象及び重畳事象の影響評価 (ページ 添 5-80~84)</p> <p>添付書類七 変更後における加工施設において事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する説明書</p> <p>ロ. 重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故 (ハ) 事故に対処するために必要な体制等の整備 重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合又は大規模な自然災害もしくは故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる加工施設の大規模な損壊が発生した場合において、核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失によって、放射線及び放射性物質を著しく敷地外に放出する事象を防止するため、以下に示す方針に従い、当該事故等に的確かつ柔軟に対処するために必要な資機材、手順書をあらかじめ整備し、訓練を行うとともに、人員を確保する等の必要な体制の整備を行う。 事故対処のため、事故時に活動の拠点として機能する場所を準備し、非常用通信機器、放射線測定設備、防護用器具や、夜間及び悪天候下等を想定した機器等の資機材を整備、地震等の外力による共通要因で必要な機能が損傷するおそれがないよう、場所、方法及び数量を考慮して保管する。添7ロ(ハ)の表1に整備する資機材一覧を、添7ロ(ハ)の表2に事故時の活動拠点及び資機材保管場所を示す。</p> <p>【中略】 (1) 手順書の整備 手順書では、全交流電源喪失、計測機器による監視機能喪失まで想定し、事故対処に必要な情報の種類、入手方法及び判断基準等を定め、監視項目、確認項目、機器等の操作、対処事項、優先順位、手順書間の相互関係を明確にする。 ・事故対策実施の判断等に必要な情報の種類としては、火災の有無、設備の稼働・被害の状態、加工施設及びその境界付近における放射性物質濃度及び線量があり、火災報知器等の監視設備、設備の監視制御盤、放射線管理施設放射線業務従事者による巡視点検等で速やかに入手すること(添7ロ(ロ)の表1)を手順書で規定する。また、情報の種類に応じて、消火活動開始等の対応操作とその判断基準を手順書に規定する。 ・火災の複数同時発生時においては、重大事故に至るおそれがある事故の想定で損傷のおそれがある扉を含んだ区画の消火を優先することを予め手順書において明確にする。これには、爆発及び漏えいによる重畳を考慮したものとする。 ・機器等の操作、対処においては、給排気設備、焼結炉等、必要な生産設備停止の操作を定め、安全最優先の方針を手順書に規定する。 ・事故対策を実施するための実施組織及び支援組織に必要な手順を定め、事故の進展状況等に応じて手順書を複数に分割する場合は、相互関係を明確にする。 ・津波、竜巻、火山等の前兆事象を大津波警報等で確認した時点での事前の対応についても明確にする。添7ロ(ハ)の表3に津波、竜巻、火山(降灰)に対する対応を示す。</p>	

核燃料物質の加工の事業に係る保安規定の変更認可申請 (STO-N21-001、令和3年2月18日)	加工事業変更許可(本文)	加工事業変更許可(添付)	説明
<p><u>(b)訓練計画を作成し、核燃料取扱主任者の審査を受け、放射線安全委員会の審議後、社長の承認を得ること</u></p> <p><u>(c)訓練の結果を記録し、核燃料取扱主任者の確認及び放射線安全委員会の審議を経て、社長へ報告すること</u></p> <p><u>(3) 必要な電源その他の資機材の配備</u></p> <p><u>3 担当課長は、前項の計画に基づき、大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次号の手順を定める。</u></p> <p><u>(1) 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること</u></p> <p><u>(2) 大規模損壊発生時における核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を緩和するための対策に関すること</u></p>	<p>的(年1回以上)に訓練を実施するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育訓練においては、ウランの特性、漏えい、火災時の挙動及び環境条件を含む、重大事故等時の加工施設の挙動に関する知識の向上を図る。 要員の役割に応じた机上教育を実施するとともに、各班の活動に応じた、通報、放射線管理設備等による監視、給排気等の運転管理、設備の停止・復旧といった応急活動等の個別訓練と組織全体での総合訓練を事故対処に使用する資機材を用いて実施する。 <p>また、(ロ)に示した想定における各班の役割と実施した訓練の評価に基づき、訓練内容を改善していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各班の活動に応じた個別訓練や保守点検活動を実施し、資機材の使用、部品交換等の経験を積むとともに、資機材のマニュアル及び手順書を整備して、事故対処における資機材の使用について熟知する。また、防護隊所有の資機材については、定期的に、員数、操作及び機能の点検を実施する。 訓練では、漏えい、火災の状況を想定し、ウラン等の影響、夜間及び悪天候等の様々な環境条件を考慮する。 <p>(3) 体制の整備</p> <p>体制としては、本部、実施組織、実施組織を支援する支援組織に必要な人員を円滑に確保し、指揮命令系統、役割分担及び責任者等を明確化した重大事故等対策組織を整備するとともに、社外の支援を受けられるような体制も整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施組織として除染班、工務班、技術班、救護班、放射線管理班、防護隊を設ける。 除染班、工務班、技術班、救護班、放射線管理班には、技術支援の要員も含めることとし、運営支援組織としては警備・誘導班、資材班、広報班、相互協力班、情報・連絡班を設ける。 自衛消防組織として、防護隊を設け、消火活動及び、各班の活動支援を実施する。また、職場地区隊や初期消火活動隊を設け初期消火活動を実施する。 各班の人員は、重大事故に至るおそれがある事故や大規模損壊等による火災と漏えいの重畳に対処できるよう組織する。 重大事故に至るおそれのある状況においては、要員を招集し、実施組織及び支援組織の活動を開始する。また、要員が揃うまでの間、初期消火等を実施する人員を定める。 予め定めた連絡経路により、夜間及び休日を含め円滑に要員を招集できるよう、定期的に非常招集訓練を実施する。 指揮者等が欠けた場合に備え、順位を定めて代理者を明確化する。 事故時に活動の拠点として機能する場所には、実施組織と支援組織で情報交換ができるよう通信連絡設備を準備するとともに、社外へ連絡及び通報するための事務機器を整備し、通報に関する体制も整備する。 他加工事業者との協定等により、原子力災害が発生した場合に、要員及び資材の借用その他必要な支援を受けられる体制を構築する。 <p>(ニ) 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他テロリズムへの対応</p> <p>大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる加工施設の大規模な損壊(以下「大規模損壊」という。)が発生した場合における体制の整備に関し、重大事故等での方針に従って、大規模損壊が発生した状況等を踏まえた必要な情報の種類、入手方法、判断基準等、さらに監視項目、確認項目、機器等の操作、対処事項、優先順位、手順書間の相互関係等を明確にするほか、以下の項目について手順書を整備する。また、当該手順書に従って活動を行うために必要な体制は、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合と同一の重大事故等対策組織とし、必要な資機材を整備する。また、他加工事業者との協定等により、要員等の必要な支援を受けられる体制とする。</p> <p>(ロ)で示したように、自然災害による大規模損壊は、地震の外力により第2加工棟に大規模損壊が発生したことを想定し、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合と同一の体制で対策を実施する。</p> <p>また、教育、訓練については、大規模損壊が発生した場合の対策活動の技能及び知識の向上を図るため、事故対処に必要な資機材を用いた訓練を定期的実施する。具体的には、重大事故等での方針に従って、大規模損壊発生を想定した総合訓練及び個別訓練を年1回以上の頻度で、また、大規模損壊における加工施設の挙動に関する知識の向上を図る教育を年1回以上の頻度で実施する。</p> <p>【中略】</p>	<p>(2) 訓練の実施</p> <p>訓練では、取り扱うウランの性状や時間帯、天候等を考慮した複数の環境条件を想定し、事故対処に必要な資機材を用いた訓練を実施する。訓練の実施に当たっては、対策活動を行う実施組織及び支援組織の要員を対象とした教育訓練計画を策定し、定期的(年1回以上)に訓練を実施するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育訓練においては、ウランの特性、漏えい、火災時の挙動及び環境条件を含む、重大事故等における加工施設の挙動に関する知識の向上を図る。 要員の役割に応じた机上教育を実施するとともに、各班の活動に応じた、通報、放射線管理設備等による監視、給排気等の運転管理、設備の停止・復旧といった応急活動等個別訓練と組織全体での総合訓練を事故対処に使用する資機材を用いて実施する。添7ロ(ハ)の表4に、最近の訓練実績とその内容を例として示すが、(ロ)に示した想定における各班の役割と実施した訓練の評価に基づき、訓練内容を改善していく。 各班の活動に応じた個別訓練や保守点検活動を実施し、資機材の使用、部品交換等の経験を積むとともに、資機材のマニュアル及び手順書を整備して、事故対処における資機材の使用について熟知する(添7ロ(ハ)の表1の資機材一覧には、各資機材に対する保守点検頻度、内容を付記)。また、防護隊所有の資機材については、定期的に、員数、操作及び機能の点検を実施する。 訓練では、漏えい、火災の状況を想定し、ウラン等の影響、夜間及び悪天候等の様々な環境条件を考慮する。 <p>(3) 体制の整備</p> <p>体制としては、本部、実施組織、実施組織を支援する支援組織に必要な人員を円滑に確保し、指揮命令系統、役割分担及び責任者等を明確化した重大事故等対策組織を整備するとともに、社外の支援を受けられるような体制も整備する(添7ロ(ロ)の図4)。事故対策組織整備の考え方については、別添7ロー9にまとめる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施組織として除染班、工務班、技術班、救護班、放射線管理班、防護隊を設ける。 除染班、工務班、技術班、救護班、放射線管理班には、技術支援の要員も含めることとし、運営支援組織としては警備・誘導班、資材班、広報班、相互協力班、情報・連絡班を設ける。 自衛消防組織として、防護隊を設け、消火活動及び、各班の活動支援を実施する。また、職場地区隊や初期消火活動隊を設け初期消火活動を実施する(添7ロ(ロ)の図5)。 各班の人員は、添7ロ(ハ)の表5に示すように、重大事故に至るおそれがある事故や大規模損壊等による火災と漏えいの重畳に対処できるよう組織する。 重大事故に至るおそれのある状況においては、要員を招集し、実施組織及び支援組織の活動を開始する。また、要員が揃うまでの間、初期消火等を実施する人員を定める。 予め定めた連絡経路により、夜間及び休日を含め円滑に要員を招集できるよう、定期的に非常招集訓練を実施する(添7ロ(ハ)の表4に非常招集訓練実績を付記)。 指揮者等が欠けた場合に備え、順位を定めて代理者を明確化する。 事故時に活動の拠点として機能する場所には、実施組織と支援組織で情報交換ができるよう通信連絡設備を準備するとともに、社外へ連絡及び通報するための事務機器を整備し、通報に関する体制も整備する。 他加工事業者との協定等により、原子力災害が発生した場合に、要員及び資材の借用その他必要な支援を受けられる体制を構築する。 <p>(ページ 添7-30～添7-33)</p> <p>(ニ) 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他テロリズムへの対応</p> <p>大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる加工施設の大規模な損壊(以下「大規模損壊」という。)が発生した場合における体制の整備に関し、重大事故等での方針に従って、大規模損壊が発生した状況等を踏まえた必要な情報の種類、入手方法、判断基準等、さらに監視項目、確認項目、機器等の操作、対処事項、優先順位、手順書間の相互関係等を明確にするほか、以下の項目について手順書を整備する。また、当該手順書に従って活動を行うために必要な体制は、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合と同一の重大事故等対策組織とし、必要な資機材を整備する。また、他加工事業者との協定等により、要員等の必要な支援を受けられる体制とする。</p> <p>(ロ)で示したように、自然災害による大規模損壊は、地震の外力により第2加工棟に大規模損壊が発生したことを想定し、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合と同一の体制で対策を実施する。</p>	

核燃料物質の加工の事業に係る保安規定の変更認可申請 (STO-N21-001、令和3年2月18日)	加工事業変更許可(本文)	加工事業変更許可(添付)	説明
	(ページ 161～164)	<p>また、教育、訓練については、大規模損壊が発生した場合の対策活動の技能及び知識の向上を図るため、事故対処に必要な資機材を用いた訓練を定期的実施する。具体的には、重大事故等での方針に従って、大規模損壊発生を想定した総合訓練及び個別訓練を年1回以上の頻度で、また、大規模損壊における加工施設の挙動に関する知識の向上を図る教育を年1回以上の頻度で実施する。</p> <p>一 大規模損壊発生時において大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること</p> <p>屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備等を用いて大規模な火災に対して消火活動を実施する対応は、重大事故に至るおそれがある事故への対応と同じである。</p> <p>二 重大事故等の発生を防止するための対策</p> <p>重大事故に至るおそれがある事故の対策に加えて、大規模損壊時にウランが飛散した場合に対して、集塵機等を用いたウランの回収、固着剤を用いたウランの固着等の手順を設ける。</p> <p>また、対策に必要な資機材の保管場所は、添7ロ(ハ)の表2に示すように、第2加工棟から離して設置する。</p> <p>三 対策の実施に必要な情報の把握</p> <p>重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合に対して設定した情報について、添7ロ(ロ)の表1に示す監視設備や、放射線業務従事者の巡視点検により事象を把握する。</p> <p>加工施設内、敷地内の情報の把握については、照明、可搬式の放射線測定設備及び監視カメラも活用する。</p> <p>(ページ 添 7-39)</p>	

核燃料物質の加工の事業に係る保安規定の変更認可申請 (STO-N21-001、令和3年2月18日)	加工事業変更許可(本文)	加工事業変更許可(添付)	説明
第10章 非常時の措置			
第2節 事前対策			
<p>(非常時の組織) 第83条 社長は、重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊発生時を含む非常事態が発生した場合に備え対策活動を行えるよう本部要員、対策を実施する操作員等により構成される実施組織及び実施組織に対して技術的助言を行い実施組織が対策に専念できる環境を整える支援組織から構成する重大事故等対策組織としても活動が行える防災本部組織をあらかじめ定めておく。防災本部組織に必要な人員を確保し、指揮命令系統、役割分担、責任者、社内外への通報手段等を明確化することにより、円滑に人員を招集し、効果的な対策を実施し得る適切な人員配置の体制を確立する。</p> <p>2 防災本部組織の本部長には社長が当たる。ただし、本部長が不在の場合に備えあらかじめ代行者を定めておく。</p> <p>(防災本部要員) 第84条 社長は、防災本部組織に、本部要員、実施組織及び支援組織の任務に応じて必要な要員をあらかじめ定めておく。</p> <p>(非常時用の資機材の配備) 第85条 社長は、対策活動に必要な放射線障害防護用器具、非常用通信機器、計測機器等、通信関係、発電機、<u>可搬型照明</u>、その他資機材をあらかじめ<u>配備</u>しておく。 2 社長は、非常用照明、誘導灯とは別に、対策活動における現場操作が可能となるように、可搬型照明及び専用の電源をあらかじめ<u>配備</u>しておく。添付2の表2に、第1項も含め、<u>重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊対策</u>として<u>配備</u>する資機材を示す。 3 社長は、外部電源喪失時に用いるガスタービン発電機を7日間連続運転させるのに必要な量の燃料をあらかじめ確保しておく。 4 担当部長は、第1項から第3項に定める<u>資機材</u>について、<u>第58条</u>に基づく保全を実施し、常に使用可能な状態に維持する。故障等により使用不能となった場合は、速やかに修理、又は代替品を補充する。</p>	<p>六 加工施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項 ロ 重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故 事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及び評価の結果 (ハ) 事故に対処するために必要な体制等の整備 【中略】 事故対処のため、事故時に活動の拠点として機能する場所を準備し、非常用通信機器、放射線測定設備、防護用器具や、夜間及び悪天候下等を想定した機器等の資機材を整備し、地震等の外力による共通要因で必要な機能が損傷するおそれがないよう、場所、方法及び数量に考慮して保管する。 (ページ 161)</p>	<p>添付書類七 変更後における加工施設において事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する説明書 ロ 重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故 (ハ) 事故に対処するために必要な体制等の整備 重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合又は大規模な自然災害もしくは故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる加工施設の大規模な損壊が発生した場合において、核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失によって、放射線及び放射性物質を著しく敷地外に放出する事象を防止するため、以下に示す方針に従い、当該事故等に的確かつ柔軟に対処するために必要な資機材、手順書をあらかじめ整備し、訓練を行うとともに、人員を確保する等の必要な体制の整備を行う。 (添 7-30)</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
<u>第87条の2 削除</u>			<p>第80条の2、第80条の3へ移行した。</p>
第3節 初期活動			
<p>(応急措置) 第89条 担当課長は、直ちに異常の状況を把握し、応急措置を講ずる。 2 保安基盤課長は、周辺監視区域内の線量当量率、放射性物質濃度等を調査し、その結果を社長、核燃料取扱主任者、保安管理部長及び環境安全部長に報告する。また、必要に応じて放射線防護上の措置を講ずる。</p>	<p>六 加工施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項 ロ 重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故 事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及び評価の結果 (ニ) 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他テロリズムへの対応 【中略】 三 対策の実施に必要な情報の把握 重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合に対して設定した情報について、監視設備や、放射線業務従事者の巡視点検により事象を把握する。 加工施設内、敷地内の情報の把握については、照明、可搬式の放射線測定設備及び監視カメラも活用する。 (ページ 164)</p>	<p>添付書類七 変更後における加工施設において事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する説明書 ロ 重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故 (ニ) 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他テロリズムへの対応 【中略】 三 対策の実施に必要な情報の把握 重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合に対して設定した情報について、添7ロ(ロ)の表1に示す監視設備や、放射線業務従事者の巡視点検により事象を把握する。 加工施設内、敷地内の情報の把握については、照明、可搬式の放射線測定設備及び監視カメラも活用する。 (添 7-39)</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>

核燃料物質の加工の事業に係る保安規定の変更認可申請 (STO-N21-001、令和3年2月18日)	加工事業変更許可(本文)	加工事業変更許可(添付)	説明
第4節 非常時における活動			
<p>(緊急作業従事者の線量管理等)</p> <p>第91条の2 本部長は、緊急作業に従事させる要員について、次の項目に掲げる全ての要件に該当する放射線業務従事者から選定する。</p> <p>(1) 緊急作業時の放射線の生体と与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を社長に書面で申し出た者であること。</p> <p>(2) 緊急作業についての訓練を受けた者であること。</p> <p>(3) 線量告示第7条第2項第1号、第2号及び第4号に示すいずれかの事象に対して緊急作業に従事させる要員は、原子力災害対策特別措置法に基づく原子力防災要員、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者であること。</p> <p>2 本部長は、選定した要員を緊急作業に従事させる場合は、次の項目に定める措置を講ずる。</p> <p>(1) 要員の線量限度は、別表7に定める値とし、要員の線量が限度を超え、又は超えるおそれがあるときは、本部長は、当該要員の緊急作業への従事禁止を指示すること。</p> <p>(2) 緊急作業に従事させる期間中における要員の線量を1月以内ごとに1回評価し、結果を当該要員に通知すること。</p> <p>(3) 要員の受ける線量を低くするため、施設の状況及び作業内容に応じた適切な放射線防護措置を講ずること。</p> <p>(4) 緊急作業を行った要員に対し、当該作業に従事後1月以内ごとに1回及び当該作業から離れる際、健康診断を受診させること。</p>	<p>五 加工施設における放射線の管理に関する事項</p> <p>イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法</p> <p>(ハ) 放射線業務従事者の被ばく管理</p> <p>(5) 保護具</p> <p>必要に応じ、必要な部位に専用の保護具を着用させる。また、万一の緊急作業に備え、緊急用保護具を備え付ける。</p> <p>(ページ 149)</p>	<p>添付書類六 変更後における加工施設の放射線の管理に関する説明書</p> <p>ロ. 放射線の被ばく管理</p> <p>(ハ) 放射線業務従事者の被ばく管理</p> <p>(5) 保護具</p> <p>放射線業務従事者が核燃料物質等の取り扱い作業に従事するときには、必要な部位に専用の保護具を着用させる。また、万一の緊急作業に備え、緊急用保護具を備え付ける。</p> <p>(ページ 添6-2～添6-3)</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
第11章 定期評価			
<p>(定期評価に係る計画及び実施)</p> <p>第94条 保安管理部長は、第96条に記載する事項を定めた定期評価に関する規程書を定める。</p> <p>2 担当部長は、前項に定めた規程書に基づいて、第96条の業務を実施する。</p> <p>(定期評価に係る評価及び改善)</p> <p>第95条 保安管理部長は、第96条に記載する事項に対する結果を、第94条に定めた規程書に従い確認し、改善の必要性を含む評価を行い、定期的に放射線安全委員会へ報告する。</p> <p>2 保安管理部長は、前項の確認、評価及び報告を受けて、必要に応じて第94条の規程書を改める。</p> <p>(加工施設の定期的な評価)</p> <p>第96条 担当部長は、10年を超えない期間ごとに、保安活動の実施状況を評価し、また、安全研究成果、国内外の加工施設の運転経験から得られた教訓(所管官庁が文書で指示した調査・点検事項に関する措置状況を含む。)及び技術開発成果の3項目からなる最新の技術的知見の反映状況を評価する。</p>	<p>七 加工施設の保安ため業務に係る品質管理必要な体制の整備に関する事項へ評価及び改善</p> <p>(イ) 監視測定、分析、評価及び改善</p> <p>(1) 組織は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセスを計画し、実施する。</p> <p>(2) 組織は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする。</p> <p>(ページ 13 (STO-Q20-009:2020年6月12日届出))</p>		<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>

核燃料物質の加工の事業に係る保安規定の変更認可申請 (STO-N21-001、令和3年2月18日)	加工事業変更許可(本文)	加工事業変更許可(添付)	説明
第12章 記録及び報告			
<p>(記録)</p> <p>第97条 保安管理部長は、別表18の記録の作成及び管理(識別、保管、保護、検索、保存期間及び廃棄)に関する規程書を定める。規程書には、別表18の第1項第8号に該当する保安品質マネジメントシステムの運用に関する記録の対象の明確化を含める。</p> <p>2 担当部課長は、前項の規程書に従い、別表18に定める保安に関する記録を適正に作成し、同表に定める期間保存する。</p> <p>3 核燃料取扱主任者の記録の確認は別表18に定める頻度で行う。</p> <p>(報告)</p> <p>第98条 担当課長は、次の各号に該当する場合はその旨を直ちに社長(防災本部本部長)及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>(1) 放射性液体廃棄物について、別表16の管理目標値を超えて放出した場合</p> <p>(2) 放射性気体廃棄物について、別表16の管理目標値を超えて放出した場合</p> <p>(3) 線量当量等に異常が認められた場合</p> <p>(4) 非常事態、又は非常事態に発展するおそれがあると判断した場合</p> <p>(5) その他、加工規則第9条の16に定める報告事態が生じた場合及びこれらに準ずるものが生じた場合並びに発展するおそれがあると判断した場合</p> <p>2 社長は、前項の報告を受けた場合は、あらかじめ定めた連絡責任者を通じて、その旨を直ちに社外関係機関に報告する。</p> <p>3 社長は、次の各号に該当する場合、その旨を直ちに社外関係機関に報告する。</p> <p>(1) 非常時体制を発令した場合</p> <p>(2) その他保安上特に重要な事態が発生した場合</p>	<p>七 加工施設の保安ため業務に係る品質管理必要な整備に関する事項</p> <p>ロ 品質マネジメントシステム</p> <p>(ホ)記録の管理</p> <p>(1)組織は、品管規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。</p> <p>(2)組織は、(1)の記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に関し、所要の管理の方法を定めた手順書等を作成する。</p> <p>(ページ3 (STO-Q20-009:2020年6月12日届出))</p> <p>六 加工施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項</p> <p>ロ 重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故 事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及び評価の結果</p> <p>(ハ) 事故に対処するために必要な体制等の整備</p> <p>(3) 体制の整備</p> <p>体制としては、本部、実施組織、実施組織を支援する支援組織に必要な人員を円滑に確保し、指揮命令系統、役割分担及び責任者等を明確化した重大事故等対策組織を整備するとともに、社外の支援を受けられるような体制も整備する。</p> <p>【中略】</p> <p>(ページ 162~163)</p>	<p>添付書類七 変更後における加工施設において事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する説明書</p> <p>ロ 重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故</p> <p>(ハ) 事故に対処するために必要な体制等の整備</p> <p>重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合又は大規模な自然災害もしくは故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる加工施設の大規模な損壊が発生した場合において、核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失によって、放射線及び放射性物質を著しく敷地外に放出する事象を防止するため、以下に示す方針に従い、当該事故等に的確かつ柔軟に対処するために必要な資機材、手順書をあらかじめ整備し、訓練を行うとともに、人員を確保する等の必要な体制の整備を行う。</p> <p>(添7-30)</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
別表			
<p>別表4</p> <p>・別表4(2)、別表4(4)、別表4(5)より集合体貯蔵容器を削除。</p> <p>別表15</p> <p>・別表15(1)より集合体貯蔵容器を削除。</p>	<p>記載無し。</p> <p>記載無し。</p>	<p>記載無し。</p> <p>記載無し。</p>	<p>事業許可に記載はなく、保安規定の記載と齟齬はない。</p>

核燃料物質の加工の事業に係る保安規定の変更認可申請 (STO-N21-001、令和3年2月18日)	加工事業変更許可(本文)	加工事業変更許可(添付)	説明																																													
<p>・別表 15(2) (2.1) (2) 加工工程内の貯蔵区域 (2.1) 第1加工棟</p> <table border="1" data-bbox="142 338 943 831"> <thead> <tr> <th>設置場所</th> <th>貯蔵場又は機器</th> <th>核燃料物質の種類</th> <th>貯蔵容器</th> <th>最大貯蔵能力 (トンUO₂)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="border: 2px dashed black;"></td> <td></td> <td>劣化ウラン、天然ウラン及び低濃縮ウラン(濃縮度5%以下)</td> <td>5ガロン缶^(注1)</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>同上</td> <td>同上</td> <td>ボート</td> <td>2.8</td> </tr> <tr> <td>同上</td> <td>同上</td> <td>ボート</td> <td rowspan="2">10.3</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>ペレットトレイ</td> </tr> <tr> <td>同上</td> <td>同上</td> <td>集合体輸送容器</td> <td>31.2 (156集合体)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 2.5ガロン缶を含む。</p>	設置場所	貯蔵場又は機器	核燃料物質の種類	貯蔵容器	最大貯蔵能力 (トンUO ₂)			劣化ウラン、天然ウラン及び低濃縮ウラン(濃縮度5%以下)	5ガロン缶 ^(注1)	1.5	同上	同上	ボート	2.8	同上	同上	ボート	10.3			ペレットトレイ	同上	同上	集合体輸送容器	31.2 (156集合体)	<p>ニ 核燃料物質の貯蔵施設の構造及び設備 (ハ) 貯蔵する核燃料物質の種類及び最大貯蔵能力 (2) 加工工程内の貯蔵区域</p> <table border="1" data-bbox="979 317 1774 1703"> <thead> <tr> <th>設置場所</th> <th>貯蔵場又は機器</th> <th>核燃料物質の種類</th> <th>最大貯蔵能力 (トンUO₂)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="13" style="border: 2px dashed black;"></td> <td rowspan="13" style="border: 2px dashed black;"></td> <td rowspan="13">劣化ウラン、天然ウラン及び低濃縮ウラン(濃縮度5.0%以下)</td> <td>33.3 (156集合体)</td> </tr> <tr> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>13.7 (注3)</td> </tr> <tr> <td>4.0 (注1)</td> </tr> <tr> <td>7.2 (注4)</td> </tr> <tr> <td>4.0 (注1)</td> </tr> <tr> <td>9.0 (注3)</td> </tr> <tr> <td>3.6</td> </tr> <tr> <td>21.0 (注3)</td> </tr> <tr> <td>4.0 (注1)</td> </tr> <tr> <td>76.0 (注3)</td> </tr> <tr> <td>201.3 (注5) (945集合体)</td> </tr> <tr> <td>221.6 (注6) (1040集合体)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 収 【中略】 (注3) は</p>	設置場所	貯蔵場又は機器	核燃料物質の種類	最大貯蔵能力 (トンUO ₂)			劣化ウラン、天然ウラン及び低濃縮ウラン(濃縮度5.0%以下)	33.3 (156集合体)	0.3	13.7 (注3)	4.0 (注1)	7.2 (注4)	4.0 (注1)	9.0 (注3)	3.6	21.0 (注3)	4.0 (注1)	76.0 (注3)	201.3 (注5) (945集合体)	221.6 (注6) (1040集合体)	<p>記載無し。</p>	<p>第1加工棟及び第2加工棟の貯蔵場又は機器の最大貯蔵量については、今後の新規制対応工事にて整合させる予定である。 また、集合体貯蔵時の貯蔵量算出の根拠として、保安規定では9×9集合体、許可では10×10集合体を用いているため差が生じているが、10×10集合体製造の前に保安規定を適切に変更して整合させる予定である。</p>
設置場所	貯蔵場又は機器	核燃料物質の種類	貯蔵容器	最大貯蔵能力 (トンUO ₂)																																												
		劣化ウラン、天然ウラン及び低濃縮ウラン(濃縮度5%以下)	5ガロン缶 ^(注1)	1.5																																												
	同上	同上	ボート	2.8																																												
	同上	同上	ボート	10.3																																												
			ペレットトレイ																																													
	同上	同上	集合体輸送容器	31.2 (156集合体)																																												
設置場所	貯蔵場又は機器	核燃料物質の種類	最大貯蔵能力 (トンUO ₂)																																													
		劣化ウラン、天然ウラン及び低濃縮ウラン(濃縮度5.0%以下)	33.3 (156集合体)																																													
			0.3																																													
			13.7 (注3)																																													
			4.0 (注1)																																													
			7.2 (注4)																																													
			4.0 (注1)																																													
			9.0 (注3)																																													
			3.6																																													
			21.0 (注3)																																													
			4.0 (注1)																																													
			76.0 (注3)																																													
			201.3 (注5) (945集合体)																																													
			221.6 (注6) (1040集合体)																																													
<p>・別表 15(2) (2.2) (2.2) 第2加工棟</p> <table border="1" data-bbox="142 989 943 1913"> <thead> <tr> <th>設置場所</th> <th>貯蔵場又は機器</th> <th>核燃料物質の種類</th> <th>貯蔵容器</th> <th>最大貯蔵能力 (トンUO₂)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10" style="border: 2px dashed black;"></td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2">劣化ウラン、天然ウラン及び低濃縮ウラン(濃縮度5%以下)</td> <td>5ガロン缶^(注1)</td> <td>13.7 (注5)</td> </tr> <tr> <td>5ガロン缶^(注1)</td> <td>3.0 (注4)</td> </tr> <tr> <td>同上</td> <td>ボート</td> <td>7.2 (注6)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">同上</td> <td>ボート</td> <td rowspan="2">3.0 (注4)</td> </tr> <tr> <td>5ガロン缶^(注1)</td> </tr> <tr> <td>トレイ</td> <td>20.0 (注5)</td> </tr> <tr> <td>同上</td> <td>ペレットトレイ</td> <td>21.0 (注5)</td> </tr> <tr> <td>同上</td> <td>5ガロン缶^(注1)</td> <td>3.0 (注4)</td> </tr> <tr> <td>同上</td> <td>トレイ</td> <td>76.0 (注5)</td> </tr> </tbody> </table>	設置場所	貯蔵場又は機器	核燃料物質の種類	貯蔵容器	最大貯蔵能力 (トンUO ₂)			劣化ウラン、天然ウラン及び低濃縮ウラン(濃縮度5%以下)	5ガロン缶 ^(注1)	13.7 (注5)	5ガロン缶 ^(注1)	3.0 (注4)	同上	ボート	7.2 (注6)	同上	ボート	3.0 (注4)	5ガロン缶 ^(注1)	トレイ	20.0 (注5)	同上	ペレットトレイ	21.0 (注5)	同上	5ガロン缶 ^(注1)	3.0 (注4)	同上	トレイ	76.0 (注5)																		
設置場所	貯蔵場又は機器	核燃料物質の種類	貯蔵容器	最大貯蔵能力 (トンUO ₂)																																												
		劣化ウラン、天然ウラン及び低濃縮ウラン(濃縮度5%以下)	5ガロン缶 ^(注1)	13.7 (注5)																																												
			5ガロン缶 ^(注1)	3.0 (注4)																																												
	同上	ボート	7.2 (注6)																																													
	同上	ボート	3.0 (注4)																																													
		5ガロン缶 ^(注1)																																														
		トレイ	20.0 (注5)																																													
	同上	ペレットトレイ	21.0 (注5)																																													
	同上	5ガロン缶 ^(注1)	3.0 (注4)																																													
	同上	トレイ	76.0 (注5)																																													

核燃料物質の加工の事業に係る保安規定の変更認可申請 (STO-N21-001、令和3年2月18日)	加工事業変更許可(本文)	加工事業変更許可(添付)	説明						
<table border="1" data-bbox="142 210 934 430"> <tr> <td data-bbox="142 210 451 294"></td> <td data-bbox="451 210 647 294">—^(注2)</td> <td data-bbox="647 210 934 294">189.0 (注7) (945集合体)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="142 294 451 430">同上</td> <td data-bbox="451 294 647 430">集合体輸送容器、 粉末輸送容器^(注3)</td> <td data-bbox="647 294 934 430">208.0 (注8)</td> </tr> </table> <p data-bbox="192 436 549 487">(注1) 2.5ガロン缶を含む。 (注2) 貯蔵容器を用いず、集合体で貯蔵する。</p> <p data-bbox="192 487 949 829">(注3) (注4) (注5) (注6) (注7) (注8)</p>		— ^(注2)	189.0 (注7) (945集合体)	同上	集合体輸送容器、 粉末輸送容器 ^(注3)	208.0 (注8)	<p data-bbox="973 210 1736 409">(注4) (注5) (注6)</p> <p data-bbox="973 409 1172 441">(ページ 106~107)</p>		
	— ^(注2)	189.0 (注7) (945集合体)							
同上	集合体輸送容器、 粉末輸送容器 ^(注3)	208.0 (注8)							

核燃料物質の加工の事業に係る保安規定の変更認可申請 (STO-N21-001、令和3年2月18日)	加工事業変更許可(本文)	加工事業変更許可(添付)	説明																							
<p>別表7 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示の一部改正が令和3年4月1日より施行されるに伴い、眼の水晶体の線量限度を変更する。</p> <p>別表7 放射線業務従事者の線量限度(第48条、第91条の2関係)</p> <table border="1" data-bbox="121 388 928 520"> <thead> <tr> <th rowspan="2">実効線量限度</th> <th colspan="3">等価線量限度</th> </tr> <tr> <th>眼の水晶体(注4)</th> <th>皮膚</th> <th>女子の腹部表面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50mSv/年</td> <td>150mSv/年</td> <td>500mSv/年</td> <td>2mSv/出産までの期間(注3)</td> </tr> <tr> <td>100mSv/5年</td> <td>50mSv/年</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5mSv/3月(注1)</td> <td>100mSv/5年</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1mSv(注2)/出産までの期間(注3)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、緊急作業に係る線量限度として、実効線量について100mSv、眼の水晶体の等価線量について300mSv及び皮膚の等価線量について1Svとする。 但し、線量告示第7条第2項第1号、第2号及び第4号に示すいずれかの事象に該当する場合には、実効線量について250mSvとする。 緊急作業が適用できる女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を加工事業者に書面で申し出た放射線業務従事者に限定する。</p> <p>(注1) 女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を加工事業者に書面で申し出た者を除く)について、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間 (注2) 内部被ばくに限る (注3) 本人の申出等により加工事業者が妊娠の事実を知った時から出産までの期間 (注4) 等価線量(眼の水晶体)については、令和3年4月1日以降は下段を適用する</p>	実効線量限度	等価線量限度			眼の水晶体(注4)	皮膚	女子の腹部表面	50mSv/年	150mSv/年	500mSv/年	2mSv/出産までの期間(注3)	100mSv/5年	50mSv/年			5mSv/3月(注1)	100mSv/5年			1mSv(注2)/出産までの期間(注3)				<p>五 加工施設における放射線の管理に関する事項 イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法 (ニ) 周辺環境における公衆の被ばく管理 【中略】 また、気体及び液体廃棄物の放出に当たっては放出管理を行うとともに、さらに異常がないことを確認するため、周辺監視区域外における土壌等の放射性物質濃度を定期的に測定する。 (ページ 149)</p>	<p>添付書類六 変更後における加工施設の放射線の管理に関する説明書 ハ. 放射性廃棄物の廃棄に関する管理 (ハ) 施設周辺環境の管理 周辺監視区域における外部放射線に係る線量を熱蛍光線量計等により定期的に測定する。 周辺監視区域内外の土壌、平作川の河泥等を定期的に採取し、放射性物質(ウラン)の濃度を測定する。また、風向、風速、降雨量及び大気温度を測定する。 【中略】 (ページ 添6-26)</p>	<p>事業許可に記載はなく、保安規定の記載と齟齬はない。</p> <p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
実効線量限度		等価線量限度																								
	眼の水晶体(注4)	皮膚	女子の腹部表面																							
50mSv/年	150mSv/年	500mSv/年	2mSv/出産までの期間(注3)																							
100mSv/5年	50mSv/年																									
5mSv/3月(注1)	100mSv/5年																									
1mSv(注2)/出産までの期間(注3)																										
<p>別表9 周辺監視区域外の測定内容を明確化した。</p> <p>別表9 線量当量等の測定(第52条関係)</p> <table border="1" data-bbox="121 1115 928 1331"> <thead> <tr> <th>測定場所</th> <th>測定項目</th> <th>測定頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種管理区域</td> <td>外部放射線に係る線量当量 空気中の放射性物質濃度 表面密度</td> <td rowspan="2">1回/週以上</td> </tr> <tr> <td>第2種管理区域</td> <td>外部放射線に係る線量当量</td> </tr> <tr> <td>周辺監視区域</td> <td>外部放射線に係る線量当量</td> <td></td> </tr> <tr> <td>敷地内</td> <td>気象観測</td> <td>連続</td> </tr> <tr> <td>周辺監視区域外</td> <td>環境試料中の放射性物質(注1)</td> <td>1回/3月以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 土壌、平作川の河泥等を採取し、放射性物質(ウラン)の濃度を測定する。</p>	測定場所	測定項目	測定頻度	第1種管理区域	外部放射線に係る線量当量 空気中の放射性物質濃度 表面密度	1回/週以上	第2種管理区域	外部放射線に係る線量当量	周辺監視区域	外部放射線に係る線量当量		敷地内	気象観測	連続	周辺監視区域外	環境試料中の放射性物質(注1)	1回/3月以上									
測定場所	測定項目	測定頻度																								
第1種管理区域	外部放射線に係る線量当量 空気中の放射性物質濃度 表面密度	1回/週以上																								
第2種管理区域	外部放射線に係る線量当量																									
周辺監視区域	外部放射線に係る線量当量																									
敷地内	気象観測	連続																								
周辺監視区域外	環境試料中の放射性物質(注1)	1回/3月以上																								

核燃料物質の加工の事業に係る保安規定の変更認可申請 (STO-N20-003、令和2年9月25日)	加工事業変更許可(本文)	加工事業変更許可(添付)	説明																																
<p>別表 15 の2 ・保管廃棄施設の最大保管廃棄能力を追加した。</p> <p>別表 15 の2 保管廃棄施設の最大保管廃棄能力 (第73の2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="142 369 923 1356"> <thead> <tr> <th>保管廃棄場所</th> <th>保管廃棄能力 (本数表示は200kg缶換算)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>第1-1 廃棄物貯蔵場 (第1加工棟)</td><td>約 3,500 本</td></tr> <tr><td>第1-2 廃棄物貯蔵場 (第1加工棟)</td><td>約 2,600 本</td></tr> <tr><td>第1-4 廃棄物貯蔵場 (第1加工棟)</td><td>約 40 本</td></tr> <tr><td>第1-5 廃棄物貯蔵場 (第1加工棟)</td><td>約 550 本</td></tr> <tr><td>第1-6 廃棄物貯蔵場 (第1加工棟)</td><td>約 170 本</td></tr> <tr><td>第1-7 廃棄物貯蔵場 (第1加工棟)</td><td>約 5,030 本</td></tr> <tr><td>第1-8 廃棄物貯蔵場 (第1加工棟)</td><td>約 430 本</td></tr> <tr><td>第1-9 廃棄物貯蔵場 (第1加工棟)</td><td>約 1,000 本</td></tr> <tr><td>第1-10 廃棄物貯蔵場 (第1加工棟)</td><td>約 2,300 本</td></tr> <tr><td>第1-11 廃棄物貯蔵場 (第1加工棟)</td><td>約 650 本</td></tr> <tr><td>第1-12 廃棄物貯蔵場 (第1加工棟)</td><td>約 210 本^(註1)</td></tr> <tr><td>第1-13 廃棄物貯蔵場 (第1加工棟)</td><td>約 1,400 本</td></tr> <tr><td>第1-14 廃棄物貯蔵場 (第1加工棟)</td><td>約 520 本</td></tr> <tr><td>第1-15 廃棄物貯蔵場 (第1加工棟)</td><td>約 1,360 本</td></tr> <tr> <td>第2-2 (1階) 廃棄物貯蔵場 第2-2 (2階) 廃棄物貯蔵場 第2-2 (3階) 廃棄物貯蔵場 (廃棄物貯蔵棟第2棟)</td> <td>約 9,000 本</td> </tr> </tbody> </table>	保管廃棄場所	保管廃棄能力 (本数表示は200kg缶換算)	第1-1 廃棄物貯蔵場 (第1加工棟)	約 3,500 本	第1-2 廃棄物貯蔵場 (第1加工棟)	約 2,600 本	第1-4 廃棄物貯蔵場 (第1加工棟)	約 40 本	第1-5 廃棄物貯蔵場 (第1加工棟)	約 550 本	第1-6 廃棄物貯蔵場 (第1加工棟)	約 170 本	第1-7 廃棄物貯蔵場 (第1加工棟)	約 5,030 本	第1-8 廃棄物貯蔵場 (第1加工棟)	約 430 本	第1-9 廃棄物貯蔵場 (第1加工棟)	約 1,000 本	第1-10 廃棄物貯蔵場 (第1加工棟)	約 2,300 本	第1-11 廃棄物貯蔵場 (第1加工棟)	約 650 本	第1-12 廃棄物貯蔵場 (第1加工棟)	約 210 本 ^(註1)	第1-13 廃棄物貯蔵場 (第1加工棟)	約 1,400 本	第1-14 廃棄物貯蔵場 (第1加工棟)	約 520 本	第1-15 廃棄物貯蔵場 (第1加工棟)	約 1,360 本	第2-2 (1階) 廃棄物貯蔵場 第2-2 (2階) 廃棄物貯蔵場 第2-2 (3階) 廃棄物貯蔵場 (廃棄物貯蔵棟第2棟)	約 9,000 本	<p>I 加工施設の位置、構造及び設備 ホ 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備 (ハ) 固体廃棄物の廃棄設備 【中略】 (3) 保管廃棄施設の最大保管廃棄能力 【省略】 (ページ 121-122)</p>	<p>添付書類六 変更後における加工施設の放射線の管理に関する説明書 ハ. 放射性廃棄物の廃棄に関する管理 (ロ) 固体廃棄物の管理 加工施設において発生する固体廃棄物のうち、放射性物質によって汚染され、又は汚染されたおそれのある廃棄物は、可燃性、難燃性、不燃性及びスラッジ廃棄物に区別して、所定のドラム缶に入れて廃棄物貯蔵場に保管する。 【中略】 (ページ 添6-26)</p>	<p>許可に記載のある存置状態での保管廃棄は、今後の新規制対応工事にて整合させる予定である。廃棄物貯蔵棟第3棟での保管廃棄は、新設であり第6次設工認以降の申請と工事予定である。</p>
保管廃棄場所	保管廃棄能力 (本数表示は200kg缶換算)																																		
第1-1 廃棄物貯蔵場 (第1加工棟)	約 3,500 本																																		
第1-2 廃棄物貯蔵場 (第1加工棟)	約 2,600 本																																		
第1-4 廃棄物貯蔵場 (第1加工棟)	約 40 本																																		
第1-5 廃棄物貯蔵場 (第1加工棟)	約 550 本																																		
第1-6 廃棄物貯蔵場 (第1加工棟)	約 170 本																																		
第1-7 廃棄物貯蔵場 (第1加工棟)	約 5,030 本																																		
第1-8 廃棄物貯蔵場 (第1加工棟)	約 430 本																																		
第1-9 廃棄物貯蔵場 (第1加工棟)	約 1,000 本																																		
第1-10 廃棄物貯蔵場 (第1加工棟)	約 2,300 本																																		
第1-11 廃棄物貯蔵場 (第1加工棟)	約 650 本																																		
第1-12 廃棄物貯蔵場 (第1加工棟)	約 210 本 ^(註1)																																		
第1-13 廃棄物貯蔵場 (第1加工棟)	約 1,400 本																																		
第1-14 廃棄物貯蔵場 (第1加工棟)	約 520 本																																		
第1-15 廃棄物貯蔵場 (第1加工棟)	約 1,360 本																																		
第2-2 (1階) 廃棄物貯蔵場 第2-2 (2階) 廃棄物貯蔵場 第2-2 (3階) 廃棄物貯蔵場 (廃棄物貯蔵棟第2棟)	約 9,000 本																																		